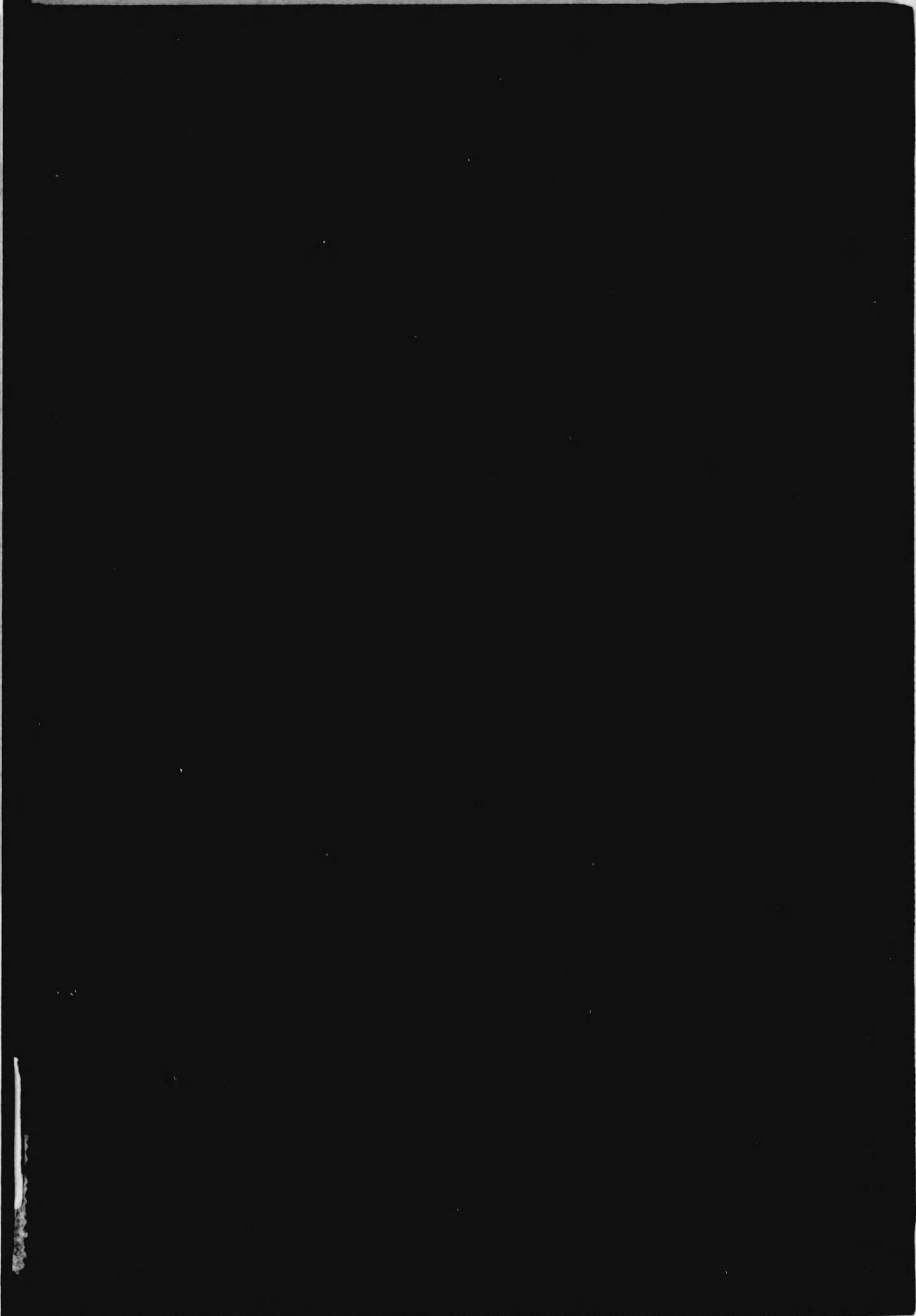
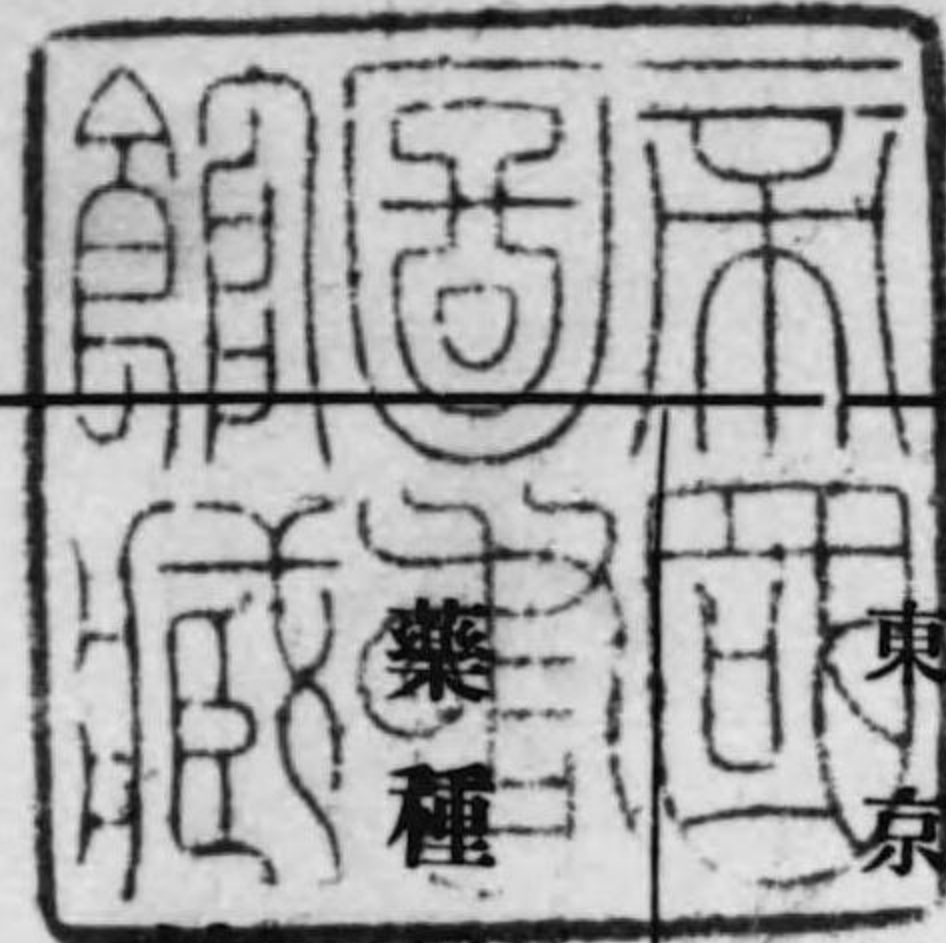




始



特 230
969



東京製藥學校編

藥種商製藥者

樂制註解

發行所 東京製藥學院



緒 言

薬品は吾人の保健衛生上に重大なる関係を有するものなれば、これを取扱ふ業者は法令を以て取締り規定を制定し其の營業上の過誤無きを期したり即ち、明治二十二年三月法律第十號を以て、薬品營業並に取扱規則、言謂一般に薬律と稱せらるる法律の發布を見たり、本薬律は薬品業務に關し其の根本を規定せるものにして、發令後五回にわたりて改正せられたり、殊に大正十四年四月薬劑師法の發布に依り同時に改正せられたるものなり、

薬種商・製薬者は本法令に依りて律せらるゝものなれば斯界に志すの士は必ず修得せざるべからざるものなり

本書は其の條文に關し註譯せるものなり、尙ほ麻薬取締、阿片法に各々註譯し殊に毒薬劇薬品目及毒物劇薬品目指定に於ては其の各品目に各薬品の性状を記述し、薬種商・製薬者受験者諸氏の利便に資せんために編纂なしたるものなり。

編 者 識

目 次

藥品營業並藥品取扱規則.....	1
概 論.....	1
第一章 藥劑師.....	1
第二章 藥種商.....	1
第三章 製藥者.....	3
第四章 藥品取扱.....	3
第五章 罰 則.....	24
藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條第三十七條の三 に依る命令.....	29
何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑に関する件.....	36
何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑を製造發賣し又は輸 入せんとする者の届出方の件.....	38
毒物劇物營業取締規則.....	38
毒物劇物營業取締規則.....	47
毒物劇物營業取締規則第八條第三項の家事上必要なる毒物劇物 品目.....	50
藥種商製藥者取締細則.....	51
阿片法.....	55
藥品巡視規則.....	62
メチルアルコール木精取締規則.....	63
麻藥取締規則.....	65
麻藥規則第二條に依り麻藥指定.....	73
藥局方外毒劇藥品表.....	74
毒藥の部.....	74

劇薬の部	84
毒物劇物営業取締規則第一條に據る毒物劇物	112
毒物	114
劇物	115
藥劑師法	121
藥劑師法施行規則	123
阿片法施行規則	130
賣藥法施行規則	137
壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法	140
何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑の醫藥と賣藥の區別標準	142
賣藥部外品取締規則	144
傳染病豫防法施行規則	147
届出書式類	154

藥種商
製藥者

藥 制 註 解

東京製藥學校編

藥品營業並藥品取扱規則

概 論

本法律は明治二十二年三月法律第十號を以て發布せられたるものにして藥品營業者即ち藥劑師、藥種商、製藥者の業務權を根本的に規定し其の藥品取扱上に於ける過誤を無からしむる目的を以て規定せられたるものなり。

藥劑師は大正十四年四月藥劑師法の發布に依り其の身分業務權を規定せられたるも本法第一章に於て指定藥品の販賣に關し規定せられ。

藥種商は本法第二章に於て身分並に業務權を規定せられ。

製藥者は本法第三章に於て身分並に業務權を規定せらる。

而して其第四章以下に於ては藥品取扱並に違反行爲に依る處罰方法を規定し其の過誤無からしむるべく嚴に取締られて居る。

第 一 章 藥 劑 師

藥劑師は藥劑師法制定に依り第一條乃至第十五條第十六條乃至十九條及之れに伴ふ罰則規定を廢止せらる。

第十五條の二 藥劑師は正當の事故なくして指定藥品の販賣を拒むことを得ず。

第 二 章 藥 種 商

第二十條 藥種商とは藥品の販賣を爲す者を云ふ。

註 藥種商とは地方長官の免許を受け藥品の販賣をなす者なり。

即ち醫藥工業藥等の卸小賣をなす者にして普通藥なれば零賣(小分賣)をしても差支へないことになつて居る。例へば重曹、硼酸「グリセリン」等の藥品は零賣をしてよいが劇藥・毒藥のみは藥劑師・製藥者の封緘のまま取扱ふもので之れを小分して販賣する事は出来ぬ。又外に内務大臣指定の藥品此れを指定藥品と云ふ。此の指定藥品は藥種商に販賣を許して居ない。然し藥種商と雖も藥劑師を招聘して營業する者には指定藥品の販賣が出来るのである。之れ故に藥種商には試験に合格して免許を得たる者と藥劑師を管理人として其の藥劑師の管理の下に藥種商となる者の二つがある即ち後文の如し。

第二十一條 藥種商は地方廳の免許鑑札を受くべし。

註 藥種商となるには藥種商試験に合格し地方長官の免許例へば東京府なれば警視總監、府縣なれば知事に免許鑑札の下付を願ひ履歴書を添へて提出すればよい。會社や私人が藥劑師を管理人とする時は其の藥劑師の居る内は法人又は雇主は藥種商の免許を得らる。

第二十二條 毒藥・劇藥は衛生試験所又は藥劑師・製藥者に於て封緘したる容器を開きて零賣することを得ず。

註 藥種商は毒藥劇藥に限り衛生試験所の封緘あるもの及び藥劑師・製藥者の封緘したるものを封緘のまま販賣することは出来るが容器を開いて小分賣りすることは出来ぬ。若し之れを犯す者は百圓以下の罰金に處せらるる。

封緘のままと雖も指定藥品を販賣し得る藥種商以外の藥種商に於ては指定藥品の販賣は出来ぬ。

指定藥品を販賣し得る藥種商とは藥劑師の管理下に在る藥種商又は特に地方長官より指定藥品販賣の許可を受けし者を云ふ。

第三章 製 藥 者

第二十三條 製藥者とは單に藥品を製造し其の製したる藥品を販賣する者を云ふ。

註 製藥者とは地方長官の免許を受け藥品を製造し(日本及外國藥局方新藥新製劑の製造をなし)自製の其の藥品を販賣なす者なり。即ち製藥者とは自己の製造したる藥品のみに自分の封緘をなして販賣するものを云ふ。

第二十四條 製藥者は地方廳の免許鑑札を受くべし。

註 製藥者となるには製藥者試験を受けて合格したる後地方長官例へば東京に於ては警視總監他の府縣に在つては知事宛に製藥者免許鑑札下附願を出して免許を得製藥の業に従事するものである。試験を受けず製藥者の業をなさんとするものは藥劑師を招聘して其の管理の下に藥劑師と共に願ひ出で製藥者免許の下附を得て製藥業に従事することが出来る。

第二十五條 毒藥劇藥は適當の容器に納め之を封緘すべし其の容器を開きて零賣することを得ず。

註 製藥者は毒藥・劇藥は其の藥品の性質に適當なる容器を選びて之れに入れ封緘して置かねばならぬ。製藥者は毒藥・劇藥の容器を開いて小分して販賣することは出来ぬ。これに反する者は百圓以下の罰金に處せらる。

第四章 藥 品 取 扱

第二十六條 日本藥局方に記載する所の藥品は其の性状・品質・該局方の所定に適合するものに非ざれば製造・貯藏・陳列・販賣又は授與することを得ず。但し命令に別段の規定ある場合は此の限に在らず。

註一 日本藥局方に記載してある藥品は其の藥の性質及び性状が日本藥局方で定められたる一定の標準規格に適當せぬものは製造又は貯藏

陳列して置くこと及び販賣又は授與することも出来ぬ。然し他に特別の規定がある時は差支なし。即ち其の特別の規定とは後記してある二十六、二十七、三十七條による命令にして製藥原料となし又は試験の目的を以て一時他の場所に貯藏する時は差支へない事に成つて居る。若し之れに反する者は四百圓以下の罰金に處せらる。

註二 此の場合登録せられたる新藥名にして例へば「ノボガン」又は「アネステチン」の如きものにして其集成（化學的成分）が藥局方記載の「鹽酸プロカイン」又「アミノ安息香酸エチル」と同一なる場合に於ては藥局方記載の「鹽酸プロカイン」又は「アミノ安息香酸エチル」と同一の規格を有すべきである。若し此の標準規格に合致せぬ場合には貯藏又は陳列販賣は出来ぬ即ち前記藥品は日本藥局方に記載するところの集成實質を有する藥品なればなり。

第二十七條 日本藥局方に記載せざる藥品は其の據る所の外國藥局方名を記すべし。其の性状・品質・該局方の所定に適合したるものに非ざれば製造・貯藏・陳列・販賣又は授與することを得ず。但し命令に別段の規定ある場合は此の限に在らず。

註 日本藥局方に記載してない藥品は何國の藥局方藥品なるか其の容器に何々藥局方と其の名を明かに記載せなければならぬ。其の性状性質も其の國の藥局方に記載せられたる標準規格に適合したるものでなければ製造・貯藏・陳列・賣捌き又は授與することが出来ぬ。之れも他に何等かの規定が設けられて販賣してもよい場合は賣捌きが出来ることになつて居る。

第二十八條 藥局方中特に貯藏法を示したるものは其の所定に従ふべし。

註 藥局方に記載してある藥品にして特に貯藏法が定められてあるものに對しては其の貯藏法に従つて貯へ置かねばならぬ。如何となれば藥品の性質に依つて種々の變化を起すものであるから各藥品の性質に付き貯藏方法を異にする例へば「冷暗所に貯ふべし」とあるものは日光

の透らぬ暗くして冷かなる場所に貯藏せなければならぬ。

第二十九條 毒藥劇藥は他の藥品と區別し毒藥は鎖鑰を備へたる場所に貯藏すべし。

註 毒藥・劇藥は他の藥品と區別けして貯へ殊に毒藥は鍵のある所へ貯へ容易に出し入れ出来ぬ様最も注意して貯ふるものである。而して其の毒藥を貯藏する外部には毒藥の二字を明記し又劇藥にありては劇藥の二字を明記する事。毒藥は黒地に白文字劇藥は白地に赤文字を以て記す。

第三十條 毒藥劇藥は職業上必要と認めたる者より其の藥名・量數・使用の目的・年月日及住所・氏名・職業を記し且捺印したる證書を差出すに非らざれば之を販賣若くは授與することを得ず。

前項の證書は其の日附より滿十年間之を保存すべし。

註 毒劇藥の販賣及其手續を規定せしものにして藥種商は毒藥・劇藥を小分賣りすることは出来ぬのみならず正式の手續即ち藥名と數量と其の使ふ目的、年月日と住所氏名職業及其の職業に果して必要なるものか否やを確める必要あり而して捺印せしめたる後販賣すべきものである。例へば蠶室の消毒に養蠶家が「ホルマリン」及昇汞を購入し來たる場合又或は理髮業者が石炭酸「ホルマリン」を購入に來たる場合の如し、又衛生組合に於て其の消毒に用ふるために消毒用毒劇藥を購入する場合は差支へなし、此の場合指定藥品を販賣し得る藥種商は藥劑師を管理人とする場合及特別其の販賣許可を受けたる藥種商なること。

第三十一條 毒藥劇藥は前條に記載したる證書あるも幼稚の者其の他不安心と認むる者には交附すべからず。

註 正規の證書を差出すも幼き者や白痴又は舉動不審なるもの自殺の虞れありと認めたるときは販賣及授與してはならぬ。

第三十二條 毒藥劇藥は藥品の容器又は包紙に其の名稱及販賣授與者の住所

氏名を記し毒薬は毒字劇薬は劇字を附記すべし。

註 毒薬・劇薬は其の容器又は包み紙に其の薬品名と賣捌人の住所氏名を記載して毒薬には毒の字。劇薬には劇の字を附記せねばならぬ。

第三十二條の二 第三十七條の三に掲ぐる薬種商に使用せらるる薬剤師は指定薬品の容器又は包紙に薬局方の所定に適合することの証明を附記し之に自己の住所氏名を附記すべし。

註 命令の定むる所に従つて薬剤師を管理人とする薬種商は指定薬品を販賣することが出来る。此の場合は其の薬剤師の住所氏名を記し薬品の容器又は包み紙に薬局方適品なることを証明するものである。此の証明が有る物で無ければ販賣授與することは出来ぬ。

第三十三條 薬剤師に於て醫師の処方箋に依り患者に與ふる薬劑は第三十條及第三十二條の手續を爲すを要せず。

註 薬剤師・醫師の処方箋に依り調劑して患者に授與する薬劑は證明書の必要なく又容器・包紙に名稱及毒劇薬の區別を附記する要もなし。

第三十四條 薬剤師薬種商製業者の間に於ては第三十條第三十二條に記載したる手續を要せず其の薬剤師薬種商製業者たるの證明書を以て毒薬劇薬の賣買することを得。

註 薬剤師・薬種商・製業者間に於ての賣買には證明書を要せず、又容器・包み紙に名稱等毒字・劇字の記載も必要なく單に薬剤師たり、薬種商又は製業者たるの證明書に依て毒薬劇薬の賣買をなすものである。

第三十五條 毒薬劇薬の品目は内務省令を以て之を定む。

註 内務省令の毒劇薬品目下記の通り

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條に據る毒薬劇薬の品目 明治四十五年三月 内務省令第二號 (改正 大正十年三月 内務省令第八號)

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條に據る毒薬・劇薬の品目は昭和七年六月内務省令第二十一號第五改正日本薬局方第二表第三表に掲ぐるもの及左に掲ぐる薬品とす。

附 則

本令は昭和七年十月一日より之を施行す

明治四十五年三月内務省令第二號毒薬劇薬の品目は本令施行の日より之を廢止す

○毒 薬

アコニチン、其化合物並製劑。

アトロピン、其化合物並製劑。

アポモルヒネ其化合物並製劑。

ウエラトリン、其化合物並製劑。

エゼリン、其化合物並製劑。

エビレナミン鹽類。

エメチン、其化合物並製劑。

可溶性ウラニウム鹽類。

カラバル豆製劑。

カンタリヂン、其化合物並製劑。

クラーリン、其化合物並製劑。

コニイン、其化合物並製劑。

コルヒチン、其化合物並製劑。

水銀化合物並其製劑 (但し朱・甘汞・黄色ヨード汞・オレイン酸水銀・白降汞並其製劑及昇汞綿・昇汞ガーゼ・黄降汞軟膏・赤降汞軟膏を除く。)

スコボラミン、其化合物並製劑。

ストリキニーネ其化合物並製劑 (但ストリキニーネ 0.02プロセント以下を含有する次亞磷酸鹽シロツブを除く。)

ストロファンチン。

青酸，シアンカリ其シアン化合物並製劑（但ベルリン青・黄血鹽・赤血鹽・並其製劑及び杏仁水・苦扁桃製劑並バクチ葉製劑を除く。）

デギタリス配糖體。

ナルコチン其化合物並製劑。

ナルセイン，其化合物並製劑。

ニコチン，其化合物並製劑。

ニトログリセリン，並其製劑。

巴豆油製劑。

砒素，其化合物並製劑（但砒素として0.003プロセント以下を含有する製劑を除く。）

ヒヨスチアミン，其化合物並製劑。

ピロカルピン，其化合物並製劑。

河豚毒成分並製劑。

弗化水素酸。

ブルチン，其化合物並製劑。

ホマトロピン其化合物並製劑。

モルヒネ，其化合物並製劑（但エチルモルヒネ，其鹽類並製劑デア・セチルモルヒネ鹽類製劑及鹽酸モルヒネ錠・複方クロロホルムモルヒネチンキを除く。）

黄磷含有物。

○劇 薬

亞鉛鹽類（但炭酸亞鉛を除く。）

アガリチン鹽類並アガリチン又は其鹽類の製劑。

アセトアニリド製劑（但一丸一錠中0.1グラム以下を含有するものを除く。）

阿片アルカロイド鹽酸鹽製劑。

阿片製劑（但其坐薬を除く。）

アミノピリン化合物並アミノピリン又は化合物の製劑（但一丸一錠中純アミノピリン1.0グラム以下を含有するものを除く。）

アンチピリン又は其化合物の製劑（但一丸一錠中純アンチピリン0.3グラム以下を含有するものを除く。）

アンチモン化合物並其製劑（但軟膏劑並金硫黄を除く。）

イグナチユース子並其製劑。

印度大麻草製劑。

烏頭附子並其製劑。

ウレタン。エクゴニン其化合物並製劑。

エチルモルヒネ其鹽類並製劑。

エビレナミン鹽類製劑。

エフェドリン其鹽類並製劑（但一錠中エフェドリン0.025グラム以下を含有するものを除く。）

鹽酸含有物（但鹽化水素十プロセント以下を含有するものを除く。）

鹽素酸カリ製劑（但鹽素酸カリ十プロセント以下を含有するものを除く。）

カドミウム並其化合物。

苛性カリ並苛性ソーダの製劑（但純水酸化カリウム並純水酸化ナトリウム五プロセント以下を含有するものを除く。）

カフェイン鹽類並カフェイン又は其鹽類の製劑（但一丸一錠中純カフェイン0.1グラム以下を含有するものを除く。）

カラバル豆。

カリウム。

甘汞，黄色ヨード汞，オレイン酸水銀並白降汞の製劑（但軟膏劑を除く。）

乾燥甲状腺製劑。

カンタリスのアルコール又はエーテル製劑。
 揮發苦扁桃油 (但ベンズアルデヒドを除く。)
 強アムモニア水。
 狂犬病豫防劑。
 金鹽類銀鹽類並其製劑 (但鹽化銀・プロテイン銀並其製劑を除く。)
 グアヤコール製劑 (但純グアヤコール五プロセント以下を含有するもの並一カプセル、一丸一錠中純グアヤコール 0.05グラム以下を含有するものを除く。)
 苦扁桃製劑。
 クレオソート製劑 (但クレオソート五プロセント以下を含有するもの並一カプセル、一丸一錠中、クレオソート 0.05グラム以下を含有するものを除く。)
 クロム酸鹽類。
 クロル酢酸類。
 クロロホルム製劑 (但クロロホルム擦劑・クロロホルム油並純クロロホルム二十プロセント以下を含有するものを除く。)
 ゲルゼミウム根並其製劑。
 牽牛子脂製劑。
 汞灰散。
 コカイン其化合物並製劑。
 コカ葉並其製劑。
 コタルニン其化合物並製劑。
 コツケルス子。
 コデイン其化合物並製劑。
 コニウム草並其製劑。
 コルヒクム根子並其製劑。
 コロシント實並其製劑。

サバジルラ子並其製劑。
 サビナ葉並其製劑。
 サビナ油サントニン製劑 (但一丸、一錠中純サントニン 0.02グラム以下を含有するものを除く。)
 四鹽化炭素製劑。
 橘實。
 商陸製劑。
 修酸。
 錫鹽類。
 ストリキニーネ 0.02プロセント以下を含有する次亞磷酸鹽シロツブ。
 ストロブアンシス製劑。
 スバルテイン其化合物並製劑。
 スルホナール製劑。
 硝酸含有物 (但純硝酸十プロセント以下を含有するものを除く。)
 石炭酸製劑 (但純石炭酸五プロセント以下を含有するものを除く。)
 セリウム鹽類。
 膽酥並其製劑。
 煙草製劑。
 タルリン其化合物並製劑。
 デアセチルモルヒネ鹽類製劑。
 デギタリス葉製劑。
 重蘇酸カリ。
 注射用細菌類製劑。
 治療血清。
 テオブロミン其化合物並製劑 (但一丸、一錠中純テオブロミン 0.1グラム以下を含有するものを除く。)
 テオフイリン製劑。

銅化合物。
 藤黄並製劑。
 ドクゼリ並製劑。
 吐根製劑 (但吐根錠並吐根一プロセント以下を含有するものを除く。)
 トロパコカイン其化合物並製劑。
 ナトリウム。
 ニトロベンゾール。
 菱角製劑。
 バクチ葉製劑。
 發煙硫酸。
 巴豆並其製劑。
 バラアルデヒド並其製劑。
 バリウム化合物 (但硫酸バリウムを除く。)
 バルビツール酸化合物並製劑。
 ビクリン酸鹽類。
 ヒドラスチニン其鹽類並製劑。
 ヒドラスチン其鹽類並製劑。
 ヒドロオキシルアミン並其鹽類。
 ヒヨス葉、草並其製劑。
 フェナセチン製劑 (但一丸一錠中純フェナセチン 0.025 グラム以下を含有するものを除く。)
 フェノールフタレイン製劑 (但一丸一錠中純フェノールフタレイン 0.1 グラム以下を含有するものを除く。)
 複方クロロホルムモルヒネチンキ。
 プロカイン其化合物並製劑。
 ブロムカンフル製劑。
 ブロム水素酸。

ブロムヂエチルアセチル尿素化合物並ブロムヂエチルアセチル尿素又は其化合物の製劑 (但一錠中純ブロムヂエチルアセチル尿素 0.1 グラム以下を含有するものを除く。)
 ブロムワレリル尿素製劑 (但一錠中純ブロムワレリル尿素 0.1 グラム以下を含有するものを除く。)
 プロモホルム。
 ヘノボチ油製劑。
 ベラドンナ葉・草・根並其製劑。
 ボドフィルム脂。
 ホミカ製劑。
 マンダラ草・葉・子並製劑。
 メチルスルホナール製劑。
 ヤラツバ製劑。
 ヤラツバ脂製劑 (但ロカイヤラツバ丸複方大黃丸及ヤラツバ石鹼を除く。)
 ヨドール。
 ヨードカリ製劑 (但純ヨードカリ十プロセント以下を含有するものを除く。)
 ヨード製劑 (但稀ヨードチンキを除く。)
 ヨードホルム製劑 (但純ヨードホルム十プロセント以下を含有するものを除く。)
 ヨヒンビン其鹽類並製劑。
 ロート葉・草・根並其製劑 (但硬膏劑・軟膏劑及坐劑を除く。)
 ラウリルケルス油。
 硫酸含有物 (但純硫酸十セロセント以下を含有するものを除く。)
 硫化炭素。
 藜蘆根並其製劑。

ロベリヤ草並其製劑。

ロベリン其鹽類並製劑。

王水。

○日本薬局方第二表毒藥表

此の種の藥品は猛烈なる作用を呈し所謂毒藥に屬す黒地に白枠白字を表したる藥名を附し他藥と區別し鎖鑰を備へたる場所に貯藏し最も注意して貯ふべし。

亞砒酸。	亞砒酸カリ液
鹽酸アボモルヒネ。	鹽酸モルヒネ
アルゼノベンゾール。	ネオアルゼノベンゾール
アルゼノベンゾールナトリウム。	強ネオアルゼノベンゾール
硫酸アトロピン。	巴豆油
鹽酸ジアセチルモルヒネ。	黃 磷
鹽酸エメチン。	鹽酸ピロカルピン
サリチル酸エゼリン。	亞砒酸丸
硫酸エゼリン。	ブロム水素酸スコポラミン
ブロム水素酸ボマトロピン。	硝酸ストリキニーネ
昇 汞。	昇汞錠
赤色ヨード汞 ^o	オキシシアン水銀錠
オキシシアン水銀。	
黃降汞。	
赤降汞。	
サリチル酸水銀。	

○第三表劇藥表

此の種の藥品は劇藥となす。白地に赤枠赤字を表したる藥名を附し他藥と區別し注意して貯ふべし。

アセトアニリド。 發煙硝酸。

無水クロム酸。	硝 酸。
鹽 酸。	ピクリン酸。
トリクロル醋酸。	硫 酸。
アミノ安息香酸エチル。	
ブロムエチル。	クロルエチル。
鹽酸エチルモルヒネ。	アガリチン。
阿片アルカロイド鹽酸鹽。	
アミノピリン。	亞硝酸アミル。
アンチピリン。	
サリチル酸アンチピリン。	
杏仁水。	硝酸銀。
硝酸銀加硝石。	溶性硝酸銀。
バルビタール	溶性バルビタール。
ブロムチエチルアセチル尿素。	
ブロム。	ブロムソレリル尿素。
海 葱。	ブロムカンフル。
カンタリス。	四鹽化炭素。
修酸セリウム。	冷水クロラール。
クロロホルム。	麻醉用クロロホルム。
鹽酸コカイン。	磷酸コデイン。
カフェイン。	
安息香酸ソーダカフェイン。	
サリチル酸ソーダカフェイン。	
カンタリスコロチオン。	
鹽化コタルニン。	クレオソート。
銅 礬。	クエン酸銅。
硫酸銅。	ヂウレチン。

鹽酸エフエドリン。 印度大麻エキス。
 ヒドラスチス流動エキス。
 綿馬エキス。 ヒヨスエキス。
 阿片エキス。 ロートエキス。
 麥角エキス。 麥角流動エキス。
 ホミカエキス。 デギタリス葉。
 ヒヨス葉。 ロート葉。
 マングラ葉。 ホルマリン。
 乾燥甲状腺。 グワヤコール。
 印度大麻草。 甘 汞。
 蒸氣製甘汞。 黄色ヨード汞。
 オレイン酸水銀。 白降汞。
 ヨードホルム。 ヨード。
 苛性カリ。 鹽素酸カリ。
 ヨードカリ。 カリ油液。
 ラクチルフエネチヂン。
 鹽酸エピレナミン液。
 ルゴール液。 次醋酸鉛液。
 鹽酸ロベリン。 ミグレニン。
 メチルスルホナール。
 鉛 丹。 亞硝酸ソーダ。
 苛性ナトロン。 ヘノボチ油。
 揮發芥子油。 阿片末。
 フェナセチン。 フェノバルビタール。
 溶性フェノバルビタール。
 フェノールフタレイン。
 石炭酸。 液状石炭酸。

防疫用石炭酸。 醋酸鉛。
 一酸化鉛。 鹽酸プロカイン。
 ドーフル散。 吐 根。
 ヤラツバ脂。 牽牛子脂。
 綿馬根。 ロート根。
 サントニン。 麥 角。
 ストロファンツス子。
 ホミカ。 ヨードチンキ。
 デフテリア血清。 破傷風血清。
 吐酒石。 スルホナール。
 甘汞錠。 鹽酸コカイン錠。
 ヨードカリ錠。 鹽酸モルヒ錠。
 阿片吐根錠。 テオフィリン。
 印度大麻チンキ。 カンタリスチンキ。
 デギタリスチンキ。 吐根チンキ。
 阿片チンキ。 阿片安息香チンキ。
 ロートチンキ。 ツベルクリン。
 ストロファンツスチンキ。
 ホミカチンキ。 強發泡膏。
 鹽酸トロパコカイン。
 ヤラツバ根。 鹽化亞鉛。
 硫酸亞鉛。 吉草酸亞鉛。

第三十六條 薬品の容器又は包紙には假名又は漢字を以て其の薬名を記すべし

但し羅句語又は外國語と併記するは妨げなし。

註 薬品の入れ物レッテル又は包み紙には必ず假名か漢字にて其の薬名を記載せねばならぬ。此の假名又は漢字にて薬名を記したる傍へ羅句

語或は他の外國語を記載することは差支なし。羅匈語及他の外國語だけを記することは此の條項に反するものである。此の外に藥品を小分して壘又は袋に入れて販賣するときも必ず藥名を記し誤ちを生ぜざる様注意すべきである。

第三十七條 藥品の容器又は包紙には製造者の住所氏名を記すべし其の外國製に係るものは引取人の住所氏名を記すべし。但し藥品製造會社に在ては其の所在地名及會社名を記するも妨げなし

註 藥品の容器又は包紙には製造者の住所・氏名を必ず記載すべきもので外國品は其の引取人の住所・氏名を記す。製藥會社は會社の所在地と會社の名を記する事。

第三十七條の二 藥劑師に非ざれば指定藥品を販賣又は授與することを得ず但し藥劑師藥種商製藥者間に在りては此の限に在らず。

註 指定藥品を販賣又は人に授與することは藥劑師でなければ出来ぬ然し藥劑師・藥種商・製藥者之間に於て賣捌き又は授與することは資格證明だけで差支なく、又醫師も右三者と同じく其の證明だけにて藥劑師・藥種商・製藥者・醫師間に於ける取引は差支なし。

第三十七條の三 命令の定むる所に従ひ藥劑師を使用する藥種商は指定藥品を販賣又は授與することを得但し第三十二條の二に依り其の藥品の容器又は包紙に藥劑師の證明あるものに限る

註 藥劑師を管理人として藥種商免許を受け營業するものは指定藥品を賣捌き又與へることは自由に出来るが第三十二條の二の規定に依り其の指定藥品の容器又は包み紙には必ず藥劑師に於て藥局方適品なることの證明と其の藥劑師の住所・氏名を記入しなければならぬ。

第三十七條の四 土地の狀況に依り地方長官は町間及營業所々在地を定め藥種商に指定藥品の販賣授與を許可することを得但し其の藥品は藥劑師又は前條の藥種商より得たることの證明あるものに限る。

註 地方長官は山村間地にして藥師師の居らざる不便の土地等に於ては

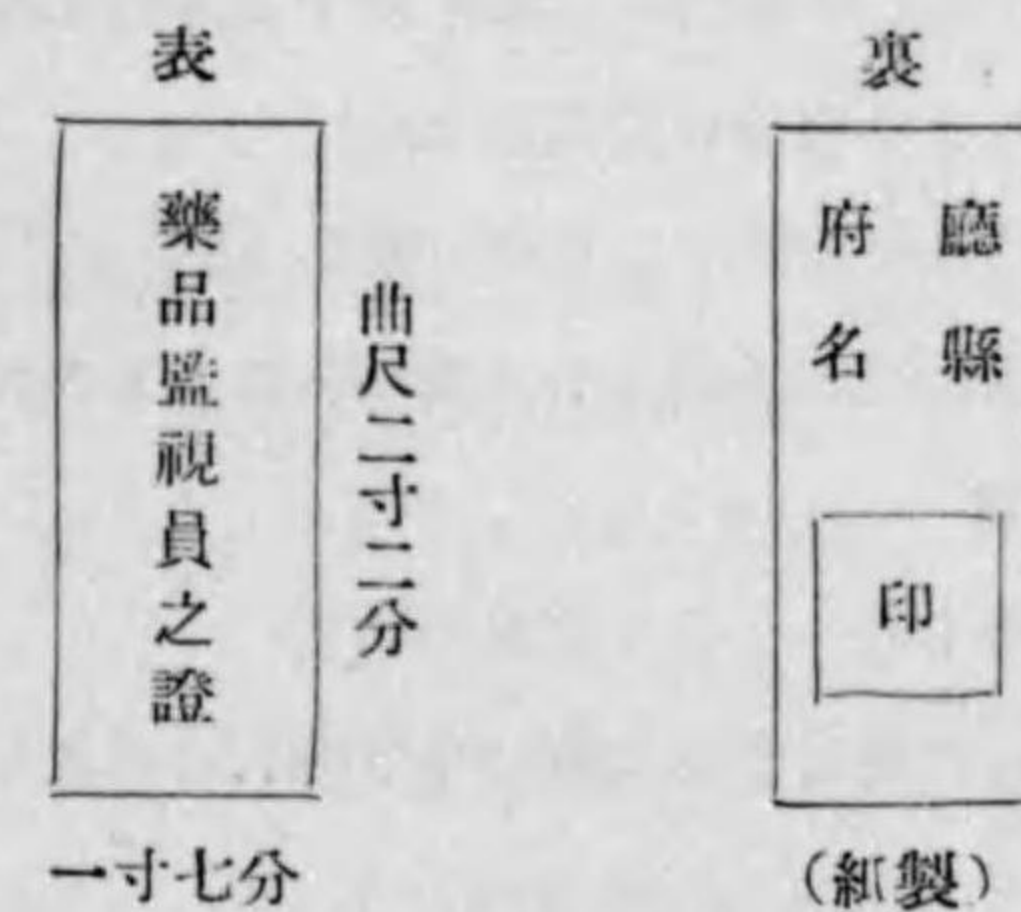
一定の町間を定めるか又は營業所の所在地を限定して普通藥種商に指定藥品の販賣授與を許すことがある。然し斯の如き場合は其の指定藥品は藥劑師又は藥劑師管理の藥種商から仕入たることを證明出来るものでなければならぬ。

第三十七條の五 第十五條の二の規定は前二條に掲ぐる藥種商に之を準用す

註 第十五條の二に規定せらるゝ如く藥劑師管理の藥種商及藥劑師に於ては正當の事故なくして指定藥品の販賣を拒むことは出来ぬ。

第三十八條 内務大臣は監視員をして藥局及藥品を販賣又は製造する場所を巡視せしむることあるべし

註 内務大臣は藥品監視員をして藥局又は藥品販賣及製造する所を巡視させる。此の藥品監視員は巡視の際必ず巡視員の證票を携帶して居るものである。爲めに此の證票を必要とする場合は證票を見せて貰ふことが出来る。



第三十八條の二 何れの藥局方にも記載せざる藥品にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認めたるものは行政官廳に於て其の製造、貯藏、陳列、販賣、又は授與を禁止することを得前項の場合に於て行政官廳は藥品の所有者若くは所持者をして之を廢棄せしめ又は直接に之を廢棄し其の他必要なる處分を爲すことを得但し所有者又は所持者に於て衛生上危害を生ずるの虞れなき方法に依り處置せんことを請ふときは之を許可することを得

薬局方の所定に適合せざる薬品あるとき亦前項に同じ

註 日本薬局方にも外国薬局方にも記載してない薬品、例へば新薬又は和漢薬及新製劑等は薬局方外の薬品と稱するものである。斯の如く薬局方外の薬品にして衛生上危害のあるものと認められたるものは行政官廳に於て其の製造・貯藏・陳列・販賣・授與を禁じ、捨てさせ、又は直接廢棄する。然し所有者或は所持者に於て衛生上害を起さぬ様注意するからと處置方法を願出づる者には之を許可せらるゝこともある。薬局方薬品と雖も薬局方の規定に適合せざるものあるとき廢棄せざるものあるとき廢棄を命ず。

第三十八條の三 此の規則に於て指定薬品と稱する内務大臣の指定したる薬品を云ふ

註 指定薬品とは内務大臣の指定したる薬品にして多くは劇毒猛烈なる薬品か或は常に變化し易き性質を有するもの、即ち變化して衛生上危害を生ずる薬品にして専門の知識を要するものなれば藥劑師以外には取扱ひを許すことの出來ぬ薬品なり。

◇薬品營業並薬品取扱規則に依る指定薬品 (昭和七年六月二十七日
内務省第二十二號)

薬品營業並薬品取扱規則第三十八條の三に依り左記薬品を指定す

附 則

本令は昭和七年十月一日より之を施行す

明治四十年四月内務省令第七條は本令施行の日より之を廢止す

アセチルタンニン。

亞砒酸カリ液。 阿片エキス。

阿片アルカロイド鹽酸鹽。

阿片安息香チンキ。 阿片坐藥。

阿片製劑。 阿片チンキ。

阿片吐根錠。 アミノピリン。

アミノ安息香酸エチル。

アミノピリン錠。 アンチピリン。
アンチピリン錠。 印度大麻エキス。
印度大麻草。 印度大麻チンキ。
鹽化亞鉛。 鹽化コタルニン。
鹽酸アボモルヒネ。
鹽酸エチルモルヒネ。
鹽酸エビレナミン液 鹽酸エフェドリン。
鹽酸エメチン。 鹽酸コカイン。
鹽酸コカイン錠。
鹽酸チアセチルモルヒネ。
鹽酸チヒドロオキシコデイノン。
鹽酸チヒドロコデイノン。
鹽酸チヒドロモルフィノン。
鹽酸トロバコカイン。
鹽酸ピロカルピン。 鹽酸プロカイン。
鹽酸ベンジルモルヒネ。
鹽酸モルヒネ。 酸鹽モルヒネ錠。
鹽酸ロベリン。 オキシシアン水銀。
甘汞
甘汞錠。 乾燥甲狀腺。
含糖ペブシン。 カンタリスチンキ。
キナ皮。 キナチンキ。
キノフェン。 杏仁水。
グアヤコール。 グリセロ磷酸石灰。
グアヤコールスルホン酸カリ。
クレオソート。 クレオソート丸。
クロロホルム。 過酸化水素水。

還元鐵	コロイド銀。
コロイド銀軟膏。	サントニン。
サリチル酸アンチピリン。	
サリチル酸エゼリン。	
サリチル酸水銀。	サントニン錠。
四鹽化炭素。	昇汞。
次サリチル酸蒼鉛。	蒸氣製甘汞。
昇汞ガーゼ。	昇汞錠。
昇汞綿。	スルホナール。
ストロファンツスチンキ。	
生理食鹽水。	硝酸銀。
硝酸銀加硝石。	赤降汞。
硝酸ストリキニーネ。	
赤色ヨード汞。	大黃エキス。
炭酸グアヤコール。	炭酸グアヤコール丸。
炭酸クレオソート。	炭酸クレオソート丸。
デギタリス葉。	テオフィリン。
デギタリスチンキ。	
重酒石酸デヒドロコデイノン。	
吐根。	吐根錠。
吐根チンキ。	吐酒石。
ドーフル散。	麥角。
麥角エキス。	麥角流動エキス。
巴豆油。	バルビタール。
ヒヨスエキス。	フェナセチン。
フェノバルビタール。	
プロテイン銀。	

ブロム水素酸スコボラミン。	
ブロム水素酸ホマトロピン。	
ブロムチエチルアセチル尿素。	
ブロムワレリル尿素。	
抱水クロラール。	ホルマリン。
ホミカエキス。	麻酔用エーテル。
ホミカチンキ。	ミグレニン。
麻酔用クロロホルム。	
メチルスルホナール。	
滅菌ゼラチン液。	綿馬エキス。
薬用酵母。	薬用炭。
熔製硝酸銀。	溶性バルビタール。
溶性フェノバルビタール。	
ヨードカリ。	ヨードカリ錠。
ヨードカリ軟膏。	
ヨードチンキ。	ヨードホルム。
硫酸亜鉛。	硫酸アトロピン。
硫酸エゼリン。	硫酸モルヒネ。
リンゲル液。	燐酸コデイン。
ルゴール液。	レゾルチン。
ロカイヤラツ丸。	ロツク液。
ロートエキス。	ロート硬膏。
ロート坐劑。	ロートチンキ。
ロート軟膏。	黄降汞。
黄燐	

指定薬品を含有する製劑にして毒薬又は劇薬に屬するもの

○指定薬品を含有する製劑は毒薬・劇薬を含む製劑のみを指定薬品とし

て取扱ひ指定薬品の普通薬を含む製剤は指定薬品として取扱はぬものである。

第五章 罰 則

第三十九條 左の各號の一に該當する者は四百圓以下の罰金に處す

- 一、薬品の容器又は包紙に虚偽の記入をなしたる者
- 二、第二十六條又第二十七條に違背したる者
- 三、第三十八條の二第一項の禁止を犯したる者

第三十九條の二 左の各號の一に該當する者は二百圓下の罰金に處す

- 一、廢止
- 二、第三十七條の二第一項第三十七條の三又は第三十七條の四に違背したる者

第三十九條の三 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金に處す

- 一、廢止
- 二、第二十二條第二十五條又は第三十條第一項に違背したる者
- 三、藥劑師にして薬品の容器又は包紙に誤記を爲し又は事實を知らずして藥局方の所定に適合せざる薬品を貯藏・陳列・販賣、若しくは授與したる者
- 四、第三十七條の三に掲ぐる藥種商にして事實を知らずして藥局方の所定に適合せざる指定薬品を貯藏陳列販賣又は授與したる者。

當該官吏若しくは行政官廳の命を受けて公務を行ふ者尋問に對し虚偽の答辯を爲し又は其の職務執行を拒み若しくは之を忌避し若しくは之に支障を加へたる者は罰同項に同じ但し其の刑法に正條あるのはも刑法に依る。

註 薬品の容器・ペーパー・包紙等に記すべき事項に誤りある時は其の藥劑師に罰金を課す。又藥劑師及藥種商事實を知らずして藥局方不適品を貯藏・陳列・販賣・授與したる者も同じく處分に逢ふ。又取締官廳の命に服従せず或は嘘を述べたり職務執行を拒む等皆な同法の處分

に課せらるゝものとす。然し職務執行などに関しては刑法の正文に抵觸するものは刑法に依て處斷せらる。

第三十九條の四 左の各號の一に該當する者は五十圓以下の罰金に處す

- 一、藥種商若しくは製藥者の免許を受けず又は業務の禁止若しくは停止の處分に違背して藥種商又は製藥者の業を爲したる者
- 二、第三十八條の二第二項又は第三項の命を受けて指定の期間内に之を履行せざる者

註 藥種商・製藥者は正規の試験に及第し免許證を得るにあらざれば營業を許さず、若し免許を受けずして其の業をなす者は本條に依て處分せらる。又甲地方廳に於て免許せられたる者乙地方廳管下に於て營業する場合及び營業を禁止或は停止せられたる者濫りに其の業をなしたる場合も同じ、第三十八條の二の第二項又は第三項即ち何れの藥局方にも記載せざる薬品にして衛生上危害を生ずる虞れありと認めたるときは行政官廳は薬品の所有又は所持者に廢棄を命じ又は直接廢棄するのであるが此の場合命令期間内に履行せざる者及び藥局方不適品なる薬品も同法に服従せざる場合は共に五十圓以下の罰金を課せらるゝものである。

第四十條 第二十九條第三十條第二項第三十一條第三十二條に違反したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す。

第四十一條 十五條の二第二十八條第三十六條第三十七條第三十七條の五に違背したる者は一圓以上一圓九十錢以下の科料に處す

第四十一條の二 此の規則又は此の規則に基きて發する命令に違背したる者には刑法の減輕再犯加重及數罪俱發の例を用ひず

第四十一條の三 當業者が未成年者又は禁治産者なるときは此の規則又は此の規則に基きて發する命令の規定に依り之に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の業務に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

註 藥劑師若し疾病の爲め無能力者となり(例へば精神病又は白痴等)等たる後若し營業上藥律違犯行爲ありたる場合は法定代理人其の罰を受くるものとす。法定代理人とは親權者又は後見人等を云ふ。

未成年者と雖も藥種商試験及第者の如きは優に成年者と同じ能力を有する者と見做し罰則等の適用は未成年者自から受けねばならぬ。

第四十一條の四 當業者は其他代理人・戸主・家族・同居者・雇人其の他の從業者にして其の業務に關し此の規則又は規則に基きて發する命令に違背したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免がるゝことを得ず

註 代理人・戸主・家族・同居者・雇人等が自己の知らざる間に藥律に違背したる行ひがあつても自己の知らざる事故に責任無しと云ふことは出来ない。己れ以外の者が犯したる時も自己の責任なれば其の罰則は自から受くるものである。

第四十一條の五 廢止

第四十一條の六 明治三十三年法律第五十二號の規定は此の規則に基きて發する命令に依る犯罪に之を準用す

明治三十三年法律第五十二號とは左の如し

第一條 法人の代表者又は其の雇人其の他の從業者法人の業務に關し租税及煙草專賣に關する法規を犯したる場合に於ては各法規に規定したる罰則を法人に適用す但し其の罰則に於て罰金科料以外の刑に處すべきことを規定したるときは法人を三百圓以下の罰金に處す

第二條 法人を處罰すべき場合に於ては法人の代表者を以て被告人とす

第三條 法人を處罰するの裁判確定したる日より罰金に關しては一月以内科料に關しては十日以内に之を完納せざるときは民事訴訟法第六編の規定に従ひて其の執行を爲す此の場合に於ては檢事の命令を以て執行力を有する債務名義と同一の效力あるものとす

前項に依り執行を爲すには執行前裁判の送達を爲すことを要せず

第四十一條の七 當該官吏又は行政官廳の命を受けて公務を行ふ者此の規則

の執行に關し不正の所爲あるときは一年以下の重禁錮に處し四十圓以下の罰金を附加す但し其の刑法に正條あるものは刑法に依る

行政官廳の命を受けて公務を行ふ者此の規則の執行に關し人の囑託を受け賄賂を收受し又は之を聽許したる者は刑法第二百八十四條の例に照して處斷す

註 當該官吏又は行政官廳の命に依り公務を行ふ者が本藥律の行使に對し不正をなしたる者は一年以下の重禁錮と四十圓以下の罰金を加へらるゝ其他刑法に觸るゝものは刑法に依り處斷せらる。

行政官廳の命を受けて公務を行ふ者が本藥律の行使に對し賄賂等を受け不正行爲をなしたる者は刑法に照して處斷せらるゝものである。

第四十二條 內務大臣は此の規則實行の責に任じ之が爲め必要なる命令及訓令を發布すべし但し藥種商製藥者取締に係る規則は北海道廳長官府縣知事之を定むべし

附 則

第四十三條 醫師は第三十四條に従ひ醫師たるの證明書を以て藥劑師藥種商製藥者より毒藥劇藥を買取ることが得

註 醫師は醫師であるとの證明書にて藥劑師・藥種商・製藥者間より毒藥でも劇藥でも自由を買ふことが出来る。

第四十四條 廢止

第四十五條 阿片賣買に關する事項は明治十一年八月第二十一號布告に依る
○右明治十一年八月第二十一號布告は阿片法(明治三十年三月三十日法律第二十七號)明治三十年四月一日より施行により廢止せらる依て阿片賣買に關する事項は阿片法参照せられたし。

第四十六條 廢止

第四十六條の二 藥種商又は製藥者其の業務に關し犯罪又は不正の行爲あるときは地方長官は其の業務を禁止し又は停止することを得
地方長官は藥種商又は製藥者の業務の禁止又は停止を解くことを得

註 藥種商・製藥者が營業上不正行爲をなしたるときは地方長官其の業務を禁止又は停止させる之を解除することも地方長官が行ふ。

第四十六條の三 此の規則中地方長官に屬する職權は東京府に在りては警視總監之を行ふ

第四十六條の四 此の規則中醫師に關する規定は齒科醫師及獸醫に之を準用す

第四十七條 此の規則は明治二十三年三月一日より施行す

第四十八條 明治十三年一月第一號布告藥品取扱規則は此の規則施行の日より廢止す

附 則 (明治四十年法律第三十五號)

本法は明治四十一年一月一日より之を施行す

免許を得て五箇年以上藥種商と爲り本法施行の際現に其の業を營む者は法人を除くの外本法施行後と雖も指定藥品を取賣又は授與することを得但し本法施行後六箇月以内に地方長官に其の旨を届出でたる者に限る

第十五條の二及第三十九條の三第一項第四號の規定は前項但書の届出を爲したる藥種商に之を準用す

第二項但書の届出を爲したる者を除くの外本法施行の際現に營業する藥種商には本法施行の日より三箇年を限り第三十七條の二を適用す

註 本藥律施行の際(即ち明治四十一年一月一日)藥種商にて五箇年以上となり居る者は法人を除く外指定藥品の販賣及授與を續けることを得るものである。即ち本藥律施行後と雖も指定藥品の販賣授與の權あり本規則施行と共に六ヶ月間に届出を終りたる者のみ其の特權あるものにして此の届出を怠りたるものは失權とす。

此の特權ある藥種商は正當の事故なくして指定藥品の販賣授與を拒むことを得ず(第十五條の二)之れに反する者は一圓以上一圓九十五錢以下の料料となる事實を知らずして藥局方不慮の指定藥品を貯藏・陳列・販賣又は授與したる者其の命に従はざる者は百圓以下の罰金に處せらる

此の特權なき藥種商即ち本藥律施行の際五箇年以上藥種商たらざる者にして其の當時藥種商を營業しつゝある者に限り本規則施行の日より三箇年の間指定藥品の販賣授與を許さる。(第三十七條の二三年間之れを適用せず)

藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條
及第三十七條の三に依る命令 (明治四十年十二月十一日
内務省令第二十七號)

第一條 藥品營業者藥局方に適否試験の目的を以て藥品を一時貯藏するは規則第二十六條及第二十七條に依るの限に在らず

註 營業者が其の藥品藥局方適品なるや否や試験する爲めに一時貯藏して置く場合には第二十六條(日本藥局方に記載する所の藥品は其の性状・品質・該局方の所定に適合するものに非ざれば製造・貯藏陳列販賣又は授與することを得ず、但し命令に別段の規定ある場合は此の限に在らず)第二十七條(日本藥局方に記載せざる藥品は其の依る所の外國藥局方名を記すべし、其の性状・品質・該局方の所定に適合したるものに非ざれば製造・貯藏・陳列・販賣又は授與することを得ず、但し命令に別段の規定ある場合は此の限に在らず)に依る必要なことを明かにせらる。

第二條 藥品營業者製藥又は精製原料(藥局製劑の原料を除く)に供する目的を以て藥品を貯藏し又は其の目的を以て營業者間に販賣するは規則第二十六條及第二十七條に依るの限に在らず

註 藥品製造業者(製藥者)が藥品製造の目的にて其の貯藏する原料藥品及製藥、精製の目的に依り營業者間に賣り捌く場合は第二十六條及第二十七條に依らずして差支なし。

第三條 第一條及第二條の藥品は藥局又は陳列所以外の場所に他の藥品と區別して貯藏することを要す

註 藥品試験又は製薬或は精製の目的に貯蔵する場合には薬局や陳列所へ置くことは出来ぬ。薬局又は陳列所と異なる他の場所へ區別して置かねばならぬ。

第四條 第一條及第二條の藥品は第一號又は第二號様式の帳簿に記入し其の出納を明かにすることを要す

註 適否試験及製薬、精製の原料として貯蔵する場合は第一號第二號様式の帳簿に其の出し入れを明かに記載するものである。

第五條 第三條の規定に従ひて貯蔵し且前條に依り帳簿に記入したるものに非らざれば第一條の目的を以て貯蔵し又は第二條の目的を以て貯蔵販賣するものと認むるの限に在らず

註 薬局及陳列所と區別して貯蔵し正規の帳簿に記載したるものでなければ適否試験の目的或は製薬、精製の原料として貯蔵又は販賣するものと認むることは出来ぬ。

第六條 規則第三十七條の三の薬剤師は之を使用する薬種商に於て地方長官に其の届出を爲したる者たることを要す

前項の薬剤師は其の薬種商の營業所以外に於て藥品取扱に従事せざる者たることを要す。第一項の届出は薬剤師の連署を以てし薬剤師免狀の謄本を添附することを要す。

註 命令の定むる所に従ひ薬剤師を使用する薬種商は縣知事又は警視總監に届出を済ませたる者でなければならぬ。

右の届出をなしたる薬剤師は此の營業所の外では其の薬剤師は藥品取扱營業に従事することは出来ぬ。本條第一項の薬種商より使用薬剤師の届出をなす場合は其の薬剤師と連名で薬剤師免狀の寫を付けて届出でなければならぬ。

第七條 前條の薬種商其の薬剤師を解雇したるときは十日以内に地方長官に届出づべし

薬剤師失踪の宣告を受け若くは死亡し又は免狀面に異動を生じたるときは

亦前項に同じ俱し失踪又は死亡の場合に於ては戶籍法に依る届出義務者より其の手續を爲すべし

註 薬剤師を解雇したときは其の薬種商より十日以内に地方長官に届けること。

其の外失踪又は死亡或は免狀面に異動を生じたる場合、例へば轉籍・改姓等のときは同じく十日以内に届けること。

失踪・死亡の場合は戶籍法義務者、即ち相續人・妻、又は後見人・親権者等より届出づるものである。

此の届出書式は別項に記入しある薬剤師名簿登録抹消申請書に依る。

第八條 第六條の薬剤師にして其の薬種商の營業所以外に於て藥品取扱に従事したる者及第七條に違背したる者は二十圓以下の罰金に處す

註 薬剤師一ヶ所の營業所の外で同じく薬剤師としての業務をなしたり又薬剤師を解雇しても十日以内に届出を怠りたる者は二十圓以下の罰金となる。

附 則

本令は明治四十年法律第三十五號施行の日より之を施行す

第一號様式の一（試験藥品用）

備 考

- 一、倉庫營業者運送取扱人其の他營業の範圍内に於て寄託を受くる者に寄託中に係る藥品は寄託者に於て「受入」の欄に記入すべからず若し已に受入したる試験品を上記の者に寄託する等試験終了前處置したるときは「受入」及「試験中」の欄を朱書訂正し其の事由を備考として附記すべし。
- 二、藥品營業者藥品を他の藥品營業者に寄託したるとき亦前號に準ず但し受寄者に於て「受入」の欄に記入すべし
- 三、同日中に數回受拂を爲したるときは其の都度受拂數量等を記入するも差支なし。

備 考

- 一、倉庫業者・運送取扱人其の他營業の範圍内に於て寄託を受くる者に寄託中に係る藥品は寄託者に於て「受入」の欄に記入すべからず若已に受入れたる藥品を上記の者に寄託するときは「賣渡」の欄に數量及寄託先を記入すべし。
- 二、藥品業者藥品を他の藥品業者に寄託したるとき亦前號に準ず但し受寄者に於て「受入」の欄に記入すべし。
- 三、受入れたる藥品を返戻し廢棄し又は他の方法に依り處置したるときは賣渡の欄に其の數量及處置方法を記入すべし其の減損したるとき亦同じ。
- 四、同日中に數回受拂を爲したるときは其の都度の受拂數量等を記入するも差支なし。
- 五、同一種類の藥品を數回受入れたる場合には「現在殘高」の欄には其の數回分の物を合算して記入すべし。
- 六、此の帳簿には精製原料をも記入すべし。

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑に關する件 (明治四十四年十月
内務省令第十八號)

第一條 藥劑師藥種商又は製藥者何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑(藥局方に記載したる藥品を用ひて製
造したるものを含む以下之に倣ふ)を新に製造發賣し又は輸入發賣せんとするときは見本品を添へ其の成分(製藥は分量とも
以下之に倣ふ)成分不分なるものは其の本質及製造法の要旨を記載し地方長官(東京府に在り
ては警視總監)に提出すべし前項の藥品又は製劑と同一品にして名稱若しくは製造法又は製造元を異にするものにして亦前項に同じ

註一 本法は所謂新藥新製劑と謂ふ藥品にして社會の文化は日に月に進み藥品科學は進歩發達して其の製出せらるゝ醫療藥品は日本藥局方

並に外國藥局方の指定を超へ創製せられるために此の取締りを制定したるものなり。

新藥とは植物より其の成分を抽出し又は化學的合成法に依り製出せられたるものにして新製劑とは藥局方記載の藥品又は既製の新藥を配合調製し水劑或は錠劑丸劑として普通發賣せらるものなり。

註二 藥劑師・藥種商又は製藥者にして外國の藥局方にもない藥品或は製劑を新に製造して販賣し又は外國の製品を輸入して新らしく發賣する者は見本品を添へて其の成分を示し若し成分のわからぬものは其の原料の製造の方法を書いて地方長官に届出ること。

此の外以上と同じ製品又は製品であつても其の名若しくは製造の方法製造元が異なつて居る場合にも其の旨を記して届出なければならぬ。

第二條 何れの藥局方にも記載せざる製品又は製劑は容器又は包紙に其の成分、成分イ明なるものば其の本質及製造法の要旨を記載するに非ざれば之を販賣又は授與することを得ず。但し名稱若しくは製造法又は製造元を異にする場合を除く外本令施行前より發賣し來れるものにしては此の限りに在らず。

註 何れの藥局方にも記載してない製品又は製劑は其の容器・包み紙に成分を記載すること、若し成分のわからぬものは本質及製造法の要旨を書き現はす必要がある。そうでないものは發賣又は授與することが出来ぬ。本令施行前より賣り出して居つたもので名稱・製造元製造法・等を變更せざるものは届出づるに及ばず。

第三條 本令に違背したる者は五十圓以下の罰金に處す。

附 則

本令は明治四十五年四月一日より之を施行す
明治四十年十二月内務省令第二十八號は之を廢止す

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑を製造發賣し又は輸入せんとする者の届出方の件

(明治四十五年三月)
警視廳令第十一號

明治四十四年十月内務省令第十八號に依り何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑を製造發賣し又は輸入發賣せんとする者の差出すべき届書には同令に依るの外營業者の住所・氏名(法人にありては其の名稱・事務所所在地及代表者の氏名)營業別・製品又は製劑の名稱・營業所及製造所の所在地(輸入品に在りては其の製造者の營業所所在地及氏名)を記載すべし前項の製造發賣又は輸入發賣を廢止したるときは十日以内に警視廳に届出づべし違背したる者は科料に處す。

本令に依る届書は所轄警察署を経すべし。

明治四十年十二月警視廳第五十八號は之を廢止す。

本令は明治四十五年四月一日より之を施行。

註 右の届書には見本品を添へて成分及成分不明のものは本質及製造法の要點と其の外に住所・氏名・營業別・藥品或は製劑の名稱・營業所及製造所の所在地を列記して届出づること。製造發賣或は輸入發賣を止めたる時は十日以内に警視廳に届出づること。右二方とも所轄警察署衛生係に差出すものである。此の届出を怠りたるものは科料に處せらる。

毒物劇物營業取締規則

第一條 本令に於て毒物・劇物と稱するは醫藥以外の用に供せしむる目的を以て販賣する毒性又は劇性の物品にして別に指定したるものを謂ふ
明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條に依り定められたる毒藥・劇藥の品目に該當する物品にして前項の指定を受けざるものは醫藥用品(同法第二十六條但書及第二十七條但書の場合を含む)の

外之を貯藏・列陳・販賣、又は讓與することを得ず

註 毒物・劇物とは醫藥用以外の毒劇藥にして醫藥用毒劇藥と區別する爲めに毒物・劇物と謂ふのである。藥品は人又は動物の疾病を治癒し或は軽くする目的に用ゆる藥物を云ふものにして換言すれば毒物・劇物は治療の目的に用ひざる毒藥・劇藥にして工業上所謂職業上使用する藥物なり。

藥品營業・藥品取扱規則の第三十五條(毒藥・劇藥の品目は内務省令を以て之を定む)に定められたる毒藥・劇藥で毒物・劇物と指定せられたるもの、外は醫藥用として用ゆる以外に之れを貯藏・陳列・販賣・授與をしてはならぬ。若し毒藥・劇藥にして醫藥用不適の藥品を勝手に毒劇物として取扱ふ者あらば此の條項にて取締るものとす。

第二條 毒劇物營業を爲さんとする者は地方長官の許可を受くべし

藥劑師・藥種商又は製藥者毒劇物營業を爲さんとするときは地方長官に届出づべし。

註 毒物劇物營業を爲さんとするものは地方長官の許可を受ける事。即ち毒劇物營業願と履歴書(履歴書藥種は商試驗と同じものにてよし)と試験合格證を添附して願出づること。

藥劑師・藥種商・製藥者に於て毒劇物營業をなさんとする者は單に届出のみにて足る。

毒物劇物試験合格者試験を受くる者は本籍・住所・氏名・生年月日を記し履歴書及五ヶ月以内に撮影したる脱帽・半身・無臺紙名刺型の寫眞、其の寫眞の裏には住所・氏名・生年月日を書き毎年十月の試験の前月迄に警視廳へ届出づべし。

試験科目は

- 一、毒物・劇物に関する法規
- 二、毒物・劇物の性状・貯藏方法其の他取扱上の注意事項
- 三、毒物・劇藥の實物鑑定其の取扱方法

毒物・劇物業者は堅曲尺二尺横曲尺五寸の標札(左の如き)を出すことその他の條項は稍々藥種商規則に大差なし。

第三條 未成年者・瘋癲・白痴者・其の他毒劇物の取扱を爲すに堪へずと認むべき者及法人は其の取扱を爲さしむる爲め地方長官の許可を得たる營業管理人を置くに非ざれば毒劇物營業を爲すことを得ず

註 未成年者・白痴者、其の他毒物劇物を取扱はせる

に不安の者には絶対に營業させることは出来ぬ。又會社等にて毒劇物の營業を爲さんとするときは地方長官の許可を得たる管理人を置き營業せしむ。(警視總監に於て適當と認めたる者(工業學校ニ於テ應用化學科卒業者)を管理人として使用する場合)

第四條 毒物・劇物は堅牢なる容器又は被包に容れ之を密閉し其の容器又は被包に醫藥用外の四字及其の品名並に毒物には毒物の二字劇物には劇物の二字を明記すべし

前項の文字は其の品名を除く外毒物に付ては赤地に白色劇物に付ては白地に赤色を以て記載すべし

註 毒物・劇物の容れ物は丈夫なものを撰び、よく封をして其の容器又は包には「醫藥用外」の四字と品名を現はし其の外に毒物と書き劇物には劇物と明記し此の文字は品名の外は毒物に於ては赤地のものに白色劇物には白地のものに赤色を以て明記する事。

第五條 毒物は他の物品と區別し貯藏・陳列すべし劇物に付て亦同じ

毒物を貯藏陳列する場所には鎖鑰を施し其の外部に醫藥用外毒物の六字を明記すべし

註 毒物は他の品と區別して必ず鍵を附する戸棚の如き處に入れ其の出入に最も注意して貯藏・陳列すること。

劇物は錠を付ける必要なしと雖も他の物品と必ず區別して貯藏・陳列

毒物劇物營業
氏
名

しなければならぬ。他藥は混同せざる様注意して場所を定めらるべし。

第六條 毒物・劇物を取扱ふには専用の器具を備へ毒物又は劇物の文字を其の器具に明記すべし

註 毒物・劇物の取扱ひに必要な器具は他の物品に使用する器具と區別して平常から毒劇物用器具と記して此の毒劇物以外のものには使用してはならぬ。若し此の注意を怠り毒劇物用器具を誤て他の物品に使用するならば其れこそ大なる過失を生じ恐るべき結果を起す。故に充分注意すべきである。

第七條 毒劇物業者、毒物・劇物を交付するには其の容器又は被包に其の營業所・氏名、法人に在りては其の名稱及第四條所定の文字を明記すべし但毒劇物業者に交付する場合は此の限に在らず

飲食物用容器は之を前項の容器に充用することを得ず

註 毒劇物業者は毒劇物を販賣又は人に授與するときは其の容れ物又は被包に營業の場所と氏名及「醫藥用外」の四字と毒物又は劇物の二字を明かに記載し其の營業者法人なるときは其の會社名を附すること但し同業者間なれば差支へない。

飲食物を容れる器又は飲食物を容れたる器具即ち「サイダー」等の空瓶を其のまゝを使用して毒劇物の容器とすることは絶対に許さぬ。然し其のペーパー等目標となるべきもの全部取り去りたる無印の空瓶の使用は差支なし。營業所・氏名・醫藥用外毒物(或は劇物)のペーパーを貼布するは勿論である。

第八條 毒劇物業者は業務上、學術上、又は技術上必要ありと認むる者より左の各號の一に依り其の従事する業務・學術若くは技藝を證明し且つ品名・數量、使用の目的・年月日・住所・氏名・法人に在りては其の名稱及職業を記し捺印したる證書を提出するに非ざれば販賣・讓與することを得ず

一、毒劇物營業者知人の證明

二、官公署又は學校の證明其の他徴證となるべき官公文書

毒劇物營業者自己の知人に毒物・劇物にして別に指定するものに付ては前二項の規定を適用せず

前項の毒物・劇物は品名・數量・年月日・住所・氏名・法人に在りては其の名稱を記し捺印したる證書を提出するに非ざれば之を販賣讓與することを得ず

第一項及第四項の證書は其の日附より十ヶ年間之を保存すべし

註 A 毒物・劇物を未知の者に販賣する場合は必ず其の用途を明かにせねばならぬ。又其れが爲め業務上或る學術上又は技藝上に必要なるかの證明を得る必要がある。學術上使用すべきときは學校乃至教員の證明、技藝上なれば師匠の證明等必ず證明を必要とする外に品物の名其量・使用の目的・年月日・住所・氏名を書き捺印したるものを持ち來れば販賣・授與して差支なし、二回目からは證明書の必要なく單に買受證のみでよろし。

B 業務上必要と云ふことは洗濯業が修酸を買ふとか、鐵工業者がシアンカリ又は鹽酸を求むる時又技藝上とは寫真用藥品を求むる場合等其の例である。

C 毒劇物營業者の知り人からの證明にてもよし、例へば知人の鐵工業者よりの證明書にて其の鐵工業者の知人なる鐵工業者に鹽酸を賣渡して貰ひたいとて證明ある場合は販賣することが出来る。

D 官公署に於て毒劇物を必要とする場合、小使に其の官公署の證明書又は普通文書の形式により官公署の印を押したるものを持參して求めらるゝときは其の官公文書を以て證となし賣渡すも差支なし。

E 毒劇物營業者直接の知り人に販賣・授與する場合には證明書を取る必要なく單に買受證だけでよい。

F 家事上必要なる毒物・劇物で別に指定するものに付ては證明書の

必要なし、例へば猫いらす等家事上入用のものは單に買受證のみにて足る然し幼者及不安の者には交付してはならぬ。

G 以上の毒物劇物は品名・數量・年月日・住所・氏名、會社なれば其の名稱を記し捺印したる證書を差出させ販賣・採與する而して其の場合數量は明確に記入し又其の印は仕切判及母印は不可なり。其の買受證は下記の如し。

(何々藥局) 殿	職 業	買受人住所	年 月 日	右 買 受 候 也	一、品 名	買 受 證
					二、數 量	
買受人 氏 名					三、使用の目的	
名 印						

H 毒物・劇物は頗る危険なるものに付き他日之れが爲め事故の發生なしとせず、然るとき責任を明かにする立場と又一方證據となり事件の解決に效力あらしめんが爲め此の買受證は最も重要なものなるが故に本文に於て十ヶ年間保存を命じたる所以である。

第九條 毒劇物營業者は毒物・劇物の販賣・讓與を受けんとする者前條の要件を具備するも十四歳未滿の者又は不安心と認むべき者には之を交付することを得ず

註 毒物・劇物は正規の證書を受取つて販賣するものであるが其の際買受人に不安心、例へば舉動不審の者又は自殺等不安を想像せしむる様

な者及十四歳に満たぬ者には品物を渡してはならぬ。

第十條 毒劇物營業者官公署・官公立の學校及製造所等に對し毒物・劇物を販賣・讓與する場合には第八條の手續を要せず毒劇物營業者の間に於て賣買・讓與する場合には第八條の證書を要せず。

註 官公署・官公立學校及官公立の製造所に毒物劇を販賣・讓與するには證明及證書の必要なし。又毒物劇營業者間に於ける取引にも證明證書の手續なく行ふことが出来る。

第十一條 卸賣用の毒物・劇物に付ては其の容器又は被包に品名を記し若くは錯誤を來さざる文字又は記號を使用する限り第四條の容器又は被包の記載に關する規定を適用せず

前項の毒物の貯藏する場所に付ては第五條第二項の規定を適用せず

註 毒劇物の取引は營業者間に於て何等の手續を要せず卸賣の目的に毒物・劇物を容器に納め又は被包する場合には小賣と異り同業者間に販賣するもので従つて危險も少ないものなれば品名を記し若くは誤ちを起さぬ様文字又は記號を使用すれば強ち第四條の規定通り醫藥用外及毒物・劇物の文字を使用せざるも差支なく又毒物を貯藏する場所に付ても第五條第二項の鎖鑰を施し其の外部に醫藥用外毒物の六字を所記すべしとある規定を適用せずともよいことになつて居る。

第十二條 地方長官は吏員をして毒物・劇物を製造・貯藏又は販賣する場所を巡視せしむることを得

註 縣知事、警視總監は警察官吏又は藥劑師に命じて毒物劇物製造所、營業所等を見廻らしめ過ちなからん様注意を與へることがある。

巡視員は許可證、免狀の正否、管理人が營業を實際に管理して居るか否や、證明書が完全であるか、又は保存は如何、營業・帳簿・容器・文字・貯藏・區別・専門器具等を檢するものである。

第十三條 地方長官は試験の用に供する爲め必要な毒劇物を收去することを

得

前項に依り收去を執行する場合に於ては明治三十三年內務省令第十號第二條第三條の規定を準用す

註 地方長官は試験する爲めに必要と認めた場合は其の毒劇物を持去ることが出来る。

之れを持去る場合には正服着用の官吏か又は巡視員たる證票を携帶する者である。試験の爲め物品を收去するときは營業者に證書を交付して持去る。特に營業者から求めらるゝときは事情の許す範圍に於て物品の一部を封緘して渡すことがある。此の封緘を誤て破るときは封緘破毀として他の罰に處せらるゝが爲め注意すべきである。

第十四條 毒劇物營業者禁錮以上の刑に處せられたるとき又は其の業務に關し不正の行爲ありたるときは地方長官は其の業務を禁止し又は停止することを

得 地方長官は毒劇物營業者の業務の禁止又は停止を解くことを得

註 毒劇物營業者が禁錮以上の刑罰を受けたり又は業務上悪い行ひのあるときは其の營業を禁止或は停止せらるゝことがある。

又此の禁止停止の處分に逢ひたる者も地方長官に依つて此の處分を解除せらるゝことも出来る。

第十五條 本令の執行に關し當該吏員の尋問に對し虚偽の答辯を爲し又は其の職務執行を拒み若しくは之を忌避し又は之に支障を加へたる者は百圓以下の罰金に處す

毒劇物の容器又は被包に虚偽の記事をなしたる者若くは第一條第二項第八條第一項又は第四項に違背したる者は罰前項に同じ

註 巡視或は監督吏員の尋問に對し嘘を言ひ又は職務の執行に害を加へたるものは百圓以下の罰金を課す。

毒劇物の容器被包に嘘を書きたる者、又毒劇物と指定されぬ物品を毒劇物として貯藏・陳列・販賣・讓與したる者、毒劇物營業者正規の證明證書を受取らず販賣・讓與したる者等百圓以下の罰金を受くるもの

である。

第十六條 第二條の許可を受けず若しくは其の届出を爲さずして毒劇物營業を爲したる者禁止又は停止中營業を爲したる者第四條第五條第七條第八條第五項第九條に違背したる者又は毒劇物の容器若しくは被包に誤記を爲したる者は五十圓以下の罰金に處す

註 地方長官の許可を受けず營業をなしたる者又は規の届出を怠りたる者禁止停止中に營業を始めたる者、堅牢なる容器に入れず醫藥用外毒物・劇物の文字を記載さざるもの、毒劇物の區別及貯藏等を無視したる者、毒劇物の容器に營業所・氏名、等を現はさぬ者、買受證を取らざる者、又十四歳未満の者或は白痴等其の他不安と認むるものに交付したる者容器・被包に誤記をなしたる者は五十圓以下の罰金に處せらるゝものと知るべし。

第十七條 第六條に違背したる者は科料に處す

註 毒物劇物・に用ゆる器具には毒物又は劇物の文字を書附けて毒物・劇物に専用すること、若し之に反するものは科料に處せらる。

第十八條 毒劇物營業者が未成年者又は禁治産者なるときは本令に依り之に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

註 毒劇物營業者が未成年者又は禁治産者であるときは其の罰則等を受くるものは後見人又は親權者が營業者に代つて受くるものである。藥種商及毒劇物營業者許可以前より精神病者又は白痴なる場合は絶體に許可されぬものであるから何れ營業者に於ける禁治産者なる者は皆な許可後に生じたるものであるから法定代理人に於て其の適用を受くべきが當然である。但し營業に關して成年者と同一の能力を有する未成年者と云ふは未成年にして藥種商試験に及第したるもの又は毒劇物取扱資格を有するものは専門の知識充分として成年者と同じに本則を通用せらる。

第十九條 毒劇物營業者は其の代理人・戸主・家族・同居者・雇人其の他の従業者にして其の業務に關し本令に違背したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免がらるることを得ず

註 毒物・劇物營業者が使用して居る雇人・同居者・家族・戸主が營業所の仕事に付て本規則を犯したるときは自分の命じた事でないとか又は自分の命に背いたから生じた結果であるとか云ふやうな事で其の處罰を逃るゝことは出来ない。此の場合は營業主が罰を受くるものである。

第二十條 法人の代表者又は其の雇人其の他の従業者法人の業務に關し本令に違背したる場合に於ては本令に規定したる罰則を法人に適用す法人を罰すべき場合に於ては法人の代表者を以て被告人とす。

註 法人の代表者、例へば取締役・支配人又は其の他雇人・従業者に於て業務上本規則に反する場合は其の罰則は法人に適用する。此のときは法人即ち會社の代表者が被告となるものである。

附 則

本令は明治四十五年七月一日より之を施行す

本令發布の際現に毒物劇物の營業を爲す者は本令施行の日より三箇月以内に地方長官に届出で毒物・劇物の營業を爲すことを得

毒物劇物營業取締規則第一條に據る毒物劇物

(明治四十五年五月十日) (大正十年六月内務省令第十八號)
(内務省令第六號) (大正十二年一月同 第二號改正)
(昭和七年六月同第二十四號改正)

毒 物

チアン水素酸、アンチカリウム其の他チアン化合物並製劑(但ベルリン藍色素黄色血滴鹽及赤色血滴鹽を除く。)

磷、硫化磷並其の製劑。

可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有の著色料。

フルオール水素酸。

砒素，其化合物並製劑及砒素含有著色料。

水銀化合物及水銀含有著色料（但し亞クロール汞・黄色ヨード汞・油酸汞・白降汞・雷汞・チアン酸銀水朱を除く。）

劇 物

バリウム化合物（但硫酸バリウムを除く。）

パラフェニレンジアミン，其の鹽類並製劑。

藤黄並其の製劑。

銅化合物（但雷銅を除く。）

硫化炭素。

硫酸並其の含有物（但十プロセント以下を含有するものを除く。）

カリウム。

苛性カリ並其の製劑（但五プロセント以下を含有するものを除く。）

苛性ナトリウム並其の製劑（但五プロセント以下を含有するものを除く。）

カドミウム並其の化合物。

ヨード並其の製劑。

煙草製劑

ナトリウム。

鉛化合物（但炭酸鉛を除く。）

クロール酸カリウム並其の製劑（但クロール酸鹽を主とせる爆薬を除く。）

クロム酸。

クロム酸カリウム，重クロム酸カリウム並其の製劑。

トレオソート。

ブロム。

ブロム水素酸。

鹽酸並其の含有物（但クロール水素十プロセント以下を含有するものを除

く。）

アニリン並其の化合物。

亞クロール汞並其の製劑。

亞鉛鹽類並其の製劑（但炭酸亞鉛・酸化亞鉛・雷酸亞鉛を除く。）

アムモニア水（但アムモニア十プロセント以下を含有するものを除く。）

金鹽類（但雷金を除く。）

銀鹽類 但クロール銀・雷銀を除く。）

メチールアルコール（木精）

硝酸並其の含有物（但十プロセント以下を含有するものを除く。）

砒酸並其の製劑。

重砒酸カリウム。

ヒドロキシールアミン其の化合物並製劑。

石炭酸並其の含有物（但五プロセント以下を含有するものを除く。）

スルフォナール，其の誘導體並製劑。

錫鹽類。

發煙硫酸。

ニトロベンツオール。

粗製フォルマリン。

クロロフォルム。

クロールエチール。

クロール醋酸類。

ブロムエチール。

アンチモニウム化合物並其の製劑（但金硫黄を除く。）

クロルピクリン並其の製劑。

苗栗藤並其の製劑。

四鹽化炭素並其の製劑

亞硝酸ソーダ。（昭和七年六月内務省令第二十四）
（號により同年十月一日より施行）

毒物劇物營業取締規則第八條第三項の家事上

必要なる毒物劇物品目 (明治四十五年五月十日
内務省令第七號)
(明治四十五年七月
内務省令第十號改正)

- 一、燐を含有する殺鼠用製劑。
- 一、煙草製劑又は亞クロール汞を含有する驅蟲用製劑。
- 一、消火器用の硫酸又は鹽酸。
- 一、四鹽化炭素を含有する驅蟲用製劑。

註 「パラフェニールエーミン」含有の染毛用製劑の製造發賣者は毒物劇物營業者にして内務省令賣藥部外品取締規則に依り免許を受け發賣する物にして其の容器及被包に醫藥用外劇物の文字及品名並に賣藥部外品の文字と營業所所在地、營業者氏名を明記するものは買受證を徴せずして一般に販賣授與する事が出来る。(但し無資格者は營業出来ぬ)

註 家事上指定の毒物劇物の買受證は下記の如し。

年 月 日	右 買 受 候 也	一、 數 量	一、 品 名	買 受 證
氏				
名				

藥種商製藥者取締規則 (明治四十年十二月
警視廳令第五十七號)
(改正大正十二年六月應令第二十六號)
(昭和四年六月應令第五號)

第一條 藥種商・製藥者の免許を受けんとする者は本籍・住所・營業所・氏名・生年月日(法人に在りては其の名稱・事務所名を記し定款の寫を添附すべし)を記し履歷書及藥種商製藥者試驗合格證書寫を添附し警視廳に願出づべし、但し藥劑師を使用して營業を爲さんとするときは藥種商・製藥者試驗合格證書寫に代ふるに使用する藥劑師の免狀寫を添附すべし。

第一條の二 藥種商・製藥者試驗を受けんとする者は本籍住所・氏名・生年月日を記し履歷書及寫眞(願書提出前五ヶ月以内に撮影したる名刺型、脱帽半身、無臺紙、其の裏面に住所・氏名・生年月日を記すること)を添附し試驗施行前月中に警視廳に願出づべし

試驗は毎年十月之を行ふ其の日時及場所は十日前に之を告示す

註 藥種商・製藥者試驗を受けんとする者は毎年十月の試験の前月に願書に履歷書及び寫眞を附して警視廳に願ひ出づること、其の寫眞は五ヶ月以内に撮影したる半身像帽子なし、臺紙に貼布せざる名刺型のもの、其の裏に住所と氏名・生年月日を記載して差出すこと。

第一條の三 試験は筆記試験及實地試験に分ち實地試験は筆記試験及弟者之を行ふ其の科目は左の如し

- 一、藥品及毒物劇物に關する法規
- 二、藥品及毒物劇物の性状・貯藏方法其の他取扱上の注意。
- 三、藥品の製造並鑑定方法(藥種商は之を除く)
- 四、藥品及毒物・劇物の實物鑑定及其の取扱方法

第一條の四 試験に合格したるものには合格證書を下附す

第二條 藥種商・製藥者支店又は出張所を設けんとするときは其の所在地を記し管理人を定め警視廳に願出許可を受くべし之を變更せんとするとき亦

同じ

藥種商其の支店出張所を廢止し又は製藥者にして製造所の新設變更若しくは廢止を爲したるときは十日以内に警視廳に届出づべし

藥劑師に非ざる者を本條第一項の管理人と爲すことを得ず

註 藥種商・製藥者支店又は出張所を新に設ける場合は其の支店或は出張所に管理人として藥劑師を定め支店・出張所の所番地を記して警視廳へ許可願を出すこと、又支店・出張所・製造所等を廢止したるときは十日以内に警視廳へ届けなければならぬ。

第二條之二 第一條又は第二條第三項の規定に基き藥劑師を使用して營業を爲す場合に在りては其の營業所以外に於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事する者を使用することを得ず

註 藥種商・藥劑師を管理人として營業する場合は本店・支店に不拘其の藥劑師は他に於て藥劑師でなければ出來ない業務に従事してはならぬ 即ち藥劑師の資格に伴ふ業務は壹ヶ所に限らる。

第三條 藥種商・製藥者免許鑑札を毀損・亡失し又は鑑札記載の事項に異動を生じたるときは其の事由を記し十日以内に鑑札の書換又は訂正を警視廳に願出づべし

註 藥種商・製藥者誤つて免許鑑札を破り又は火災等に依り紛失したるとき或は鑑札に書いてある事柄に變動を生じたとき、例へば養子縁組に依り姓名を改めたる時、又は原籍地變更等を來したる場合は其の事由を詳しく記載して十日以内に免許鑑札の再下附又は書換等を願ふことである。

第四條 藥種商・製藥者、廢業・死亡又は失踪或は他管下に移轉したるときは十日以内に警視廳に届出で鑑札を返納すべし。但し死亡・失踪の場合に於ては戶籍法に依る届出義務者より其の手續を爲すべし

註 藥種商製藥者其の藥品營業を止めたるとき、又は死亡するか行方不明或は他縣に移轉したときは十日以内に警視廳に届出で鑑札を返すので

ある。他縣へ移轉すると改めて其の縣に於て藥種商試験を受け免許を得なければならぬ。死亡・失踪の場合は戶籍法届出義務者即ち戸主・妻・相続人・後見人・親権者等又何等關係なき者に於ては家屋管理人などから届出ること。

第五條 藥種商・製藥者は「警視 免許藥種商」又は「警視廳免許製藥者」の八字及住所・氏名を記したる標札を其の店頭に掲ぐべし

註 藥種商・製藥者は「警視廳免許藥種商(製藥者)」と書きたる標札曲尺、竪二尺横五寸のものを店先きの見易き場所に出して置くこと。

第六條 藥種商・製藥者は醫療用藥品と工業用藥品とを區別して置くべし

註 醫療に用ゆる藥品と工業用の藥品とは貯藏する場所も陳列する所も皆な區別して置かなければならぬ。

第七條 藥種商は毒藥・劇藥の封緘を開き又は容器の變更を爲すことを得ず

註 藥種商は毒藥・劇藥の容器の封を破つて小分したり容器を變へたりすることは出來ぬ。

第八條 製藥者は自己の製造したる藥品に一定の封緘を爲すべし

藥種商前條毒藥・劇藥を除く外藥品の容器を變更したるとき亦同じ但し衛生試験所の検査印紙若しくは藥劑師・化學者・會社等にして醫療用藥品の検査證明を業務とする者の検査を受け其の封緘あるものは此の限に在らず。

註 製藥者は自分で製造したる藥品に自分の封緘を貼り又藥種商が毒藥・劇藥以外の藥品の容器を小分又は取替へたるとき、例へばボンド物をオンスに直し又容器破損の爲め取替へたるときは藥種商自己の封緘を貼らねばならぬ。

若し自分で藥品の容れものを變へたり小分けしたりせず、衛生試験所又は藥品の検査をして封緘をする營業の試験所又は藥劑師に試験を依頼し其の検査證明の封緘のあるものは自分で封をする必要はない。

第九條 藥種商・製藥者にして藥品の容器に印紙を貼付するときは衛生試験

所の検査印紙に紛はしきものを用ふべからず

註 藥種商・製藥者に於て封緘用の印紙を作るときは衛生試験所の検査印紙に類似したものを作り封緘に用ひてはならぬ。

第十條 製藥者は一箇年間製造したる藥品の名稱數量を翌年一月三十一日限り警視廳に届出づべし

註 製藥者は一年中に製造したる藥品の名と其の量を翌年一月三十一日迄に警視廳に届出つることになつて居る。例へば自何年一月一日至何年十二月三十一日製造藥品何々何ポンド又は何グラムと記す。

第十一條 藥劑師にして藥局を開設せず單に藥品の製造販賣を爲さんとする者は本則第一條の手續に準じ免狀の寫を添へ警視廳に届出づべし

本則第二條・第四條・第六條・第八條・第九條・第十條の規定は前項の藥劑師に之を準ず

註 藥劑師で藥局を営まず單に製藥にのみ従事する場合は其の旨免狀寫を添へて警視廳に届出づればよろしい。

藥劑師にして單に製藥及販賣を営むものは第二條支店・出張所設置の場合は管理者を置くこと、第四條の廢業・死亡・失踪等の届出及第六條の醫療用藥品と工業用藥品との置き場所を區別すること、第八條の自己製品に自己の封緘をなすこと、第九條の衛生試験所の検査印紙に紛はしきものを用ひてはならぬこと、第十條の一ケ年中の製藥品名と其の量を調べて翌年一月三十一日までに届出づべきこと等の諸項目を遵守すべきものである。

第十二條 明治四十年四月法律第三十五號附則第五項の藥種商にして指定藥品の販賣授與をさんとする者は其の旨を警視廳に願出づべし

第十三條 島地に於ける藤種商にして指定藥品の販賣授與を爲さんとする者は其の營業所々在在を記し免許鑑札の寫を添へ警視廳に願出づべし

第十四條 藥種商指定藥品の販賣授與を廢止したるときは十日以内に警視廳に届出づべし

第十條 第一條乃至第十四條に違反したる者は拘留又は科料に處す

第十五條の二 法人の代表者又は其の雇人其の他の從業者法人の業務に關し本令に違反したる場合に於ては本令に規定したる罰則を法人に適用す
法人を罰すべき場合は法人の代表者を以て被告人とす

第十六條 明治四十年十二月内務省令第二十七號又は本則に依り警視廳に差出すべき願届書は所轄警察署を経由すべし

附 則

第十七條 明治四十年四月法律第三十五號附則第二項に依る届書には區町村長の證明を受け且つ免許鑑札の寫を添附すべし

第十八條 本則は明治四十一年一月一日より施行す

第十九條 本則施行以前に於て東京府廳より下付したる藥種商・製藥者の免許鑑札は本則第一條に依り下付したるものと同一の效力を有す

第二十條 明治二十四年三月東京府令第二十七號第五條の届出を爲したる藥種商・製藥者の支店又は製造所にして本則施行の日、現に其の業を営む者は本則第二條に依り許可を受け又は届出を爲したるものと見做す

阿 片 法

(明治三十年三月三十日) (大正六年七月法律第二十六號改正)
(法律第二十七號) (同 八年四月法律第四十五號)

第一條 阿片を製造せんとする者は地方長官の許可を受くべし

第二條 阿片製造人は地方長官の定むる期日迄に毎年其の製造したる阿片を政府に納付すべし

前項の阿片は政府に於て試験を施し其の莫兒比混含量所定の度に適するものには賠償金を交付し其の不適品は無償にて焼却す

第三條 阿片は政府に於て醫藥用品及製藥用品に限り封緘を施し之を賣下げ又は交付するものとす

阿片は政府の賣 げたるもの又は交付したるものに非ざれば之を賣買・

授受・所有、又は所持することを得ず

第三條之二 阿片は内務大臣の許可を受けたる場合を除くの外之を輸出することを得ず

第四條 第二條に依り賠償金を交付すべき阿片の莫兒比混含量及賠償金額並に第三條に依り賣下ぐべき醫藥用阿片の價格は内務大臣之を告示す賠償金を交付すべき阿片の莫兒比混含量を増加し又は賠償金額を低減せんとするときは一ケ年以前に告示すべし

註 阿片の製造は無免許にて爲すことは出来ぬ。住所・職業及履歴書を具して必ず地方長官の許可を得て製造に従事す、而して毎年「ケン」栽培の場所及反別を地方長官に届出其の許可を要す。其の製造は定められた期限内に製出して政府に納める。其の納めるときは住所・氏名・阿片の數量を書いた納付書を添へて地方長官へ差出するものである。(施行規則第一及第二條)

又納める阿片には製造人の住所・氏名と阿片の數量を記した木の札を着けること。(施行規則第三條)

而て東京又は大阪衛生試験所に送付すること。(施行規則第四條)

此の納めたる阿片は政府で試験をして定めた通りモルヒネを含んで居るものには買上代金を拂ひ若しモルヒネの含量が不足の場合は之を焼き捨ててしまう。

試験に合格したる製品は内務省の衛生試験所から壘詰として賣り下げる。

民間に賣下げらるゝ阿片には醫藥用と製藥用の二種があつて其の販賣人は醫藥用阿片販賣所と記した標札を出すことになつて居る。(施行規則第六條)

第五條 醫藥用阿片は地方長官をして其の管内藥劑師・藥種商中相當の人員を限り醫藥用阿片販賣人を指定して賣下げしむ。

第六條 醫師・齒科醫師・獸醫・藥劑師又は製藥者、醫藥用阿片を要すると

きは命令に別段の規定ある場合の外行政官廳の證明を受け醫藥用阿片販賣人に賣渡しを請求すべし

醫藥用阿片販賣人販賣用の阿片を販賣の目的以外に供せんとするときは行政官廳の許可を受くべし

第六條之二 地方長官必要と認むるときは内務大臣の認可を受け醫師・齒科醫師・獸醫・藥劑師又は製藥者に對し醫藥用阿片を賣下ぐることを得

第七條 醫藥用阿片は第六條第一項若くは前條に依る場合又は命令に別段の規定ある場合を除くの外、醫師・齒科醫、又は獸醫の處方箋を以てするに非ざれば之を讓渡し又は讓受くることを得ず

第七條之二 醫藥用阿片販賣人は第六條第一項に依る請求を受けたる場合に於て正當の事由なくして醫藥用阿片の賣渡しを拒むことを得ず

第七條之三 醫藥用阿片販賣人は政府の定めたる價格を越えて醫藥用阿片を販賣することを得ず

註 醫藥用阿片の販賣人は地方長官から藥劑師・藥種商中相當の人を定めて醫藥用阿片を販賣せしむべく賣下げるものである。阿片指定販賣人になるには醫藥用阿片指定販賣の申請を營業所轄署を経て地方長官に提出する事。阿片販賣人は政府の會計年度かほり前に其の數量を豫定し請求して置く。

醫師・齒科醫師・獸醫・藥劑師又は製藥者が醫藥用阿片入用のときは其の量と使用の目的・營業所・職業・氏名・年月日を記し捺印して五十グラム以下の場合警察署長に證明して貰ひ五十グラム以上のときは地方長官の證明を得て販賣人へ此の證明を出し賣渡しを請求するのである。(施行規則第七條及第八條)

調劑の目的に使用する阿片は第一號(五グラム)一個だけ入用のときは此の證明の要なく一ケ年に五グラム入五個迄は證明なくとも差支なし、即ち五個を超へることは出来ぬ、其の一ケ年を通じてなす計算は月日計算では無く其の購入の時を標準として計算し其の過去一ケ年間

に五個を超へてはならぬ若し其の五個を超える場合には署長の証明を受け阿片販賣人に賣下を請求する。之れは調劑用及學術研究用に限らる。

醫藥用阿片を賣捌く者が醫藥用の外の目的に販賣する場合は行政官廳の許可を其の度毎に受けること。(施行規則 第八條及第九條)

地方長官が必要であると認めた場合は内務大臣の許を得て醫師・齒科醫師・獸醫・藥劑師又は製藥者に向つて醫藥用阿片を賣下けることが出来る。

阿片は特別に定められたる條件以外に於ては醫師齒科醫師獸醫の處方箋に依らなければ譲り渡し又は譲り受けることは出来ぬ。

醫藥用阿片販賣人は他府縣に於て使用する者に販賣してはならぬ。又他府縣へ搬出することも許さぬ。(施行規則 第十條)

醫藥用阿片を販賣する者は正規の手續を以て請求されたる時何等の理由なしに其の賣渡しを拒むことは出来ない。又其の價も政府で定めた價よりも高く賣ることを許さぬ。

政府に於て賣下すべき阿片の價格及定價(大正八年三月二十八日 内務省告示第十八號)

阿片賣下價格

第一號 五グラム入 金五十錢

第二號 二十五グラム入 金二圓五十錢

第三號 四百五十グラム入 金四十二圓五十錢

阿片定價

第一號 五グラム入 金六拾錢

第二號 二十五グラム入 金參圓

第三號 四百五十グラム入 金五十圓

第八條 醫藥用阿片販賣人は政府の封緘を施したる醫藥用阿片の容器を開披し若くは改装し又は封緘を破毀することを得ず

醫藥用阿片販賣人は政府の封緘を施したる醫藥用阿片にして封緘の無効と

なりたるもの又は容器を改装したるものを販賣することを得ず

第八條之二 製藥用阿片の賣下に關する事項は命令を以て之を定む

前項に依り賣下を受けたる阿片は命令に別段の規定ある場合を除くの外之を讓渡し又は讓受くることを得ず

第八條之三 官廳又は官立の病院若くは學校に於て阿片を要するときは命令の定むる所に依り交付を受くべし

註 醫藥用阿片は衛生試験所又は藥劑師の封緘が施してあるから其の封緘のまま販賣人が賣捌くもので如何なる事情があるも此の封緘を破つて小分賣したり又容れ物を取替へ封裝等を改造し又封緘の破れ無効となりたるものを賣ることは許してない。之れを犯す者は十圓以上百圓以下の罰金を取られる。

第九條 第三條第二項又は第三條の二に違背したる者は二年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらる

阿片を輸入したる者罰前項に同じ

註 阿片は政府から賣下げて貰ふたものか交付されたものでない阿片を賣買又は讓渡したり所有或は所持する者は二年以下の懲役又は千圓以下の罰金を取られる。阿片を輸入したる者も同じ罰となる。

第十條 第三條第二項に違背して所有又は所持する阿片は之を沒收す

註 政府から賣下げて貰ふた阿片又は交付されたものでない限り皆な政府へ取上げられる。

第十條之二 第一條第六條第二項第七條乃至第八條又は第八條の二第二項に違反したる者は一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

註 無免許にて阿片を製造したる者又は醫藥用の阿片を販賣人が販賣の目的でなく他に使用する場合行政官廳の許可を受けざるとき、醫藥用阿片を法規に定めたる以外の讓渡或は讓受けには醫師・齒科醫師・獸醫の處方箋に依るにあらざるものは譲り渡し譲り受け出来ぬ。又之れに背きたる者及衛生試験所又は藥劑師に於て嚴重に封緘したるものを

破つて小分賣りをなした者、製藥用として賣下げられたる阿片を法規以外濫りに譲り渡し譲り受けを勝手になしたる者は一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金を取られる。

第十一條 第二條第一項に違背したる者は三百圓以下の罰金に處す

註 地方長官の定めたる日限に毎年其の製造した阿片を政府に納めざる製造人は三百圓以下の罰金を課せらる。

第十二條 削除

第十二條の二 藥品營業者又は阿片製造人未成年者又は禁治産者なるときは本法又は本法に基きて發する命令に依り之に適用する罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限りに在らず

第十二條の三 藥品營業者又は阿片製造人は其の代理人・戸主・家族・同居者・雇人、其の他の従業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違背したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免かるゝことを得ず

第十三條の四 明治三十三年法律第五十二號は本法又は本法に基きて發する命令に依る犯罪に之れを準用す

註 藥品營業者又は阿片製造人未成年者又は禁治産者の場合は法定代理人・例へば後見人・親権者等に於て罰則を遵守すべきものである。又従業者其の他の者、業務上反則を生じたるときは藥品營業者又は阿片製造人自己が其の責任を負ふべきである。明治三十三年法律第五十二號即ち法人に適用する罰則は法人に課し法人は其の代表者を以て被告となす。

第十二條の五 第十二條の二又は第十二條の三に依る場合に於ては懲役・禁錮又は拘留に處することを得ず

第十二條の六 第十二條の二乃至第十二條の四の規定は第九條の犯罪に付之を適用せず

第十三條 阿片製造人又は醫藥用阿片販賣人此の法律、又は其の施行に關する規則に違背したるときは地方長官は其の許可又は指定を取消すことを得

第十四條 此の法律は明治三十年四月一日より施行す

第十五條 此の法律施行の日現に阿片製造人たるの許可を有する者は第一條の許可を受けたるものと看做す

第十六條 此の法律施行以前地方廳に預り置きたる阿片は之を焼却す

第十七條 明治十一年布告第二十一號藥用阿片賣買並に製造規則は此の法律施行の日より廢止す

附 則 (大正八年四月法律第四十三號)

本法施行の期日は勅令を以て之を定む(大正八年七月勅令第三百五十六號を以て同年八月一日より施行)

本法施行の際現に醫藥用阿片卸賣人たる者は第五條に依り指定を受けたる醫藥用阿片販賣人と看做す

本法施行の際現に醫藥用阿片卸賣人に非ざる藥劑師又は藥種商にして醫藥用阿片を所有するものは本法施行の日より三十日以内に命令の定むる所に依り地方長官に買上を請求し又は醫藥用阿片販賣人・醫師・齒科醫師・藥醫・藥劑師又は製藥者に讓渡することを得

註 阿片製造人其の住所若くは氏名を變更したるとき又は廢業・死去した場合には戸主若くは相続人から十日以内に地方長官へ届けること。(施行規則第十三條第十四條)

醫師・齒科醫師・獸醫・藥劑師、又は製藥者廢業若くは死亡したるときは本人か戸主或は相続人から三十日以内に使用残りの醫藥用阿片の買上方を地方長官に請求し又は同業者間に讓渡することが出来る。若し此の方法を用ゆるときは其の取扱ひたる數量を十日以内に地方長官へ届出すこと。(施行規則第十五條第十六條)

阿片取扱に使用したる即ち醫用、調劑用、製藥用に供したる阿片は其の

數量及年月日を記入したる證書及帳簿は其の日附より十年間保存して置かねばならぬ。

年度經過後三十日以内に地方長官に其の醫藥用阿片の受拂高を届出ること。(施行規則 第二十一條 第二十二條 第二十三條)

地方長官は衛生吏員又は警察官吏をして阿片の製造所を巡視せしむることがある。此の場合公務執行を拒むものは百圓以下の罰金を取られる。(施行規則 第二十 四條 第二十七條)

藥品巡視規則 (明治二十二年三月二十七日内務省令第四號 大正十五年三月内務省令第九號改正)

第一條 衛生官吏警察官吏及び藥劑師を以て監視員と爲し藥局及び藥品を販賣又は製造する場所を巡視せしむべし

第二條 監視員藥局を巡視するときは左の各項を検査すべし

- 一、藥品
- 二、藥品營業並藥品取扱規則第二十八條第二十九條第三十六條第三十七條及藥劑師法施行規則第十條乃至第十三條の事項
- 三、調劑錄

第三條 監視員藥品を販賣又は製造する場所を巡視するときは左の各項を検査すべし

- 一、藥品
- 二、藥品營業並藥品取扱規則第二十二條第二十八條第二十九條第三十六條第三十七條の事項

第四條 監視員は公私立病院及醫師の調劑所に臨み藥品を検査することあるべし

第五條 第二條第三條の外に於て藥品を貯藏する場所あれば其の場所に就き検査することあるべし

第六條 巡視は日出前日没後に於て之を爲すことを得ず

但し營業時間中は此の限に在らず。

第七條 監視員は必要量の藥品を携歸して検査することあるべし

第八條 監視員の検査に消費したる藥品は其の代價を請求することを得ず

註 監視員は衛生課の技師たる藥劑師と警察官とにて藥品巡視を行ふのである。藥局を巡視するものは藥品の適否、貯藏方法如何、藥品の區別、毒藥に對する注意事項、藥品の容器包紙に藥名の正しきや否、住所・氏名等に誤記なきや及び藥局の採光・換氣の良否、秤量器の正否如何、調劑錄の完否又は記入に誤りなからんか検査するものである。

其の外藥品の販賣又は製造する場所を巡視するときは藥品の良否、藥種商にして毒劇藥の小分賣り或は封緘の無効なるものを貯藏・陳列の如何・貯藏方法の適否、藥品の區別、毒藥に對する取扱上の注意如何、容器・包紙に誤記の有無等を検査する。

監視員は藥局・藥種商及製藥所の外に病院醫師の調劑所に臨検することあり總て藥品を貯藏する場所は必ず監視すべきものである。

藥品監視員の執務時間は相手方の營業時間中は何時にても巡視すべきものであるが普通は日の出前、日没後は巡視せざるることになつて居る。

監視員は必ず藥品監視員たる證票を持參し居るから必要の場合は見せて貰ふ事が出来る。

監視員は必要あれば検査の爲め藥品を持ち歸へることがある。此の場合其の藥品の價は請求の出來ぬものである。

メチルアルコール(木精)取締規則 (明治四十五年五月 内務省令第八號)

第一條 メチルアルコール(木精)を含有する飲食物は之を販賣し又は販賣の目的を以て製造、陳列、若くは貯藏することを得ず。

第二條 メチルアルコール(木精)又は「メチルアルコール(木精)」を

混和したる物品には容器に「メチールアルコール」(木精)又は「メチールアルコール(木精)混和」の字を明記するにあらざれば之を販賣し又は販賣の目的を以て陳列若くは貯蔵することを得ず。

第三條 メチールアルコール(木精)の製造者、輸入者又は販賣者は帳簿を作製し其の製造高・受入高・譲渡高・使用高・受入先・譲渡先・其の年月日及譲渡先、使用の目的を記入すべし。

地方長官は該吏員をして前項の帳簿を検閲せしむることを得

第四條 前項の帳簿は十年間之を保存すべし

第五條 メチールアルコール(木精)を含有する飲食物及其の營業者に關しては地方長官は明治三十三年二月法律第十五號第一條に依り處分する事を得

第六條 地方長官は本則の執行に關し明治三十三年二月法律第十五號第二條の職權を行ふことを得

第七條 第一條又は第二條に違背したる者は百圓以下の罰金又は三月以下の懲役に處す。

第八條 第三條第一項又は第四條に違背したる者若くは第三條第二項の檢閲を拒みたる者は五十圓以下の罰金に處す。

第九條 營業者が未成年者又は禁治産者なるときは本則に依り之に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず營業者は其の代理人・戸主・家族・同居者・雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本則に違背したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝことを得ず。

法人の代表者又は其の雇人其の他の從業者法人の業務に關し本則に規定したる罰則を法人に適用す。

法人を罰すべき場合に於ては法人の代表者を以て被告人とす

附 則

東京府に在りては地方長官の職務は警視總監之を行ふ。

註 A,メチアルコールは劇物にして之れを飲用するときは神經を危され失眠する程危険なるが故に注意して取扱ふ必要あり。爰にメチールアルコール取締規則の依て生ずる所以である。

B,メチールアルコールを含んで居る飲食物、例へば洋酒中にメチールアルコールを混和したるもの往時盛んなりしが爲め頗る害を副ひしことあり依てウイスキー等の飲料物にメチールアルコールを混和したるものを陳列貯蔵・製造・販賣することは絶対に禁ぜらる。若し之を犯したる者は百圓以下の罰金又は三月以下の懲役となる。又化粧品等には絶対に其の混和を許さず。

C,メチールアルコールは「メチールアルコール(木精)」又はメチールアルコールを混ぜたるものは「メチールアルコール(木精)混和」と記したるものでなければ販賣、或は販賣の目的で陳列・貯蔵することは出来ぬ。若し之に反したる者は百圓以下の罰金又は三月以下の懲役となる。

D,メチールアルコール(木精)を製造する者、外國から輸入して販賣せんとする者、即ち營業者は帳簿を作り之れに製造したる數量、買込みたる高譲り渡したる量、使用したる量、取引したる先方の住所・氏名、譲り渡したる先方の住所・氏名、使用の目的、何に使用したるか明瞭に記載し置くこと、而して此の帳簿を検査する爲めに毒劇物巡視員より閱覽を請求されたる時は速に閱覽せしむること、此の帳簿は十ヶ年保存して置かねばならぬ。若し以上の諸項に反する者は五十圓以下の罰金を取られる。

E,メチールアルコール含有の飲食物は絶対に製造販賣することを許さない。若し之れを製造販賣するものがあれば相當の罰を受くと共に其の業務の禁停止を地方長官より命ぜらる。

F,未成年者・禁治産者・法人等に適用すべき罰則等は藥律の場合と同じであるから藥種商條下に述べたる處を参照せられたし。

麻藥取締規則 (昭和五年五月十九日
内務省令第十七號)

第一條 本令に於て麻薬と稱するは左の各號に掲ぐる物を謂ふ。

- 一、モルヒネ、ジアセチールモルヒネ及コカイン（比旋光度の如何を問はず）並に其の鹽類
- 二、粗製モルヒネ、コカ葉及粗製コカイン。
- 三、エクゴニン（比旋光度の如何を問はず）及エクゴニン誘導體並に其の各鹽類
- 四、モルヒネ誘導體及其の鹽類（コデイン及デヒドロコデイン並に其の各鹽類を除く）
- 五、千分中二分以上のモルヒネ若しくはモルヒネ誘導體（コデイン及デヒドロコデインを除く）千分中一分以上のコカイン・エクゴニン若しくはエクゴニン誘導體又はジアセチールモルヒネを検出する物。
- 六、印度大麻草、其の樹脂及之を含有する物。
- 七、内務大臣に於て指定する物。

第二條 前條第一號乃至第三號の麻薬（コカ葉を除く）又は内務大臣に於て本條に許可を受くべきものと指定する麻薬を製造せんとする者は左の各號の事項を具し第三號の事項に付ては之を示すべき圖面を添へ製造所々在地々方長官（東京府に在りては警視總監以下之に倣ふ）を經由し内務大臣の許可を受くべし。

- 一、製造所々在地。
 - 二、品名
 - 三、製造又は貯藏に使用する建造物の位置・構造及設備
- 前項の許可を受けたる後前項各號の事項を變更せんとするときは其の事項に付更に許可を受くべし。

註 モルヒネ・ジアセチールモルヒネ・コカイン・エクゴニン及其の各鹽類等を製造せんとする者は製造所と製造せんとする薬品名と製造所及貯藏所の圖面を添へて地方長官に差出し内務大臣の許可を受けねばならぬ

第三條 前條第一項の許可を受けたる者は毎年其の製造せんとする數量並に

原料の種類・數量及取得方法に付製造所々在地地方長官を經由し内務大臣の許可を受くべし。

註 前の願出に依り許可せられたる者は毎年其の製造せんとする數量と原料として扱ふものゝ種類と其れを製造する方法とを地方長官を経て内務大臣の許可を受けること。此の届出は正副二通を作製し地方長官に提出する事。

第四條 内務大臣に於て第二條に依り許可を受くべきものと指定したる麻薬を除くの外第一條第四號乃至第七號の麻薬を製造せんとする者は左の各號の事項を具し製造所々在地地方長官を經由し内務大臣に届出づべし。

- 一、製造所々在地。
- 二、品名。
- 三、毎年の製造豫定數量。
- 四、原料の種類・數量及取得方法。

前項の届出をなしたる後前項各號の事項を變更せんとするときは其の事項に付更に届出づべし。

註 製造高が届出の豫定數量を超過せぬ限り其の後の届出を要せぬが若し超過せる場合には直ちに豫定數量變更届を提出する事。

第五條 麻薬を製造したる者は毎年十二月末日迄に製造したる麻薬の品名及數量並に原料の種類・數量及受入先を翌年一月末日迄に製造所々在地地方長官を經由し内務大臣に届出づべし。

前項の規定は麻薬を原料として麻薬に非ざる物を製造したる者之を準用す

註 麻薬を製造し又内務大臣に於て指定したる其の薬品が新薬新製剤なる場合に於ても（麻薬を原料となしたる時）毎年十二月三十一日迄に製造したる麻薬の品名と其の量、原料の種類、受入先と數量を翌年一月三十一日迄に地方長官を経て内務大臣へ届出づること。前に述べたる如く麻薬を原料となしたる場合には賣薬と雖も第五條を遵守すべし。以上に反する者は百圓以下の罰金又は拘留・科料に處せらる。

第六條 コカ葉採取の目的を以て、コカ樹を栽培せんとする者は左の各號の事項を具し栽培地地方長官を經由し内務大臣の許可を受くべし。

一、栽培の場所及段別。

二、植付の期間。

三、毎年の採取豫定數量。

四、加工及貯藏に使用する建造物の所在。

前項の許可を受けたる後前項各號の事項を變更せんとするときは其の事項に付更に許可を受くべし。

第一項の許可を受けたる者は植付の期間満了後十日以内に其の植付の場所及段別を栽培地地方長官を經由し内務大臣に届出づべし。

第七條 コカ樹を栽培する者は毎年十二月末日迄に採取したるコカ葉の數量並に拂出したるコカ葉の數量及拂出先を翌年一月末日迄に栽培地地方長官を經由し内務大臣に届出づべし。

第八條 麻薬を製造し又はコカ樹を栽培する者其の製造又は栽培を廢止したるときは十日以内に製造所々在地又は栽培地地方長官を經由し内務大臣に届出づべし。

第九條 麻薬を輸入又は移入せんとする者は左の各號の事項を具し主たる業務所々在地地方長官を經由し内務大臣の許可を受くべし。

一、品名及數量。

二、輸入又は移入の目的。

三、出荷人の氏名（法人に在りては名稱）又は商號及業務所々在地。

四、輸入又は移入の期間。

五、送荷の方法。

六、輸入又は移入港名（郵便に依る場合に在りては郵便局名）

前項の許可を受けたる後前項各號の事項を變更せんとするときは其の事項に付き更に許可を受くべし。

第一項の許可を爲したるときは輸入又は移入許可證及輸入又は移入許可證

明書を下付す。

註 麻薬を外國より輸入し又は他の場所より移入（樺太・朝鮮・關東州・臺灣等より受入の場合）せんとするときは一より六迄の書入れをなし地方長官を経て内務大臣の許を受くるべし外に許可後變更せんとする事項を生じたるときは更に届出で新たに許可を受くること而して許可を得れば輸入又は移入許可證を下付せらるゝものである。

第十條 麻薬を輸出又は移出せんとする者は左の各號の事項を具し仕向地當該官憲の發給に係る輸入若しくは移入許可證明書又は保税倉庫搬入許可證明書を添へ主たる業務所々在地地方長官を經由し内務大臣の許可を受くべし。

一、品名及數量。

二、荷受人の氏名（法人に在りては名稱）又は商號及業務所々在地。

三、輸出又は移出の期間。

四、送荷の方法。

五、輸出又は移出港名（郵便に依る場合に在りては郵便局名）。

前項の許可を受けたる後前項各號の事項を變更せんとするときは其の事項に付更に許可を受くべし。

第一項の許可を爲したるときは輸出又は移出許可證及輸出許可證の謄本を下附す。

前項輸出許可證の謄本は之を其の送荷に添送すべし。

註 輸出・移出許可證と輸出許可證の謄本を下付せられたるときは輸出許可證の謄本だけを荷と共に送附すること而して送荷完了したるときは十日以内に地方長官を経て内務大臣へ届出づるものとす。

第十一條 外國より外國へ輸送する麻薬を積載する船舶の船長は荷に添送する輸出許可證又は轉向證明書の謄本を入港の際當該税關長に提示するに非ざれば帝國を通過せしむるの目的を以て該麻薬を輸送することを得ず。

前項の規定は郵便に依る輸送には之を適用せず。

註 外國より外國へ送るところの麻薬を積みたる船舶は其の麻薬に輸出許

可證又は轉向證明書の謄本が添へてあれば差支ないが許可證及謄本等を税關長に示さざるものは帝國を通過すること許さず。

第十二條 外國貨物たる麻薬の陸揚、積戻又は積換を爲さんとする者は送荷に添送する輸出許可證又は轉向證明書の謄本を當該税關長に提出すべし。前項の陸揚、積戻し又は積換へを終了したるときは當該税關長に届出で前項の謄本の還付を受くべし。

註 外國貨物たる麻薬を陸揚・積戻・積換へをするときは輸出許可證又は轉向證明書の謄本を税關長に差出しを行ふものである。此の作用終了したるときは税關長から謄本の返還を受くこと。

第十三條 麻薬を輸入又は輸出する者は其の輸入又は輸出の際輸入又は輸出許可證を當該税關長に提示すべし。

第十四條 麻薬を輸入・移入又は輸出・移出したる者は輸入・移入若しくは移入許可證及送荷に添送したる輸出許可證若しくは轉向證明書の謄本を輸出・移入の場合に在りては輸出若しくは移出許可證を添へ十日以内に主たる業務所々在地地方長官を經由し内務大臣に届出づべし。

第十五條 麻薬の輸入・移入又は輸出・移出の許可を受けたる者、輸入・移入又は輸出・移出を爲さざるときは許可を受けたる期間満了後十日以内に輸入若しくは移入許可證及輸入若しくは移入許可證明書又は輸出若しくは移出許可證の謄本を主たる業務所々在地地方長官を經由し内務大臣に返納すべし。

第十六條 第一條第一號第三號又は第四號の麻薬は之を發賣する者又は小分して販賣する者に於て其の容器又は被包に氏名（法人に在りては名稱）又は商號、業務所々在地、發賣又は小分の年月日を記載し番號を附すべし担し五瓦以下を内容とする容器又は被包に付ては此の此限に在らず。

註 モルヒネ・デアセチルモルヒネ・コカイン・エクゴニン・モルヒネ誘導體及以上の鹽類を賣出す者又は小分して販賣する者は其の容れ物或は被包に氏名・商號・營業所及年月日と番號を附けること、内容五グラム以下のものは差支なし。

第十七條 藥品營業者が藥品營業者又は醫師・齒科醫師若しくは獸醫師に麻薬を譲渡するときは其の藥品營業者又は醫師・齒科醫師若しくは獸醫師たることに關し警察署長の證明ある文書を徴すべし但し藥品營業者自己の知人たる藥品營業者又は齒科醫師・醫師若しくは獸醫師に麻薬を譲渡するときは此の限りに在らず。

前項の文書は五年間之を保存すべし。

註 藥品營業者が藥品營業者又は醫師・齒科醫師・獸醫師に麻薬を譲渡するときは藥律に於ける證明とは別箇のもの、即ち藥品營業者・醫師・齒科醫師・獸醫師たる警察署長の證明を必要とする。然し藥品營業者直接の知人たる藥品營業者又は醫師・齒科醫師・獸醫師の場合には此の證明を必要とせず。（要するに其の知人とは相互に認識の有るもの）

此の證明ある文書は五年間保存し置くものである。罰則同上。

第十八條 藥品營業者は帳簿を備へ麻薬の受拂に付其の品名・數量及年月日、受入先及拂出先の住所又は業務所々在地職業及氏名（法人に在りては名稱）又は商號並に第十六條の麻薬に在りては其の容量又は被包の記載事項及番號を記入し其の日附より五年間之を保存すべし。但し醫師・齒科醫師・又は獸醫師の處方箋に依り譲渡する麻薬及内務大臣の別に指定する麻薬に付ては此の限に在らず。

註 藥品營業者は帳簿を備へて麻薬の出し入れ、（受入とは購入、拂出しとは販賣の事なり）品物の名、其の數量と年月日、受入先と拂出先の住所營業所・職業・氏名・商號「法人にありては名稱」とモルヒネ・デアセチルモルヒネ・コカイン・エクゴニン・モルヒネ誘導體及各鹽類等の麻薬に付ては其の容器・被包の氏名・商號・營業所・年月日・番號を記載して五年間保存せねばならぬ。醫師・齒科醫師・獸醫師の處方箋に依つて譲渡したる麻薬と別に内務大臣の定めた麻薬は記入せざるも差支なし。

第十九條 地方長官は衛生官吏又は警察官吏をして第十條の文書若しくは前

條の帳簿を検査せしめ又は麻薬を製造・採取・加工・貯藏・販賣，若くは
コカ樹を栽培する場所を巡視せしむることを得。

註 麻薬巡視員は業務に關する警察署長の證明ある文書及麻薬受拂簿を検
査し又、薬の製造・貯藏・販賣の場所を臨檢することあり。若し検査又
は巡視を拒みたる者は百圓以下の罰金又は拘留・科料に處せらる。

第二十條 第二條，第三條，第六條，第九條若くは第十條の許可を受けたる
者第四條の麻薬を製造する者又は麻薬を原料として麻薬に非ざる物を製造
する者本令に違反し又は麻薬若くは阿片に關し犯罪其の他の不正の行爲あ
りたるときは其の許可を取消し又は其の製造を禁止することあるべし。

第二十一條 第二條第一項，第三條，第六條第一項，第九條第一項又は第十
條第一項の規定に違反したる者は三月以下の懲役に處す。

第九條第一項又は第十條第一項の規定に違反して麻薬を輸入・移入又は輸
出移出する目的を以て其の豫備をなしたる者亦前項に同じ。

註 無免許にて麻薬の製造をなしたる者，許可を得て製造するものにして
毎年製造の豫定數量原料の種類等の許可を受けざる者，コカ樹の栽培を
無免許にてなしたる者，麻薬の輸入・移入の許可を経ずして行ふもの輸
出・移出に關し證明書を受けざる者等は三月以下の懲役に處せらる。

第二十二條 第二條第二項，第四條，第六條第二項，第九條第二項，第十條
第二項，第十一條又は第十六條乃至第十八條の規定に違反したる者は三月
以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す。

第二十三條 第五條，第六條第三項，第七條，第八條，第十條第四項，第十
二條乃至第十五條の規定に違反し又は第十九條の検査若くは巡視を拒みた
る者は百圓以下の罰金又は拘留若くは科料に處す。

第二十四條 未成年者又は禁治産者たる藥品營業者又はコカ樹栽培者其の營
業に關し本令に違反したるときは之、適用すべき罰則は之を其の法定代理
人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未青年者に付
ては此の限に在らず。

第二十五條 麻薬の製造・採取・加工・貯藏・販賣・輸入・移入・輸出・移
出・輸送・陸揚・積戻、若くは積換又はコカ樹の栽培を爲す者は其の代理
人・戸主・家族・同居者・雇人，其の他の従業者にして其の業務に關し本
令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝこと
を得ず。

第二十六條 法人の代表者又は其の雇人其の他の従業者，法人の業務に關の
本令に違反したるときは本令に規定する罰則を法人の代表者に適用す。

附 則

モルヒネ・コカイン及其の鹽類の取締に關する件及コカ樹の栽培取締に關す
る件は之を廢止す。

本令公布の際現に麻薬を製造する者は本令施行後三十日以内に第二條又は第
四條の規定に依る手續を爲すべし。

本令施行前モルヒネ・コカイン及其の鹽類の取締に關する件に依り許可した
る麻薬の輸入・移入又は輸出・移出に關しては仍從前の規定に依る。

本令施行前コカ樹の栽培取締に關する件に依り許可したるコカ樹の栽培は之
を本令に依り許可したるものと看做す。

麻薬規則第二條に依り麻薬指定

昭和五年五月十九日
内務省告示第一一四號
昭和六年九月十日
内務省告示第二一〇號
同 第二一號
同 第二一二號

- 一、コデイン，テバイン，ヂヒドロコデイン並に其の製劑並に各鹽類。
- 一、コデイン，エチルモルヒネ並に其の各鹽類。
- 一、百分中十分以上のモルヒネ，ヂアセチルモルヒネ及コカインを検出する製劑。

薬局方外毒劇薬品表

本欄に於て薬局方第二表、第三表以外の毒薬劇薬品目表について記載す。

毒薬の部

アコニチン其化合物並製剤

アコニチンは北半球の諸地に産する毛茛葎植物「アコニツト」根、及び本邦福島、越後、佐渡地方に産する草烏頭、白川附子等の主成分にして有毒性である。

其化合物には硝酸アコニチンなるものあり。本品は無色透映の結晶にして神系統の諸病に用ひらる。

アトロピン其化合物並製剤

アトロピンは茄科植物の「ベラドンナ」根及「ベラドンナ」葉並に本邦甲州、武州、信州各地に産する茄科植物ロート、即ち「ハンリドコロ」の根、葉及びヒヨス葉、マンダラゲ葉の主成分をなし有毒である。

其化合物には硫酸アトロピンあり。本品は局方に収載せられたる毒薬にして其他二、三新薬にアトロピン化合物あるも皆な毒薬として取扱ふ。

アポモルヒネ其化合物並製剤

アポモルヒネは小亞細亞に産する罂粟科植物罂粟の未熟果より採集したる阿片の成分「モルヒネ」を取り。

此の「モルヒネ」に多量の鹽酸を加へて加熱し生じたる鹽酸アポモルヒネを重炭酸ソーダを以て分解し「アポモルヒネ」を遊離せしめて製す。

其化合物には鹽酸アポモルヒネあり、一名クロル水素酸アポモルヒネと稱し、本品は白色の結晶にして氣中に於て漸次綠色に變じ、吐劑、鎮咳祛痰劑となす、薬局方に収載せらる。

ウエラトリン其化合物並製剤

ウエラトリンは南米の各地及びメキシコ灣地方に産する百合科植物の種子サバヂルラ子の主成分をなす。

有毒性白色の粉末にして。急性肺炎、ロイマチスの塗擦劑に用ふ、内用〇

・〇〇五一回量

本品の膏劑、丸劑等諸製劑も毒薬の取扱ひを要す。

エゼリン其化合物並製剤

エゼリンは亞弗利加に産する蝴蝶形科植物の種子「カラバル」豆の主成分にして此の「カラバル」豆よりエゼリンを製出す。

其化合物には硫酸エゼリン及びサリチル酸エゼリンにして瞳孔を縮少せしむる性あれば縮瞳薬として用ひらる。共に日本薬局方に収載せられたる毒薬なり。

エビレナミン鹽類

エビレナミンは温血動物の副腎成分にして白色の粉末をなし毒薬に屬す。其化合物としては鹽酸エビレナミン液あり。本品は劇薬に屬し、日本薬局方に収載せられる。

エメチン其化合物並製剤

エメチンは南米ブラジル地方に産する茜草科植物吐根の主要成分にして有毒なり。

其化合物には鹽酸エメチンあり、薬局方に毒薬として収載せらる催吐薬及

び赤痢に用ふ。

可溶性ウラニウム鹽類

ウラニウムは金屬にして可溶性ウラニウム鹽類には硝酸ウラニウム、綠黄色柱狀結晶鹽化ウラニウム、黄色、硫酸ウラニウム橙黄色の結晶等あり。亞鹽化ウラニウムは黒綠色の結晶にして。陶器の着色、寫眞術等に使用す。

カラバル豆製劑

「カラバル」豆は腎臟形をなし外面帶褐色をなす其主成分には「エゼリン」を含有す。

「カラバル」豆製劑は其成分「エゼリン」を含有し「カラバル」豆より製したるチンキ又はエキス等の製劑を云ふものにして毒藥となす。

カンタリヂン其化合物並製劑

カンタリヂンは「カンタリス」なる鞘翅族の分族、不同節族の昆蟲にして其の中に含有する主成分にして毒性強烈なるものなり。皮膚引赤或は發泡の目的に用ゆ。

クラーリン其化合物並製劑

クラーリンは南亞弗利加の土人が毒矢に用ゆる「クラレ」と稱するものの主要成分にして其毒性強烈なり。

コニイン其化合物並製劑

コニインは繖形科植物に屬するコニウム草及びコニウム實の有効成分即ちプロピールピペリヂンと稱する揮發性のアルカロイドなり。コニウム草は歐洲及び中央亞細亞に産す。

其化合物には鹽酸コニインあり、麻醉性鎮座藥又は解熱藥となすも其の量

を過ぎる時は神經の痲痺且つ呼吸停止を來たして倒る、コニイン及び本草即ちコニウム草共に猛毒なり。

コルヒチン其化合物製劑

コルヒチンは歐洲に産する藜蘆亞科植物の種子コルヒクム子の主要成分にして淡黄色の粉末をなし水に溶解し苦味あり。ロイマチス、痛風に用ゆ。

水銀化合物並製劑

(但し朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞並其製劑及昇汞綿、昇汞ガーゼ、黄降汞軟膏、赤降汞軟膏を除く)

水銀化合物として但書以外のものは局方に收載せられたる昇汞、サリチル酸汞、赤色酸化汞、オキシシアン水銀、黄色酸化汞及び其他硝酸亞酸化汞、青化汞(チアン水銀)、硫酸水銀等で驅蠱藥となす。

硝酸酸化汞無色斜り形の結晶をなす。

硝酸亞酸化汞は無色板狀或は柱狀の結晶にして少しく硝酸の臭氣を有す。

チアン水銀は無色稜柱狀の結晶にして臭氣なく金屬様の味を帶ひ水に溶解する。

硫酸水銀は白色結晶性の粉末にして水には溶解せず。

スコボラミン其化合物並製劑

スコボラミンは茄科植物「ヒヨス」の葉又は本邦甲州、伊豆、秩父等に産する茄科植物「ハシリドコロ」「ロート」の根及葉の成分にして無色の結晶である。

其化合物にはブロム水素酸スコボラミンあり。

本品は藥局方中毒藥として收載せらる鎮座、鎮靜、催眠藥となす。

ストリキニーネ其化合物並製劑

(但し、ストリキニーネ〇・〇二プロセント以下を含有する次亜磷酸鹽シロップを除く)

ストリキニーネは印度に産する馬錢科植物に屬する「ホミカ」の成分にして無色稜柱狀の結晶をなし水に溶解せず、アルロニルに稍々溶解し強苦味と強烈なる毒性あり。

其化合物に硝酸ストリキニーネあり。藥局方に毒藥として收載せらる但書を除く他の製劑は毒藥の取扱を要す。

ストロファンチン

ストロファンチンは亞弗利加に産する夾竹桃科に屬する「ストロファンツス」の種子ストロファンツス子の主成分にして強心利尿の目的に用ひらる。

青酸シアンカリ其他シアン化合物並製劑

(但ベルリン青、黃血鹽、赤血鹽並其製劑及び杏仁水、苦扁桃製劑並バクチ葉製劑を除く)

青酸はチアン水素酸と稱し、苦扁桃様臭氣を有する無色の液にして頗る強き毒性あり。此の青酸を稀釋したるものを稀青酸と稱して舊藥局方に收載せられたるも第五改正藥局方には削除せられたり。杏仁水中には其千分中一分を含有す。杏仁水は劇藥なり。

シアンカリは一名青酸カリと稱し、無色骰子形の塊にして氣中に於て頗る潮解しチアシ水素放ち水に溶解しアルコールに溶解難し。實に猛毒性なり。

其他化合物として硫チアンカリ(ロダンカリ)チアン酸アンモン、硫チアンアンモン(ロダンアンモニウム)等あり。

チアンアンモンは白色結晶性の粉末又は骰子形の結晶にして水に溶解す。

硫チアンカリは長稜柱狀の結晶にして無色なり。氣中に於て容易に潮解し水に溶解しアルコールに溶解し難し。

硫チアンアンモンは無色板狀の結晶をなし、氣中に於て潮解し易く水及び

アルコールに溶解す。

チアン水銀 重き無色の光輝ある結晶。

チアン銀 白色の粉末

ブロムチアン 無色刺戟性ある液體。

ヨードチアン 無色刺戟性ある針狀の結晶。

デギタリス配糖體

デギタリス配糖體は玄參科植物デギタリス葉の有效成分にして「デギトニン」「デギタリン」「デギトキシン」「デギタレイン」等なり。強心、利尿藥となす。

ナルコチン其化合物並製劑

ナルコチンは罌粟科植物「ケシ」より採集したる阿片の中にモルヒネ、コデイン、ナルセイン等と共存する成分にして長針狀の結晶をなし。水に溶解せず。其の毒性モルヒネより弱し。鎮痛、鎮痙等となす。

ナルセイン其化合物並製劑

ナルセインはナルコチン、モルヒネ、コデイン等と阿片中に含有する成分にしてモルヒネに似たる作用あり。化合物に鹽酸ナルセインと稱する無色の結晶物あり。

ニコチン其化合物並製劑

ニコチンは茄科植物に屬する煙草葉の主要成分にして「タバコ」の臭氣を有する無色の液體をなす。醫藥に用ゆることは殆んどなし。

其化合物には重酒石酸ニコチン及びサリチル酸ニコチンあり。

重酒石酸ニコチンは水に溶解し易き無色の結晶をなす。

サリチル酸ニコチンは無色板狀の結晶にして千倍の軟膏となし、皮膚病に

塗布す。此のサリチル酸ニコチンは「オイデルモール」と名づけ醫藥となす

ニトログリセリン並其製劑

ニトログリセリンは一名硝酸グリセリンエステルと稱し、無水グリセリンに硝酸と硫酸を作用せしめて製したるものなり。本品は油様の液にして無色無臭水に溶解せずアルコールに溶解す。

ニトログリセリンは爆發性強きが故に加熱又は撃突等なさざる様注意すべし。心臟痙攣、喘息神經痛に用ひたるも現今は殆んど使用せず。主として火薬として使用せらる。

製劑にはニトログリセリン液あり。本品は無色澄明の液にして爆發性ありニト グリセリンに應用同じ。

巴豆油製劑

巴豆油は藥局方中毒藥に收載せらる。巴豆油を主藥として製したる製劑は毒藥の取扱ひを要するものなり。

砒素化合物並製劑

(但砒素として〇・〇〇三プロセント以下を含有する製劑を除く。)

砒素は酸素、硫黄、金屬類と化合して「アンチモン酸」「亞鉛酸」となりて存在し、之等酸物を原料として製す。

砒素には二種の形態ありて光輝ある灰白色菱形の結晶にして其の質脆く粉碎し易く又は光輝ある無晶形體をなす熱すれば蒜様の臭氣を放ち猛毒である。

一半酸化砒素又は三酸化砒素、亞砒酸又は白砒石とも云ふ。而して本品には白色無晶形の粉末と結晶性のものとあり水に溶解し難く酸類に溶解す。藥局方中毒藥の部に收載せらる。

鹽化砒素 (クロール砒素) 無色の液體にして氣中に發煙す。

臭化砒素 (ブロム砒素) 無色の固體をなす。

ヨード砒素はヨードと砒素との結合したるものにして橙赤色鱗片狀の結晶にして、ヨード臭を帯び水、アルコールに溶解す。マラリア皮膚病に用ひたるも現今は殆んど使用せられず。

ホーレル水は一名亞砒酸カリ液と稱し、藥局方中毒藥の部に收載せらる。

五酸化砒素は一名砒酸と稱し、一半酸化砒素を硝酸と共に熱して製す。白色重質性硝子様の塊をなし、水に溶解す。

三硫化砒素は別名を石黄、雄黄、砒黄、黄色硫化砒素と稱し、黄色の小板狀結晶又は粉末にして、工業藥として用ひらる。

五硫化砒素鮮黄色の粉末

二硫化砒素は一名鷄冠石朱雀金と云ひ、橙黄色の顆粒狀塊をなし或は赤色稜柱狀の結晶、結晶性粉末をなす。工業方面に用途廣し。

亞砒酸銅即ち鹽基性亞砒酸銅醋酸銅にして、別名を華綠青又は「エメラルド」綠と云ひ、灰綠色の粉末である。

シエーレー綠 (亞砒酸銅及硫酸銅の混和物) 其の他松綠青、綠青等あり總て亞砒酸銅を含有す。砒素含有著色料なり。

砒酸鉛白色粉末なり、農業用に殺蟲劑。

ヒオスチアミン其化合物並製劑

ヒオスチアミンは茄科植物ヒオス葉に含有する主要成分にして絹絲様の光澤を有する白色針狀の結晶で水及びアルコールに溶解し鎮痛、鎮痙藥に用ゆ。

其化合物にブロム水素酸ヒオスチアミンあり。

ピロカルピン其化合物並製劑

ピロカルピンは南米に産する芸香科植物「ピロカルプス」の葉即ち「ヤボランチ」葉の有効成分にして粘稠半流動性の液體をなし水及びアルコール、エーテルに溶解す。

其の化合物に鹽酸ピロカルピンあり。本品は藥局方中毒藥の部に收載せらる發汗藥又は縮睡藥として用ゆ。

河豚毒成分並製劑

河豚毒成分は藥學博士田原良純氏の發見に係る「テトロドトキシン」なる毒藥にして河豚の卵巣より抽出したる白色の粉末なり、此の毒藥を主藥とせる製劑は鎮痛劑として用ひられ毒藥の取扱を要す。

弗化水素酸

弗化水素酸は氣中に於て發煙する動搖し易き無色の液體にして濕氣を吸引し皮膚に觸れば痛傷を起す。陶器及び硝子類を腐蝕するが故に硝子等に文字又は畫を附するに用ゆ。

ブルチン其化合物並製劑

ブルチンは印度に産する馬錢科植物に屬するホミカ中に含有する成分にして「ストリキニーネ」と共に存在するものなり。

無色針狀の結晶又は粉末にして水及びアルコールに溶解す本。品は硝酸に對する試藥として用ゆるのみ。

ホマトロピン其化合物並製劑

ホマトロピンは人工的に製出せられたる藥品にしてアトロピン誘導體なり其の化合物にブrom水素酸ホマトロピンあり。藥局方中毒藥の部に收載せらる。

モルヒネ其化合物並製劑

(但エチルモルヒネ其鹽類並製劑ジアセチルモルヒネ鹽類の製劑及び鹽酸モルヒネ錠、複方クロロホルムモルヒネチンキを除く)

モルヒネは名モルフィンと稱し、阿片の有効成分にして、殊に小亞細亞産の阿片が最も其含量多し。モルヒネは針狀の結晶にして水には僅微に溶解する苦味を有す鎮痛麻醉作用を有す。

其化合物中著明なるものは鹽酸モルヒネ硫酸モルヒネなり。共に藥局方中毒藥の部に收載せらる。

黄磷含有物

黄磷含有の製劑は皆な毒藥に屬す。磷には黄磷、赤磷(無晶形磷)黒磷の三種あれ共茲に指定せられたるは黄磷なり。淡黄色半透明の固體にして大氣に白煙を發揚し暗所に磷光を放ち惡臭を發す、藥局方に收載せらる。

劇薬の部

亜鉛塩類 (但し炭酸亜鉛亜鉛華を除く)

亜鉛塩類とは鹽化亜鉛、吉草酸亜鉛、硫酸亜鉛、ブロム亜鉛、ヨード亜鉛、スルフォ石炭酸亜鉛等あり。鹽化亜鉛、吉草酸亜鉛、硫酸亜鉛は薬局方中劇薬の部に収載せらる。

ブロム亜鉛は金属様の味を有する白色の粉末にして臭気なく水及びアルコールに溶解す。又氣中に於て水分を吸収し潮解す。神経疾患に用ゐたることもあるも現今は殆んど使用せられず。

ヨード亜鉛は氣中に於て容易く潮解する白色又は無色の粉末にして金属様の味を有し水及びアルコールに溶解す。腺病に軟膏として用ひ齒科に於て腐蝕薬となし又試薬となす。

スルフォ石炭酸亜鉛は舊薬局方に収載せられたるも改正局方に於て削除せらる。本品は風化し易き無色透映の結晶にして収斂性の味を有し消毒殺菌薬となす其〇・一乃至五プロセント水溶液は淋疾の注入に用ゆ。

アガリチン塩類並アガリチン又は其塩類の製剤

アガリチンは歐洲及び本邦に産する落葉松茸の有効成分にして白色の粉末にて光澤あり。水に溶解せず、本品含有製剤は劇薬の取扱を要す。本品は薬局方中に収載せらる。

アコニツト根並其製剤

アコニツト根は歐洲及び本邦に産する毛茛科植物の球根にして本根及び本根の製剤は劇薬にして其の有効成分「アコニチン」は前述したる如く毒薬に屬す。而してアコニツト根は神経系統の諸病に用ゆ。

アセトアニリド製剤

(但し一丸一錠中〇・一グラム以下を含有するものを除く)

アセトアニリドは一名アンチフェブリンと稱し、本品の製剤は丸剤又は錠剤にして其の一個中〇・一グラム以上を含有するものは劇薬の取扱を要するものである。

阿片アルカロイド鹽酸鹽製剤

阿片アルカロイドとは阿片より得たる總てのアルカロイドにして此アルカロイドの鹽酸化合物を以て製したる製剤は皆な劇薬の取扱ひをなすべきものである。例へばバントポの如きものなり。

阿片製剤 (但し其坐薬を除く)

阿片を用ひて製したる諸種の薬劑は坐薬(肛門坐薬、腔球等)を除く外皆な劇薬に屬するものなり。例へば阿片エキスドール散、阿片チンキ、阿片安息香チンキ、芳香阿片酒、十倍用阿片散(デシビユウム)の如きものなり。

アミノピリン化合物並アミノピリン又は化合物の製剤

(但し一丸一錠中純アミノピリン〇・一グラム以下を含有するものを除く)

アミノピリンは別名をジメチルアミノアンチピリンと稱し、薬局方中劇薬の部に収載せらる。

其化合物にはカンフル酸ピラミドン、サリチル酸ピラミドン「ペロナールピラミドン」(セダロン、ベラミン)等あり。アミノピリン等と同じく解熱、鎮痛の目的に應用せらる。

アンチピリン又は其化合物の製剤

(但し一丸一錠中純アンチピリン〇・三グラム以下を含有するものを除く)
アンチピリンは別名をフェニルチメチルピラツオロンと云ひ、薬局方中劇薬の部に収載せらる。

其化合物サルチル酸アンチピリン(別名サルチル酸フェニルチメチルピラツオロン)も薬局方中劇薬の部に収載せらる、共に解熱鎮痛薬として用ゆ。

本品は但書の如く一丸一錠中に〇・三グラム以下を含有するものは普通薬として取扱ふものである。

アンチモン化合物並其製劑

(但し軟膏劑並金硫黄を除く)

アンチモン化合物を含有する軟膏と金硫黄を除く外の化合物及び其製劑は皆な劇薬の取扱を要す。

其化合物にして吐酒石即ち酒石酸アンチモンカリウムは薬局方中劇薬の部に収載せられ、其他酸化アンチモン、三鹽化アンチモン等あり。

酸化アンチモンはアンチモンを熱灼して製したるものにして白色結晶性の粉末にして熱すれば黄色を呈す。水及び硝酸に溶解せざるも鹽酸には容易く溶解する醫藥として用ゆることなし。

三鹽化アンチモンはアンチモンの細末を「コルベン」に入れ鹽酸に溶解して製したるものにて菱形光輝ある結晶にして腐蝕性と潮解性を有す。木綿類の媒染料となす。

イグナチユース並其製劑

イグナチユースはフイピリン群島に産する番木鱈屬植物の種子にして暗灰色卵圓形にしてホミカと同じ成分を含有す。種子及び其製劑共に劇薬として取扱ふべし。

印度大麻草製劑

印度大麻草は印度に産する大麻科植物に屬する其の雌草を採集したるものにして麻醉性を有する劇薬なり。薬局方に収載せらる。本品の製劑は印度大麻エキス及び印度大麻チンキ共に薬局方中劇薬の部に収載せらる。

烏頭附子並其製劑

烏頭附子は本邦福島越後佐渡等に産するものにして川烏頭白川附子と稱し「アコニット」根と同成分を含有す。其の應用は同じ目的に用ひらる。

ウレタン

臭氣なき柱狀の結晶をなし其の味清涼なり。水アルコール、エーテル、クロロホルムに容易に溶解す。催眠薬として使用せらる。又諸種有機本品化合物を製し其の原料となす其の誘導製劑は劇薬なり。

エクゴニン其化合物並製劑

エクゴニンはコカイン酸類又は水酸化バリウムを加へて熱し加水分解により生ずるものにして、麻醉性を有す。本品は諸種「コカイン」代用の局處麻醉薬製劑の其の合成上の基本をなす。

エチルモルヒネ其鹽類並製劑

エチルモルヒネはモルヒネの化合物で鹽酸エチルモルヒネは薬局方中劇薬の部に収載せらる。鹽酸エチルモルヒネ、エチルモルヒネを含有する製劑は皆な劇薬の取扱を要す。

エビレナミン鹽類製劑

エビレナミン鹽類は毒薬である。此のエビレナミン鹽類を使用して製造したる製劑は劇薬の取扱をなすものである。例へば一千倍鹽化アドリナリン液(一千倍鹽化エビレナミン)液の如きものを云ふ。

エフェドリン其鹽類並製劑

(但し一錠中エフェドリン〇・〇二五グラム以下を含有するものを除く)

エフェドリンは藥學理學博士長井長義氏が麻黃料植物麻黃より發見せられたるものにして、其莖より製し無色透明柱狀結晶をなす。其鹽酸鹽即ち鹽酸エフェドリンは鎮咳藥となし藥局方中劇藥の部に收載せらる。本品含有の製劑にして一丸一錠中〇・〇二五グラム以上を含有するものは皆な劇藥の取扱ひをなすべし。

鹽酸含有物

(但し鹽化水素十プロセント以下を含有するものを除く)

鹽酸含有物は鹽化水素十プロセント以上のものは皆な劇藥となし、十プロセント以下は普通藥に屬す。例へば藥局方稀鹽酸(十プロセント)含有の如くである。

鹽素酸カリ製劑

(但し鹽素酸カリ十プロセント以下を含有するものを除く)

鹽素酸カリは藥局方中劇藥の部に收載せらる。

本品の製劑は十プロセント以上含有するものは皆な劇藥の取扱ひをなすべし。

カドミウム並其化合物

カドミウムは亞鉛と共に諸種の鑛石中に存する金屬である。

其の化合物には

鹽化カドミウム 無色の結晶なり。

ブロムカドミウム 無色の結晶なり。

ヨードカドミウム 無色板狀結晶なり。

酸化カドミウム 帶褐赤色の粉末なり。

硝酸カドミウム 柱狀或は針狀結晶にして放線狀に集團す。

硫酸カドミウム 無色稜柱狀の結晶なり。

炭酸カドミウム 白色の粉末。

硫化カドミウム 黄色の粉末にして(カドミウム黄と稱し着色料となす)

苛性カリ並苛性ソーダの製劑

(但し純水酸カリウム並純水酸化ナトリウム五プロセント以下を含有するものを除く)。

苛性カリ及び苛性ソーダは藥局方中劇藥の部に收載せらる。本品の五プロセント以上を含有する製劑は皆な劇藥の取扱ひをなすものである。

カフェイン鹽類並カフェイン又は鹽類の製劑

(但し一丸一錠中純カフェイン〇・一グラム以下を含有するものを除く)

カフェインは本邦各地に産する山茶科(茶)葉の有効成分にして藥局方中劇藥の部に收載せらる。

其化合物としては安息香酸ソーダカフェイン、クエン酸カフェインアンチピリン、サルチル酸ソーダカフェイン等あり。何れも藥局方中劇藥の部に收載せらるる藥品である。一丸一錠中純カフェイン〇・一以上を含有するものは劇藥に屬す。

カラバル豆

カラバル豆は亞弗利加に産する蝴蝶形科植物の種子にして形狀は腎臟形にして外面黒褐をなし毒性強し。フィツスチグミン又は其鹽類を製造する原料となす。

カリウム

カリウムは水酸化カリウム又は酸化カリウムを木炭等に由つて還元せしめて製す。カリウムは銀白色蠟様にして光澤ある金属なり。水中に投入すれば發火して水酸化カリウムとなる。本品は石油中に貯ふべし。化學上試薬となす。

甘汞・黄色ヨード汞・オイレン酸水銀・並白降汞の製劑 (但し軟膏劑を除く)

甘汞、黄色ヨード汞、オイレン酸水銀及び白降汞は藥局方中劇薬の部に收せらる。軟膏劑以外の製劑は劇薬の取扱ひを要す。

乾燥甲狀腺製劑

乾燥甲狀腺は藥局方中劇薬の部に收載せらる。本品を用ひて製したる製劑は劇薬の取扱ひをなすべきものである。例へば「チラーヂン」「チレオイド」「チレオイヂン」等の如し。

カンタリスのアルコール又エーテル製劑

カンタリスは藥局方中劇薬の部に收載せらる。カンタリスのアルコール又はエーテル製劑にはカンタリスチンキ、カンタリスコロチオン等あり。共に藥局方中劇薬として收載しあり。

揮發苦扁桃油 (但しベンツアルデヒドを除く)

揮發苦扁桃油は苦扁桃中の脂肪油を除去し、之れに水を加へて蒸留し得たる揮發油にして。本品は光線を屈折する無色の液なるも時日を経過するに従ひ黄色の液となる。而して揮發苦扁桃油中にはベンツアルデヒド及びチアン水素を含有するが故にベンツアルデヒド、チアン水素臭を帶ぶ。粉粧料として用ゆ。

但し人工揮發苦扁桃油即ちベンツアルデヒド(トルオールにクロルを作用

して製するもの)を除くものなり。

強アンモニア水

強アンモニア水は純アンモニア、二十プロセント以上を含有するもので普通のアンモニア水と其の外観は同じ臭氣は特に激烈なり。工業上其用途頗る汎し。

狂犬病豫防劑

狂犬病豫防劑は一種血清劑にして狂犬病の豫防に用ゆ。

金 鹽 類

金鹽類にはクロル金及びクロル金ナトリウムブロム金あり。

クロル金は別名を鹽化金又はクロル金クロル水素とも云ふ。純金を王水に作用せしめて製したる帶赤黄色の結晶にして水及びアルコールに溶解す。渡金又は寫眞術に使用す。

クロル金ナトリウムは別名をクロル金加クロルナトリウムと稱し、クロル金と良鹽より成る橙黄色結晶性の粉末にして潮解し易く水に溶解す。寫眞術に用ひらる。

ブロム金は黑色結晶性の塊りをなし潮解性を有し水に溶解す。

銀鹽類並其製劑

(但し鹽化銀、プロテイン銀、並其製劑を除く)

銀鹽類には硝酸銀、硝酸銀加硝石、クエン酸銀、乳酸銀等あり。硝酸銀及び硝酸銀加硝石は藥局方中劇薬の部に收載せらる。

硫酸銀は硝酸銀のアルコール溶液に硫酸を作用せしめて製す細稜柱状光輝ある結晶にして試薬となす。

クエン酸銀は一名イトロールと稱し、クエン酸ソーダ液に硝酸銀溶液を加

へて製したる臭気なき粉末にして白色なり。防腐劑となす。

乳酸銀は一名アクトールと稱し、炭酸銀に乳酸を使用せしめて製す。無色針狀の結晶にして水に溶解す。殺菌劑として用ゆ。

ブロム銀は淡黄色の粉末なり。

ヨード銀は淡黄色無晶形の粉末をなし共に寫眞術に用ふ。

グアヤコール製劑

(但し純グアヤコール五プロセント以下を含有するもの並、一カプセル、一丸、一錠中純グアヤコール〇・〇五グラム以下を含有するものを除く)。

グアヤコールは藥局方中劇藥の部に記載せらる。グアヤコール製劑は五プロセント以下含有のもの及び一カプセル、一丸中、一錠中グアヤコール〇・〇五グラム以下のものは普通藥の取扱ひをなす。

苦扁桃製劑

苦扁桃を原料として製造せられたる藥品は劇藥の取扱ひをなすものである例へば苦扁桃水の如きものを云ふ。

クレオソート製劑

(但しクレオソート五プロセント以下を含有するもの並一カプセル、一丸、一錠中クレオソート〇・〇五グラム以下を含有するものを除く)。

クレオソートは藥局方中劇藥の部にあり。而してクレオソートの製劑については五プロセント以下含有のもの及び一カプセル、一丸中、一錠中にクレオソート〇・〇五グラム以下を含有するものは普通藥の取扱ひをなす。

クロム酸鹽類

クロム酸鹽類にはクロム酸カリ、重クロム酸カリ、クロム酸鉛、クロム酸バリウム等ありて其中主要なるものは左の二種とす。

クロム酸カリは、重クロム酸カリ溶液に炭酸カリを加へて製するものにして黄色稜柱狀の結晶をなし、水に溶解す。化學上試藥に用ゆるのみ。

重クロム酸カリはクロム鐵礦より製出す。鮮赤色稜柱狀の結晶にして水に溶解す。腐蝕藥として用ゆることあり。其他工業方面には其用途頗る汎し。

クロル醋酸類

クロル醋酸類にはトリクロル醋酸(三クロル醋酸)及びモノクロル醋酸(一クロル醋酸)あり。

而してリクロル醋酸は藥局方中劇藥に屬し腐蝕として用ゆ。

モノクロル醋酸は大氣中に於て頗る潮解し易き細針狀の結晶にして熱すれば特異刺激性の臭氣を發す。本品は水アルコール及びエーテルに溶解し、試藥として用ひらる。

クロロホルム製劑

(但しクロロホルム擦劑クロロホルム油並純クロロホルム二十プロセント以下を含有するものを除く)

クロロホルムは藥局方中劇藥の部に記載せらる。クロロホルムの製劑については純クロロホルム二十プロセント以上を含有するものを劇藥となし取扱ふべし。

ゲルゼミウム根並其製劑

ゲルゼミウム根はメキンコ及び南米ポリウイア等に産する馬錢科植物蔓性灌木の根にして、太さ三センチメートル暗褐色の圓筒形なり。グルセミン酸及びゲルセミニンのアルカロイドを含有し其製劑にはゲルゼミウムエキス、ゲルゼミウムチンキ等あり、神經痛、喘息等に應用せらる。

牽牛子脂製劑

牽牛子脂は本邦に産するアサガホ及びマルバアサガホの種子より製出したるものなり。牽牛子脂を含有する製剤は劇薬として取扱ふべきものなり。牽牛子脂は局方に収載せらる。

汞 灰 酸

汞灰散は古き薬局方に収載せられしことあり。水銀白堊を指稱するもので驅梅又は下劑として用ひたるものなり。

コカイン其化合物並製劑

コカインは南米ペール南洋ジャバ等に産する古加樹植物の灌木の葉より製したるアルカロイドにして光澤を有する細小稜柱狀の結晶にして麻醉性を有す其化合物には鹽酸コカインあり。此の藥品は薬局方中劇薬の部に収載せらる。而してコカイン含有の諸製剤は其のプロセントの多少に不拘總て劇薬の取扱ひをなす。

コカ葉並其製劑

コカ葉は前記の通り南米ペール等に産する植物の葉にして本葉及び本葉の製剤は劇薬に屬するものなり。

コタルニン其化合物並製劑

コタルニンは阿片アルカロイド中の「ナルコチン」を酸化して生ずるもので其化合物には鹽酸コタルニン一名スチプチシンと稱するもあり。黄色の粉末にして止血劑となす。

コツケルス子

コツケルス子は東印度に産する植物の種にして毒性あり。

コデイン其化合物並製劑

コデインは阿片の主要成分にして其化合物には磷酸コデインあり。薬局方中劇薬の部に収載せらる。

コニウム草並其製劑

コニウム草は歐州及び中央亞細亞北地を除く各地に産する繖形科植物にして其の全草其果實を採集す。本草の葉は平滑にして光澤あり、毛茸を帯ひず臭氣は不快にして苦く苛烈の味を有す。麻醉鎮痙劑となす。本草の成分コニウム草は毒薬なり。而して本草も毒性強きが故に劇薬の部に加入せられ本草を含有する製劑類も皆な劇薬の取扱ひをなすべきものなり。

コルヒクム根・子並其製劑

コルヒクム根は歐州に産する百合科の藜蘆亞科植物の根にしてロイマチス痛風等に用ゆ。

コルクヒム子は前記植物の種子にして類白色又は褐色球圓形にして直径三ミリメートル位である。成分はコルヒチンなる「アルカロイド」を含有す。

コルヒクム根又はコルヒクム子を用ひて製したる製剤は劇薬の取扱ひをなすべきものなり。

コロシント實並其製劑

コロシント實は亞弗利加、アラビヤ、印度等に産する瓜科コロシント植物の果實にして直径六センチメートル位の漿果をなし、球圓形にして成分はコロシチンなり。峻下劑となす。其製剤にはコロシントエキス、コロシントチンキあり。何れも劇薬に屬す。

サバジルラ子並其製劑

サバジルラ子は南米及びメキシコ地方に産する百合科藜蘆亞科植物サバジルラの種子にして長さ五乃至九ミリメートル太さ二ミリメートル位で光澤ある帯黒褐色尖端鋭き種子で味は灼烈である。其成分はウエラトリンなる「アルカロイド」を含有す「ウエラトリン」は毒薬に屬す。解熱、肺炎、關節炎リュマチスに用ふ。

サバジルラ子を含有する製劑は劇薬の取扱ひを要す。

サビナ葉並其劑劑

サビナ葉は歐州及び小亞細亞各地に産する松柏屬の分科柏亞科植物サビナの葉にして芳香性の氣味を有し、其成分は揮發油なり。通經薬となす。其の性状甚だ猛烈なり。其製劑にサビナエキスあり。

サビナ油

サビナ葉より得たる揮發油にして同じ目的に用ひらる。

サントニン製劑

(但し一丸一錠中純サントニン〇・〇二グラム以下を含有するものを除く)

又サントニンは菊科植物シナ花の有効成分にして藥局方中劇薬の部に收載せらる。サントニン製劑は但書の通り一丸一錠中〇・〇二グラム以下を含有するものは尋常薬の取扱ひにて可なり。

四鹽化炭素製劑

四鹽化炭素は藥局方中劇薬の部に收載せらる、本品を用ひて製したる製劑は皆な劇薬として取扱ふものなり。例へば殺蟲用の四鹽化炭素製劑の如し。

檜 實

檜實は本邦各地に産する木蘭科の植物莽草「シキミ」の果實にして其形狀

大茴香によく似てゐるが、其の氣味は全然異なる。而して本品は支那産大茴香と異なりて頗る有毒にして「シキミン」なる「アルカロイド」を含有す注意すべし。但し普通大茴香と稱するものは劇薬にあらず。

商 陸 製 劑

商陸は本邦に産する商陸科植物「ヤマゴボウ」の根にして汚白色をなし粉霜を帯び其の成分は明らかならず、利尿薬として用ゆ。製劑には商陸エキスあり。

修 酸

修酸は修酸カルチウムとなりて汎く植物中に存在するものにして之れを製するには木材の鋸屑に苛性カリ或は苛性ナトロンの溶液を作用せしめて得る無色稜柱狀の結晶にして水アルコールに溶解し漂白劑又は「シミ」抜き寫真材料に用ふ。

劇薬なり注意して取扱ふべし。

錫 鹽 類

錫鹽類にはクロル錫及び亞クロル錫等あり。

クロル錫は氣中に於て發煙する無色の液にして媒染料となす。

亞クロル錫は無色柱狀の結晶にして水及びアルコールに溶解す。試薬に用ゆ。

ストリキニーネ〇・〇二プロセント

以下を含有する次亞磷酸鹽シロツブ

右に相當する次亞磷酸鹽シロツブは劇薬の取扱ひを要す。

ストロファンツス

ストロファンツス子は亞弗利加に産する夾竹桃科ストロファンツス屬の種子である。藥局方中劇藥の部にあり、又ストロファンツス製劑例へばストロファンツスチンキの如きもの皆な劇藥に屬するものなり。

スバルテイン其化合物並製劑

スバルテインは本邦に産する蝴蝶形科に屬する植物「エニシダ」の全草中に含有するアルカロイドにして「スバルテイ」と稱し無色の粉末にして強心劑として用ひらる。

其化合物には硫酸スバルテインありスバルテインに稀硫酸を作用せしめて製す。無色稜柱狀結晶又は結晶性の粉末にして水及びアルコールに溶解し其味苦し。強心藥として心臟衰弱症に用ゆ。

其他本品の製劑は總て劇藥の取扱ひをなすべきものなり。

スルホナール製劑

スルホナールは藥局方中劇藥の部にあり。而して此のスルホナールを用ひ製したる藥劑は劇藥の取扱ひをなすものなり。

硝酸含味物

(但し純硝酸十プロセント以下を含有するものを除く)

硝酸含有物にして純硝酸十プロセント以上を含有するものは總て劇藥に屬す。

石炭酸製劑

(但し純石炭酸五プロセント以下を含有するものを除く)。

石炭酸は藥局方の劇藥の部にあり。其製劑にして純石炭酸五プロセント以上を含有するものは總て劇藥に屬するものなり。

セリウム鹽類

セリウム鹽類中修酸セリウムは最も主要なる藥品にして藥局方中劇藥の部に收載せらる。

膽酥並其製劑

膽酥は別名を膽寶とも云ひ、支那の江蘇及び四川の兩省に産す。膽蝟(ガマ)の乳白色なる分泌物にして強苦味を有し舌上に痲痺性の感覺を與ふ昂奮鎮痙の目的に用ゆ。六神丸の主藥は本品なり。

膽酥製劑は劇藥の取扱ひを要す。其の一回量は〇・〇〇三。

煙草製劑

煙草は茄加植物「タバコ」の葉にしてニコチンと稱する有毒アルカロイドを含有す。殺蟲又は防臭劑として煙草製劑あり、總て劇藥の取扱ひをなすものなり。

タルリン其化合物並製劑

タルリンは菱角晶稍々大なる結晶にして水アルコール及びエーテルに溶解す。本品は解熱藥となすも副作用強きが故に殆んど用ひられず。

其化合物には酒石酸タルリン及び硫酸タルリンとなす。

ジアセチルモルヒネ鹽類製劑

ジアセチルモルヒネはモルヒネの製品にして劇藥に屬す。其化合物中鹽酸ジアセチルモルヒネのみは毒藥に屬するものにして藥局方中毒藥の部に收載せらる。

ジアセチルモルヒネの製劑は劇藥に屬す。

チギタリス葉製劑

チギタリス葉を主藥とする製劑は總て劇藥の取扱ひをなす。例へばチギタリスチンキの如し。

重 蓚 酸 カ リ

重蓚酸カリは水に容易に溶解する無色の結晶體で有毒性なり。寫眞術に使用す。

注射用細菌劑製

注射用細菌類製劑とはワクチン類の總稱にして種々あり。例へば肺炎球菌ワクチン、淋球ワクチン、大腸菌ワクチン、百日咳ワクチン、コレラワクチン等なり。

治 療 血 清

治療血清にて局方に收載せられたるものはチフテリア血清、破傷風血清、なり。其他コレラ血清、赤痢血清、ペスト血清、腸チブス血清、飯匙蛇血清等あり。

テオブロミン其化合物並製劑

(但し一丸、一錠中純テオブロミン〇・一グラム以下を含有するものを除く)
テオブロミン南米、メキシコ、印度等に産する梧桐科植物の種子「カカオ」子の有効成分にして其化合物にサリチル酸テオブロミンソーダあり。本品は藥局方に收載せらる。

但書以外テオブロミンを主藥とする諸製劑も劇藥に屬す。

テオフィリン製劑

テオフィリンは藥局方中劇藥の部に收載せらる。而して本品を含有する製劑は總て劇藥に屬す。

銅 化 合 物

硫酸銅、銅礬及びクエン酸銅は藥局方に收載せらる。

水酸化銅、硫酸銅液にアルカリ液を加へて得たる青色無晶形の粉末にしてアンモニア水には青藍色に溶解し人造絹絲の製造又顔料として用ふ。

亞鹽化銅、無色の結晶性粉末又は塊りにして水に溶解せず。

鹽化銅、綠色柱狀結晶にして水アルコールに溶解す。

亞酸化銅、赤銅礦となり天産し赤色の塊なり、銅工業に用ふ。

炭酸銅、にして藍綠色の粉末にして酸及アンモニア水に溶解す。

酸化銅は帶褐黑色の粉末にして水に溶解せず、酸類には溶解す。硝子、人工寶石等に綠色を附するに用ゆ。

硝酸銅は藍色の結晶にして水及びアルコールによく溶解す氣中に於て潮解し易きが故に密閉し貯ふ、染色術に用ゆ。

硫酸銅アンモニアは藍色の粉末にして水に容易に溶解す。試藥に用ゆ。

醋酸銅は一名中性醋酸銅と稱し、暗綠色の稜柱狀結晶をなし風化し易く水に溶解す。腐蝕藥として用ゆ。

其の他亞チアン銅及亞砒酸銅、等あれども毒藥に屬す。

藤 黄 並 製 劑

藤黄は印度に産する藤黄科植物より採取したるゴム樹脂にして、圓筒形又は不整の塊をなし、外面汚黄色にして味は苛烈灼くが如し。峻下劑となす。

本品を含有する製劑も劇藥の取扱ひをなすべきである。

ドクゼリ並製劑

「ドクゼリ」は又「オホゼリ」とも稱し沼澤に多く産する繖形科植物にして「チクトキシ」なる物質を含有し有毒性なり。本品及び本品を含有する製劑共に劇藥に屬するものなり。主として婦人藥として用ふ。

吐根製劑

(但し吐根錠並吐根一プロセント以下を含有するものを除く)
藥局方吐根を用ひて製したる製劑は總て劇藥の取扱ひをなすべきもので但書に相當するものは普通藥の取扱ひをなす。

トロパコカイン其化合物並製劑

トロパコカインは瓜哇島に産するコカ葉中に存在す。多くは人工的に製造せられ水に溶け難き板狀白色の結晶である。

トロパコカインの化合物に鹽酸トロパコカインあり。本品は藥局方中劇藥の部に收載せらる。

トロパコカイン含有の製劑は總て劇藥の取扱を要す。

ナトリウム

ナトリウムは天然には岩鹽又は炭酸ソーダ鹽、硼砂鹽等中に存在する。本品は水酸化ナトリウム或は炭酸ナトリウムを還元して製す。

ナトリウムは蠟様の塊をなし、光輝ある銀白色の金屬にして氣中に於て酸化し、又水中に投ずれば水素を發生して苛性ソーダとなり、温湯中に投ずれば其作用甚だしく遂に火を發す。本品は水銀に混じ「ナトリウムアマルガム」の製造又は過酸化ナトリウムを製して漂白劑を造るに用ひらる。

本品は石油を容れたる壺中に貯ふべし。

ニトロベンゾール

ニトロベンゾールは別名を「ミルバン」油と稱し、強硝酸に「ベンゾール」

を作用して製す。

本品は光線を強度に屈折する微黄色の液で苦扁桃油に似たる香氣と毒性あり、水に溶解せず。アルコール、エーテルに容易に溶解す。アニリン色素の原料、アニリン油の製造等に用ゆ。

麥角製劑

麥角は西班牙、露西亞等に産する子囊菌類の分科核菌科の菌で有毒なり。藥局方中劇藥の部に收載せらる。本品を主素となし製したる製劑は總て劇藥に屬するものなり。

バクチ葉製劑

バクチ葉は本邦伊豆、四國等に産する薔薇科植物ピランジュの葉で藥局方に收載せらる。本葉より製したる製劑は劇藥に屬す。例へばバクチ水の如し。

發煙硫酸

發煙硫酸は硫酸亞酸化鐵を熾灼して生ずる無水硫酸蒸氣を硫酸中に導きて製す。此際生ずる硫酸亞酸化鐵の殘渣は俗に「べにがら」と稱して販賣せらる。

本品は油様濃厚の液にして少しく褐色を帶ぶ。大氣に逢ふて白霧を放つが故に發煙硫酸と稱せらる。工業方面に其用途汎し。

巴豆並其製劑

巴豆及び其製劑は劇藥に屬し、巴豆より採取したる巴豆油及び巴豆油の製劑は毒藥の取扱ひをなすものなり。巴豆と巴豆油、巴豆油製劑との區別に特に注意せらるべし。

パラアルデヒド並其製劑

パラアルデヒドはエーテルに類似の臭ひを有する無色澄明の液で日光に觸れて變化す。味は苛烈後ち清涼なり。アルコール及びエーテルに溶解す。催眠藥又は鎮痙藥として用ゆ。

バリウム化合物 (但し硫酸バリウムを除く)

酸化バリウム白色の粉末なり。

過酸化バリウム白色或は灰白色の粉末にして稀酸類には過酸化水素を生ず過酸化水素製造用。

クロルバリウムは板狀結晶にして無色なり。水に溶解す。試藥として用ひらる。

硝酸バリウムは光澤ある無色の八面結晶にして水に溶解す。煙火に綠色を附すに用ひらる。

炭酸バリウムは白色の粉末にして天然には毒重晶石となり存す。

水酸化バリウムは苛性バリットと稱し、稍々大なる無色葉狀の結晶にして水に溶解す。

バルビツール酸化合物並製劑

バルビツール酸は尿素と「マロン」酸を熱して製す。柱狀の結晶にして水に溶解せず。催眠劑となし。

其化合物にバルビタール (ジエチルバルビツール酸) 及び溶性バルビタール (ジエチルバルビツール酸ソーダ) あり。共に藥局方中劇藥の部に収載せらる。

本品含有の諸製劑は劇藥の取扱ひをなすべきものである。

ピクリン酸鹽類

ピクリン酸鹽類にはピクリン酸カリ及びピクリン酸アンモンあり。共に黄色の結晶にして特にピクリン酸カリは爆發性あれば注意すべし。

ヒドラスチニン其鹽類並製劑

ヒドラスチニンはヒドラスチス根の成分ヒドラスチンの酸化成績體にして其の鹽類に鹽酸ヒドラスチニンあり。收斂止血劑として用ふ。

ヒドラスチン其鹽類並製劑

ヒドラスチンは北米に産する毛茛科植物ヒドラスチス根の有効成分にして其の鹽類に鹽酸ヒドラスチンあり。月經過多、子宮出血に止血藥として用ゆ。

ヒドロオキシルアミン並其鹽類

ヒドロオキシルアミン普通鹽酸ヒドロオキシルアミンを用ゆるもので本品は皮膚病に外用す。

ヒヨス葉・草・並其製劑

ヒヨス草は歐米諸國に産する茄科植物ヒヨスの全草にして、ヒオスチアミンなるアルカロイドを含有す。本品の製劑も劇藥に屬す。氣管枝疾患に用ゆ。

フェナセチン製劑

(但し一丸 錠中純フェナセチン〇・五グラム以下を含有するものを除く)
フェナセチンは藥局方にあり。本品を用ひて製したる製劑は但書中のものを除く以外の總ては劇藥の取扱ひを要するものなり。

フェノールフタレイン製劑

(但し一丸一錠中純フェノールフタレイン〇・一グラム以下を含有するもの

を除く)

フェノールフタレインは薬局方にあり。本品を用ひて製したる薬剤は但書以外のもの皆な劇薬の取扱ひをなす。下剤として用ふ。

複方クロロホルムモルヒネチンキ

本品は別名をコロダインと稱し鹽酸モルヒネ、稀靑酸、クロロホルム、印度大麻チンキ、蕃椒チンキ、メント油、グリセリン、アルコールの混和液にして帯緑黄褐をなす。劇薬の取扱ひを要す。舊局方に収載せられたるも今は削除せられたり。腹痛、吐瀉、胃痛等に用ゆ。

プロカイン其化合物並製劑

プロカイン其化合物中主たるものは鹽酸プロカイン別名パラアミノベンゾイルジエチルアミノエタノールである。本品は薬局方中劇薬の部にあり。

ブロムカンフル製劑

ブロムカンフルは薬局方中薬薬の部に収載せらる。本品を用ひて製したる薬剤は總て劇薬の取扱ひをなすべきものなり。

ブロム水素酸

ブロム水素酸は強酸性無色の液で氣中に於て酸化し容易にブロムを分離す本品の稀薄液を神経性疾患に用ゆることあり。其他腐蝕に用ゆ。

ブロムジエチルアセチル尿素化物並ブロム ジエチルアセチル尿又は其化物の劑製

(但し一錠中純ブロムジエチルアセチル尿素〇・一グラム以下を含有するものを除く)

ブロムジエチルアセチル尿素は登録名を「アダリン」と稱する藥品にして

薬局方中劇薬の部に収載せらる。

製劑にして一錠中にブロムジエチルアセチル尿素〇・一グラム以下を含有するものは普通薬の取扱ひにて可なり。

ブロムワレリル尿素製劑

(但し一錠中純ブロムワレリル尿素〇・一グラム以下を含有するものを除く)

ブロムワレリル尿素は登録名をブロムラールと稱す。而して本品は薬局方に収載せらる。本品の製劑は但書以外總て劇薬の取扱ひを要す。

ブロモホルム

ブロモホルムはブロムメタンと稱し、石灰乳にブロムを作用して製す。クロロホルム様の臭氣ある無色の液體にして水に溶解せず。アルコール、エーテルに溶解す。クロロホルムより一層強き麻醉性を有す。現今醫薬として用ひず。

ヘノボチ油製劑

ヘノボチ油を製したる薬剤は總て劇薬に屬す。

ベラドンナ葉・草・根並其製劑

ベラドンナは歐洲各地に産する茄科植物アトロパー・ベラドンナの葉、草及び根なり。本品及び其製劑は劇薬として取扱ふものなり。ベラドンナの成分はアトロピン及びヒオスチアミンにして鎮痛、鎮痙薬として用ひらる。

ポドフィルム脂

ポドフィルム脂は北米に産する小葉科植物ポドフィルム根の樹脂にして吐瀉下剤となす。

ホミカ製劑

ホミカは藥局方に收載せらる。製劑としてはホミカエキス、ホミカチンキあり、共に局方品なり。

マンダラ草・葉・子並製劑

マンダラ草は草本にも培養せらるゝ茄科に屬するマンダラ草屬の植物で有毒なり。本草を用ひて製したる製劑は劇藥に屬す。成分はヒオスチアミン及び少量のアトロピンなり。喘息煙草の原料となす。

メチルスルホナール製劑

メチルスルホナールは登録名をトリオナールと稱す。本品は藥局方に收載せらる。此のメチルスルホナールを用ひて製したる製劑は總て劇藥に屬す。

ヤラツバ製劑

ヤラツバ根は藥局方に收載せらる。而して本品を用ひて製したる製劑は劇藥となす。

ヤラツバ脂製劑

(但しロカイヤラツバ丸、複方大黃丸及びヤラツバ石鹼を除く)

ヤラツバ脂も局方に收載せらる。而してヤラツバ脂製劑にして但書以外のものは總て劇藥の取扱ひを要す。

ヨドール

ヨドールは一名四ヨードピロールと云ひ、脂肪様の感覺ある臭味なき黄色の輕き粉末にして水に溶解せず。ヨードホルムに代用に創傷の治療消毒防腐藥となす。

ヨードカリ製劑

(但し純ヨードカリ十プロセント以下を含有するものを除く)

ヨードカリは局方に收載せらる。其ヨードカリ十プロセント以上を含有する製劑は劇藥の取扱ひをなす。

ヨード製劑 但し稀ヨードチンキを除く)

ヨードも藥局方に收載せらる。此のヨードを用ひて製したる製劑は稀ヨードチンキを除く外總て劇藥の取扱ひをなすべきものである。

ヨードホルム製劑

(但し純ヨードホルム十プロセント以下を含有するものを除く)

ヨードホルムも藥局方に收載せらる。而してヨードホルム十プロセント以上を含有する製劑は劇藥に屬するものなり。

ヨヒンピン其鹽類並製劑

ヨヒンピンは亞弗利加に産する茜草科の植物ヨヒンベイなる樹の成分にして樹皮及葉より其の成分ヨヒムピンを製す。絹綫様光澤ある針狀結晶をなす鹽酸鹽即ち鹽酸ヨヒンピンは汎く陰萎藥催淫劑として賞用せらる。

本品を含有する製劑は劇藥に屬す。

ロート葉・草・根並其製劑

(但し硬膏劑軟膏劑及坐劑を除く)

ロート葉及び根は局方に收載せらる。而して但書以外の製劑例へばロートエキス、ロートチンキの如きは劇藥に屬するものなり。

ラウリルケルス油

ラウリケルス油はペルシア地方に産する植物のラウリル葉より採取したるものにして苦扁桃に類す。其成分はベンツアルデヒドとチアン水素で鎮咳薬として用ひ、又ラウルケルス水を製造する原料たり。

硫酸含有物

(但し純硫酸十プロセント以下を含有するものを除く)

硫酸は薬局方に収載せらる。而して硫酸十プロセント以上を含有する總ての薬劑は劇薬に屬するものなり。

硫化炭素

硫化炭素は熱灼木炭上に硫黄蒸氣を通じて製す。光線を屈折する力強き無色透明特異の臭氣を有する液にして諸種の薬品を溶解するに用ひらる。殊にゴム工業に用ひられ殺蟲劑にも用ふ。

劇薬に屬す。注意して取扱ふべし。

藜蘆根並其製劑

藜蘆根は歐洲及び亞細亞に産する百合科藜蘆亞科(バイケイサウ屬)の「シユロサウ」の根莖にして有毒成分「ウエラトリン」「コルヒチン」等を含有し肺炎、關節炎に使用す。

本品の製劑も薬劑の取扱ひをなす。

ロベリヤ草並其製劑

ロベリヤ草は北米に産する山梗菜科の植物にして其の全草を採集す。其成分はロベリイン・ロベリヂンにして喘息に用ひ麻醉性を有す。其の製劑にはロベリアチンキあり。

ロベリン其鹽類並製劑

ロベリア草の有成分「ロベリン」を製し此の化合物には局方収載の鹽酸ロベリンあり。

王 水

硝酸一分鹽酸三分の混和液にして金屬殊に白金、金等の溶解薬なり。

毒物劇物營業取締規則第一條

に據る毒物劇物 (明治四十五年五月十日 内務省令第六號)

沿革 (大正十年六月内務省令 第十八號
大正十二年一月 同 第二號改正
昭和七年六月同 第二十 號改正)

毒 物

- チアン水素酸、チアンカリウム其他チアン化合物並製劑
但しベルリン藍色素、黄色血滴鹽及赤色血滴鹽を除く。
- 燐、硫化燐並其の製劑
- 可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有の著色料
- フルオール水素酸
- 砒素、其の化合物並製劑及砒素含有著色料
- 水銀化合物及水銀含有著色料
但しクロル汞、黄色ヨード汞、油酸汞、白降汞、雷汞、チアン酸水銀、朱を除く。

劇 物

- バリウム化合物「但し硫酸バリウム」を除く。
- パラフェニールエーレンヂアミン、其の鹽類並製劑
- 藥黄並其の製劑
- 銅化合物 但し雷銅を除く。
- 硫化炭素
- 硫酸並其の含有物 但し十プロセント以下を含有するものを除く。
- カリウム
- 苛性カリ並其の製劑 但し五プロセント以下を含有するものを除く。

- 苛性ナトリウム並其の製劑 但し五プロセント以下を含有するものを除く
- カドミウム並其の化合物
- ヨード並其の製劑
- 煙草製劑
- ナトリウム
- 鉛化合物 但し炭酸鉛を除く。
- クロル酸カリウム並其の製劑 但しクロル酸鹽を主とせる爆發藥を除く。
- クロム酸
- クロム酸カリウム、重クロム酸カリウム並其の製劑
- クレオソート
- ブロム
- ブロム水素酸
- 鹽酸並其の含有物 但しクロル水素十プロセント以下を含有するものを除く。
- アニリン並其化合物
- 亞クロル汞並其の製劑
- 亞鉛鹽類並其の製劑 但し炭酸亞鉛、酸化亞鉛、雷酸亞鉛を除く。
- アムモニア水、若しアンモニア十プロセント以下を含有するものを除く。
- 金鹽類 若し雷金を除く。
- 銀鹽類 但しクロル銀、雷銀を除く。
- メチールアルコール (木精)
- 硝酸並其の含有物 但し十プロセント以下を含有するものを除く
- 修酸並其の製劑
- 重修酸カリウム
- ヒドロキシールアミン其の化合物並製劑
- 石炭酸並其の含有物 但し五プロセント以下を含有するものを除く
- スルフォナール、其誘導體並製劑

- 錫鹽類
- 發煙硫酸
- ニトロベンツオール
- 粗製フォルマリン
- クロロフォルム
- クロルエチル
- クロル醋酸類
- ブロムエチール
- アンチモニウム化合物並其の製劑 但し金硫黄を除く
- クロルピクリン並其の製劑
- 苗栗藤並其の製劑
- 四鹽化炭素並其の製劑
- 亞硝酸ソーダ

毒 物

- チアン水素酸、チアンカリウム其他チアン化合物並に製劑
チアン水素酸、チアンチアンカリウムの外チアン化合物には左の諸種あり。
ロダンカリウム、ロダンアンモン、チアン化白金、チアン水銀、ロダン水銀、チアン銀、チアン化ソーダ等なり。
チアン水素酸 (青酸)
チアンカリ (青酸カリ)
ロダンカリ (硫チアンカリ)
ロダンアンモン
チアン化白金はチアンカリの水溶液に鹽化白金溶液を加へて生ずる黄色の粉末である。寫真術に用ゆ。
ロダン水銀は硫チアン汞とも云ひ、硫青酸カリの水溶液に昇汞溶液を加へ

て生ずる白堊を乾燥して製す。其の質重く白色の粉末なり。

チアン水銀は青酸と酸化汞の結合に由つて生ずる結晶である。

○燐、硫化並に其の製劑

燐を製するには牛馬の骨より脂肪及び膠質分を除き燃焼して骨灰を製し此の骨灰に稀硫酸と木炭を作用して製す。

燐は黄燐と稱し、蠟様にして黄色を帯び不快臭を放ち暗所に燐光を發し氣中に發す、アルコール、エーテル、脂肪油に溶解し水に溶解せず。燐は日光及び空氣に觸れざる様注意して水中に貯ふべし。燐は猛毒性なれば最も細心の注意の下に取扱ひ決して直接手指を觸れざる様心懸くべし。

燐の硫化物

二硫化燐

不快の臭氣を有する灰黄色の粉末にして汎くマツチの製造に用ゆ。

三硫化燐

白色結晶様の塊をなす。

五硫化燐

鮮黄色結晶様の塊なり。

○可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有の著色料

可溶性ウラニウム鹽類

○フルオール水素酸 (弗化水素酸)

○砒素、其の化合物並に製劑及砒素含有著色料

毒藥の部砒素、其の化合物参照。

○水銀化合物及水銀含有の著色料 毒藥の部参照

劇 物

○バリウム化合物「但し硫酸バリウム」を除く

○パラフェニールエーレンチアミン、其の鹽類並に製劑

パラフェニールエーレンチアミンは(ウルヅール)と稱し水及びアルコールに容

易に溶解する無色の結晶にして空氣に觸れて黒色に變化す。白毛染の原料となす。

本品の化合物に鹽酸パラフニールンヂアミンとブロム水素酸パラフニールンヂアミンあり。

○藤黄並に其の製劑

○銅化合物，但し雷銅を除く。

○硫化炭素

○硫酸並に其の含有物。但し十プロセント以下を含有するものを除く。

本品は濃厚油様の液にして無色なり。好んで水分を吸収し有機質例へば木材蔗糖に觸れば炭化す。硫酸に水を加ふれば熱を發す。故に稀釋するには水中に徐々硫酸を注加する様注意すべし。醫療用には水に稀釋したる稀硫酸を用ゆ。又諸物の乾燥或は溶解藥となす。

其他硫酸を百分中に十分以上を含有して居る。諸製劑は皆な劇物として取扱ふべきである。

○カリウム

○苛性カリ並に其の製劑，但し五プロセント以下を含有するものを除く。

白色結晶性の塊又は棒状をなし水及びアルコールに溶解す。氣中に放置すれば潮解す。本品は頗る腐蝕性强きが故に手指を直接觸れざる様注意すべし。汎く石鹼製造の原料となす。

其他苛性カリを五プロセント（百分中五分）以上を含有して居る。諸製劑は劇物の取扱を要す。

○苛性ナトリウムは其の製劑，但し五プロセント以下を含有するものを除く。

苛性ナトリウムは白色の結晶塊又は挺子形にして其の破碎面は纖維状をなす。水に容易に溶解しアルコールには少しく溶解するのみ。氣中に於て潮解し其表面は炭酸ナトリウムに變化す。腐蝕藥又は石鹼製造の原料となす。

其他諸製劑中百分に對し五分以上の苛性ナトリウムを含有するものは劇物として取扱ふものなり。

○カドミウム並其化合物

○ヨード並其の製劑

○煙草製劑

○ナトリウム

○鉛化合物。但し炭酸鉛を除く。

鉛化合物中炭酸鉛を除く外劇物として取扱ふべし二三を、左に示す。

ヨード鉛，硝酸鉛等

ヨード鉛はヨードカリ溶液に硝酸鉛の熱溶液を加へて製す。黄色の重き結晶性粉末にして臭味なく熱すれば黄色のヨード蒸氣を發して酸化鉛となる。アルコール，エーテル，ヨードカリ液に溶解し水に溶解し難く沸湯に微に溶解す，光線に觸れて變化す。

硝酸鉛は酸化鉛を硝酸に溶解して結晶せしめたるものなり。無色八面晶にして水に溶解す，燐寸の製造に用ゆ。

○クロル酸カリウム並其の製劑，但しクロル酸鹽を主とせる爆發藥を除く。

クロル酸カリウムは苛性カリの温溶液にクロルを通じて製す。無色板状又は葉狀の結晶にして水及沸湯に溶解し，アルコールに溶解せず。本品は硫黄，木炭，蔗糖等と磨擦するときは爆發す。故に注意すべし。用途は燐寸，煙火，爆發物等を製するに用ゆ。

○クロム酸

クロム酸は無水クロム酸又は三酸化クロムと稱し。重クロム酸カリを硫酸に由つて分解し製す。本品は收斂性にして酸性の味を有し水に能く溶解す。硫酸を夾雜せざるものは暗褐赤色をなし硫酸を含むものは猩紅色を呈す。

醫療用には腐蝕藥となし外に標本類（解剖）の貯藏に用ゆることあり。

○クロム酸カリウム。重クロム酸カリウム並其の製劑

○クレオソート

クレオソートは山毛櫨樹タールより製す。無色油様の液にして特異の臭氣を有す。

アルコール、エーテル、クロロホルムに溶解し水に溶解せず。工業上防腐薬となす。

○ブロム

ブロムは臭素とも云ふ。汎くナトリウム、カリウム等と化合して存在す。本品は暗赤褐色の液にして刺激性の刺しき臭氣を有し氣中に於て赤褐色の蒸氣を放つ、アルコール、エーテル、クロロホルムに溶解し水に僅微に溶解す「ブロム」鹽を製するに用ゆ。

○ブロム水素酸劇薬の部参照

○鹽酸並其の含有物、但し「クロル」水素十プロセント以下を含有するものを除く。劇薬の部参照

○アニリン並其化合物

○アニリン無色或は淡黄色油状の液にして微に芳香を有し水に僅かに溶解す氣中には徐々に赤色を呈す。色素の製造工業上に用ふ。

○鹽酸アニリン、硝酸アニリン、硫酸アニリン、砒酸アニリン等あり。共に針状結晶をなすアニリン色素あり。

○亞クロル汞並其の製劑

亞クロル汞は一名カロメル、甘汞輕粉と稱す。

昇汞を還元して製す、白色の重き粉末にして臭味なく水、アルコール、稀酸類に溶解せず。日光に感じて變質し昇汞となる。故に亞クロル汞は光線を避け貯ふべし。

其他本品含有の製劑も劇物の取扱をなす

○亞鉛類並其の製劑 但し炭酸亞鉛、酸化亞鉛、雷酸亞鉛を除く。

○アンモニア水、但しアンモニア十プロセント以下を含有するものを除く。

アンモニア水百分中純アンモニア十分以上を含有するものは劇物に屬す。

○金鹽類、但し雷金を除く。

○銀鹽類、但しクロル銀雷銀を除く。

○メチールアルコール（木精）工業用薬物の部参照

○硝酸並其の含有物、但し十プロセント以下を含有するものを除く。

百分中純硝酸十分以上を含むものは劇物の取扱ひをなす。

○修酸並其の製劑

○重修酸カリウム

○ヒドロキシールアミン其の化合物並製劑

○石炭酸並其の含有物、但し五プロセント以下を含有するものを除く。

石炭酸は一名フェノールと稱し石炭タールを蒸留して製す。石炭酸は特異の臭氣を有する無色の液にして永く氣中に放置すれば變色して類赤色となる。アルコール、エーテル、グリセリン等に溶解す。汎く消毒薬として用ゆ。石炭酸は腐蝕性強く皮膚に觸れて白色となり遂に癩痕を生ず。若し誤つて皮膚に接觸したる時は速にアルコール又はグリセリンにて清拭すべし。其他百分中五分以上の石炭酸を含有するものは總て劇物の取扱ひをなすべし。

○スルフォナール、其誘導體並製劑

○錫鹽類

○發烟硫酸

○ニトロベンツオール

○粗製フォルマリン

粗製フォルマリンはフォルムアルデヒドの水溶液にして十乃至十五プロセントのメチールアルコールを含有し刺激性の臭氣を有する無色の液にして水及アルコールに混和す。消毒殺菌劑として汎く應用せらる。

○クロロフォルム

クロロフォルムはアルコールにクロル石灰を加へ蒸留して製す。

クロロフォルムは一名クロルメタンと稱し、特異麻酔性の香氣と甘味を有

する極めて動搖し易き液にしてアルコール、エーテル、硫化炭素に溶解し水に溶解せず。

醫療以外には弾力ゴムの溶解薬として工業上汎く用ひらる。

○クロルチエル

クロルエチルは無水酒精に乾燥したるクロル瓦斯を通じて製す。揮發性點火し易き無色の液にてアルコール、エーテルに溶解し水に溶解せず。麻醉薬となす。

○クロル醋酸類

○ブロムエチール

ブロムエチールは一名ブロムエーアルと稱し、芳香を有する無色の液にして光線を強く屈曲し光線と大氣に逢ふて分解す麻醉薬として用ひらる。

○アンチモニウム化合物並其の製劑但し金硫黄を除く。

○クロルピクリン並其の製劑

クロルピクリンはピクリン酸にクルを作用して製す。特異の臭氣ある無色の液にして有毒性なり。

○苗栗藤並其の製劑（ピョウリツフジ）

臺灣及マレー群島に産する豆科植物にして其の汁液を殺蟲等に用ひ、現今デリス根と稱し農業用に其の製劑デリス石鹼等を製し殺蟲薬となす。

○四鹽化炭素並其の製劑

四鹽化炭素は特異の臭氣を有する揮發性無色澄明の液にしてアルコール、エーテル、クロロホルムに混和し水には頗る僅に溶解す。光線に依り變質するが故に光を遮り貯ふべし。

驅蟲劑防火劑として用ふ。

其他四鹽化炭素を含有する諸製劑も劇物の取扱をなす。

○亞硝酸ソーダ

亞硝酸ソーダは 名亞硝酸ナトリウムと云ひ稜柱狀の結晶或は粉末又は槌子形をなし氣中に於て潮解す。水に容易に溶解しアルコールに溶解し難し

密栓して貯ふ色素工業上に用ふ。

藥劑師法 (大正十四年四月十四日
法律第四十四號)

第一條 藥劑師とは醫師・齒科醫師又は獸醫の處方箋に依り調劑を爲す者を謂ふ。

藥劑師は藥品の製造及販賣を爲すことを得。

第二條 藥劑師たむとする者は内務大臣の免許を受け藥劑師名簿に登録を受くべし。

前項の免許を受くるには左の各號の一に該當する資格を有することを要す

一、大學令に依る大學に於て藥學を修め學士と稱する事を得る者、官立・公立の藥學專門學校、醫科大學附屬藥學專門部若しくは醫學專門學校藥學科を卒業したる者、又は文部大臣に於て之と同等以上と認め指定したる學校を卒業したるもの。

二、藥劑師試験に合格したる者

三、外國の藥學校を卒業し又は外國に於て藥劑師の免許を受けたる者にして命令の規定に該當するもの。

第一項の登録及前項第二號の藥劑師試験に關する事項は命令を以て之を定む。

第三條 内務大臣は左の各號の一に該當する者に対しては藥劑師免許を爲すことを得ず。

一、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者。

二、未成年者、禁治産者又は準禁治産者

三、精神病者、瘖啞者又は盲者

第四條 内務大臣は左の各號の一に該當する者に対しては藥劑師の免許を爲さざることを得。

一、六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者。

二、藥事に關し罰金の刑に處せられ又は不正行爲ありたる者。

第五條 藥劑師にあらざれば販賣又は授與の目的を以て調劑を爲すことを得ず。

藥劑師販賣又は授與の目的を以て調劑を爲す場合に於ては藥局に於て之れを行ふべし。

第六條 藥劑師に非らざれば藥局を開設することを得ず。

但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず。

藥局に關し必要なる事項は命令を以て之を定む。

第七條 藥劑師に非ざれば藥局を管理することを得ず。

藥劑師と雖も二以上の藥局を管理することを得ず。

第八條 藥劑師は調劑の需ある場合に於ては晝液を問はず正當の事由なくして之を拒むことを得ず。

第九條 藥劑師は醫師・齒科醫師、又は獸醫の氏名を自記し又は調印したる處方箋に依り調劑すべきものとす。但し處方箋中疑はしき處あるときは其の醫師・齒科醫師又は獸醫に質し證明を得るに非ざれば調劑を爲すことを得ず。

第十條 藥劑師は醫師・齒科醫師又は獸醫の處方箋に記載せられたる藥品に付之を省略し又は他の藥品を以て之に代へ調劑を爲すことを得ず但し藥品にして缺乏せるものある場合に於て其の醫師・齒科醫師又は獸醫の同意を得たるときは此の限に在らず。

第十一條 藥劑師毒藥又は劇藥を配伍したる調劑を爲したるときは處方箋に檢印し其の日付より三年間之を保存すべし但し處方箋に指定する使用期間に對する調劑の全部を了らざるときは此の限に在らず。

前項但書の場合に於ては處方箋に調劑の年月日及調劑量を記入し記名捺印すべし。

第十二條 藥局開設者は藥局の調劑録に調劑に關する事項を記載すべし。

調劑録は三年間之を保存すべし。

第十三條 藥劑師は勅令の定むる所に依り道府縣藥劑師會を設立すべし。

道府縣藥劑師會は日本藥劑師會を設立することを得。

道府縣藥劑師會及日本藥劑師會は法人とす、勅令の定むる所に依り藥事衛生の改良發達を圖る目的とす。

道府縣藥劑師會は道府縣、日本藥劑師會は内地を區域とす。

第十四條 道府縣藥劑師會及日本藥劑師會は勅令の定むる所に依り其の會員より徵收すべき收入に關し民事訴訟を提起することを得。

第十五條 本法に規定するもの、外道府縣藥劑師會及日本藥劑師會に關し必要ある事項は勅令を以て之を定む。

第十六條 藥劑師第三條各號の一に該當するときは内務大臣は其免許を取消すべし。

藥劑師第四條各號の一に該當するときは内務大臣は其の免許を取消し又は期間を定めて其の業務を停止することを得。

前二項の取消處分を受けたる者と雖も第三條第二號又は第三號の原因止みたるとき又は改悛の情顯著なるときは再免許を爲すことを得。

内務大臣第二項の處分を行ふ場合及改悛の情顯著なる者に對し前項の再免許を爲す場合に於ては中央衛生會の審議を経ることを要す。

第十七條 第五條第一項、第六條第一項、第七條若しくは第九條の規定に違反したる者又は業務停止中の藥劑師にして其の業務を爲したるものは五百圓以下の罰金又は科料に處す。

第十八條 第五條第二項、第八條若しくは第十條乃至第十二條の規定に違反したる者又は誤りて調劑を爲したる者は二百圓以下の罰金又は科料に處す。

本法施行の期日は勅令を以て之を定む。

藥品營業並藥品取扱規則中第一條乃至第十五條第十六條乃至第十九條第四十一條の五第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條、第四十六條の第一項第三項並に之れに伴ふ罰則規定は之を廢止す。

藥劑師法施行規則 (大正十五年三月十八日)
内務省令第六號

第一條 藥劑師の免許及登録を受けんとする者は藥劑師法第二條第二項の資格、資格を取得したる年月及住所・氏名を記載したる申請書に戸籍抄本を添へ住所地の地方長官（東京府に在りては警視總監以下之に倣ふ）を經由し内務大臣に提出すべし。

内務大臣免許を爲し藥劑師名簿に登録したるときは藥劑師許證を下附す

註 藥劑師の免許及登録を受けやうとする者は藥劑師法第二條第二項に依り大學、藥學專門學校又は藥劑師試験、外國藥劑師免許等卒業證書の寫を附し卒業又は取得したる年月日及住所・氏名・生年月日を記し之れに戸籍抄本を添へて地方長官を経て内務大臣に提出するものである。

藥劑師名簿に登録が終れば藥劑師免許證を内務大臣より下げ渡される。

第二條 藥劑師名簿に登録すべき事項左の如し。

- 一、登録番號及登録年月日。
- 二、族籍（外國人なるときは其の國籍）氏名・生年月日及女子なるときは共旨
- 三、藥劑師法第二條第二項の資格を取得したる年月。
- 四、業務の停止其の事由、期間及年月日。
- 五、免許證の再下附其の事由及年月日。
- 六、登録抹消の事由及年月日。

第三條 前條第二號の登録事項に変更を生じたるときは其の事由を具し免許證及戸籍抄本を添へ三十日以内に住所地の地方長官を經由し内務大臣に登録の変更を申請すべし。

前條第三號の登録事項に変更を生じたるときは其の事由を具し免許證を添へ住所地の地方長官を經由し内務大臣に登録の変更を申請することを得。前二項の場合に於ては免許證を書換へ下付す。

註 前二項は登録事項に変更を生じたる場合、例へば原籍地變更又は氏名變更をなす時は戸籍抄本と免許證を三十日以内に現に住んで居る所

の警察署へ出して内務大臣に登録の變更を求めるものである。此の場合には免許證へ書換への理由を記載したるものを下付せらる。若し之れを怠る時は若干の科料に處せらるゝものである。

第四條 免許證を毀損又は亡失したるときは其の事由を具し毀損の場合に於ては其の免許證を添へ三十日以内に住所地の地方長官を經由し内務大臣に再下付を申請すべし。

前項の規定に依り免許證の再下付を申請する者は手数料金一圓を納付すべし。

第一項の規定に依り免許證の再下付を申請したる後亡失したる免許證を發見したるときは直に之を其の地の地方長官に提出すべし。

註 免許證を誤つて破つた場合とか又は無くした時は（例へば火災・盜難等）三十日以内に届出し再下付を申請しなければならぬ。又無くしたる免許證が後日見出された時は其の發見したる免許證を速く届出づるものである。此の再下付を申請する場合に手数料金一圓に相當する収入印紙を貼布（消印せず）すること此の申請を怠るものは科料を取られる。

第五條 第一條又は前二條の申請を爲す者は登録税又は手数料に相當する収入印紙を申請書に貼用すべし、既に納付したる登録税又は手数料は之を還付せず。

註 藥劑師免許申請書には登録税十二圓免許證再下付申請書には一圓の手數料を収入印紙にて納め届出つべし。

第六條 藥劑師登録の抹消を受けんとするときは免許證を添へ住所地の地方長官を經由し内務大臣に申請すべし藥劑師死亡し又は失踪の宣告を受けたるときは戸籍法に依る死亡又は失踪の届出義務者に於て三十日以内に前項の手續を爲すべし。

註 藥劑師登録の取消しを必要とするときは免許證を添へて地方長官を経て内務大臣に願ひ出づること。

藥劑師死亡した場合又は失踪の宣告ありたる時は戸籍法に依り其の義務者例へば其相続者或は妻・親より三十日以内に届出をなすべきものにして義務者之を怠るときは科料に處せらる。

第七條 藥劑師其の住所を變更したるときは十日以内に後の住所地の地方長官に届出づべし。

前項の届出を受けたる地方長官前の住所地の地方長官と異なる場合に於ては前の住所地の地方長官に其旨を通知すべし。

註 藥劑師住所を變へたる時は十日以内に地方長官に届出づること之を怠る者は科料を取られる。

第八條 藥劑師法第一項の但書の規定に依り藥局を開設することを得るもの左の如し。

一、公共團體。

二、地方官に於て特に必要と認め許可したる者。

註 藥局を開設するには藥劑師でなければ許されぬ。然し土地が殊更不便で醫藥衛生の設備充分ならざる場所に於ては地方長官の認定に依つて特に藥劑師以外の者に藥局を開くことを許す場合もある。之れ即ち第六條第一項の命令を以て定むる場合とは斯の如きを云ふものである。

第九條 藥局を開設したるときは藥局の所在地及名稱並藥局を自ら管理せざる場合に於ては管理者たる藥劑師の氏名を具し十日以内に開局所在地の地方長官に届出づべし藥局を廢止し又は藥局の名稱若くは管理者を變更したるとき亦同じ。

註 藥局を開設したる時は藥局開設の所番地と藥局の名稱及び開設者が藥劑師でない場合は其の管理者たる藥劑師の氏名生年月日を記載して免許證の寫を添へ十日以内に開局を開設したる地の地方長官に届出づるものである之を怠る者は科料を取られる。

第十條 藥局は其の採光換氣を十分ならしめ且つ清潔を保つべし。

第十一條 藥局には冷暗所を設くべし。

第十二條 藥局には日本藥局方第一表の藥品を備ふべし。

註 藥局には日本藥局方第一表に規定せられたる藥品全部を常に備へなければならぬ。若し之れに違反するものは百圓以下の罰金又は科料を取られる。左に第一表の藥品を列記す。

アセトアニリド。硼酸。稀鹽酸。サリチル酸。タンニン酸。酒石酸アルコール。アミノピリン。イヒチオールスルホン酸アンモン。亞砒酸解毒劑。アンチピリン。アンモニア水。杏仁水。蒸溜水。石炭酸水。硝酸銀。アスピリン。硫酸アトロピン。次硝酸蒼鉛。次サリチル酸蒼鉛。生石灰。カンフル。鹽酸キニーネ。エチル炭酸キニーネ。キナ皮。抱水クロラル。鹽酸コカイン。磷酸コデイン。クレオソート。安息香酸ソーダカフェイン。硫酸銅。ジアスターゼ。鹽酸ジアセチルモルヒネ。龍膽エキス。ロートエキス。麥角エキス。還元鐵。チギタリス葉。センナ葉。ウワウルシ葉。ホルマリン。グリセリン。炭酸グアヤコール。アラビアゴム。昇汞。ヘキサメチレンテトラミン。甘汞。ヨードホルム。重酒石酸カリ。ブロムカリ。鹽素酸カリ。ヨードカリ。鹽化第二鐵液。過酸化水素水。醋酸カリ液。亞砒酸カリ液。リングル液。マグネシア。硫酸マグネシア。ミグレン。鹽酸モルヒネ。重炭酸ソーダ。ブロムナトリウム。食鹽。サリチル酸ソーダ。カカオ脂。肝油。オレフ油。ヒマシ油。白檀油。胡麻油。阿片末。フェナセチン。石炭酸。防疫用石炭酸。ドーフル散。龍膽。吐根。甘草。大黃。乳糖。人工カルルス鹽。サントニン。チフテリア血清。ヨード鐵シロップ。シロップ。ヨードチンキ。苦味チンキ。吐根チンキ。阿片チンキ。ストロファンツスチンキ。ホミカチンキ。吉草チンキ。水銀軟膏。單軟膏。亞鉛華軟膏。黄色ゾセリン。亞鉛華。硫脂亞鉛。

第十三條 藥局には感量十ミリグラムの天秤及感量五百ミリグラムの上皿天秤其の他調劑に必要な器具を備ふべし。

註 藥局には以上の天秤の外に調劑臺、十立方・二十立方・百立方・二百立方センチグラムの各液量器、五百立方センチメートルの熱湯計、三十立方センチメートルの滴壺及硝子製乳鉢（内用専用 磁製乳鉢（外用専用））截丸器・成丸器・煎浸劑器・坐劑器・匙・筥（金屬製と角製）漏斗（硝子製と磁製のもの）篩（藥局方規定のもの）滅菌器等を常に備へ置くことになつて居る。

第十四條 地方長官必要ありと認むるときは第十條第十一條及び前條に規定する藥局の設備に關し其の新設、變更を命じ若くは其の使用を停止し又は藥局の清潔保持に付必要なる事等を命ずることを得。

第十五條 藥劑師法第十二條第二項の規定に依り調劑録に記載すべき事項左の如し。

- 一、處方箋に記載せる事項
- 二、調劑の年月日
- 三、調劑者の氏名
- 四、處方箋に指定する使用期間に對する調劑の全部を了らざるときは調劑量
- 五、藥劑師法第九條但書の規定に依り醫師・齒科醫師、又は獸醫の證明を得たるときは其の旨
- 六、藥劑師法第十條但書の規定に依り醫師・齒科醫師又は獸醫の同意を得て調劑を爲したるときは其の旨並藥品名及分量

註 處方箋を受付けて調劑投藥したるときは必ず左の事項を調劑録に記載しなければならぬ。處方箋通り即ち處方箋の寫である。

處方箋を受付けて調劑をなしたる年月日、調劑をした者の氏名。

處方箋に向ふ何日間連用すべしと指定せられしものには全部調劑済の上記入するも差支なし。全部終了せざる内は調劑毎に其の調劑量を記録に擧げて置く必要がある。

處方箋中疑はしき點あるときは其の處方醫に質し證明を得たる後其の

旨を記載すること

處方箋中にある藥品にして缺乏したるものあるときは其の代用藥を處方醫に相談をなし同意を得たる後ち其の次第及其の藥品名、分量等を必ず調劑録へ記載して其旨を明かにすること

第十六條 藥劑師販賣又は授與の目的を以て調劑を爲したる場合に於ては其の藥劑の容器又は被包に左の事項を記載すべし。

- 一、處方箋に記載せる患者の氏名並用法及用量
- 二、藥局の所在地及名稱並調劑者の氏名
- 三、調劑の年月日

註 藥劑師販賣又は授與の目的で調劑したるときは其の容器・包紙又は袋には必ず處方箋に書いてある患者の氏名と用ひ方又其の服用の量を記載しなければならぬ。

其の外に自己の藥局名と所番地及藥劑師の氏名と調劑した年月日を書かねばならぬ。若し之に反するときは百圓以下の罰金又は科料をとられる。

第十七條 地方長官藥劑師法第十六條第一項乃至第三項の規定に依る處分を必要と認むるときは内務大臣に具申すべし。

前項の場合に於ては豫め道府縣藥劑師會の意見を徴すべし但し藥劑師法第十六條第一項の規定に依る處分に關しては此の限に在らず。

第十八條 藥劑師法第十六條第一項又は第二項の規定に依り免許取消の處分を受けたる者は五日以内に住所地の地方長官を經由し免許證を内務大臣に返納すべし。

第十九條 藥劑師法第十六條第二項の規定に依り業務停止の處分を受けたる者は五日以内に免許證を住所地の地方長官に提出すべし。

前項の場合に於て地方長官は免許證の裏面に處分の要旨を記載し期間満了の後之を還付すべし。

第二十條 左に掲ぐる場合に於ては族籍・氏名・事由其他必要と認むる事項

を官報に公告す。

- 一、藥劑師名簿に登録し又は登録を抹消したるとき
- 二、免許證を再下付したるとき
- 三、業務停止の處分を爲したるとき

第二十一條 第十二條、第十六條、第十八條若しくは第十九條第一項の規定に違反し又は第十四條の規定に依る處分に違反したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す。

第二十二條 第三條第一項、第四條第一項、第三項、第六條第二項、第七條第一項又は第九條の規定に違反したる者は科料に處す。

附 則

本令は藥劑師法施行の日より之を施行す。

藥劑師法附則第三項の規定に依り醫師・齒科醫師、又は獸醫に於て調劑を爲す場合に關しては第十條第十一條第十三條及第十四條並に其の罰則の規定を準用す。

地方長官は監視員をして前項の調劑を爲す場所を巡視せしむることを得。

阿片法施行規則 (大正八年六月内務省令第四號)

第一條 阿片製造の許可を受けむとする者は住所、職業及履歴を具し地方長官に申請すへし。

第二條 阿片製造人は地方長官の定むる期日迄に毎年罌粟栽培の場所及反別を地方長官に届出つべし。

前項の場所又は反別に異動を生じたるときは其の事由を具し速に之を地方長官に届出つべし。

第三條 阿片製造人阿片を政府に納付せむとするときは其の住所、氏名及阿片の數量を記したる納付書を添へ之を地方長官に提出すへし現品には製造人の住所、氏名及阿片の數量を記したる木札を付することを要す。

第四條 地方長官阿片の納付を受けたるときは納付書を添へ速に之を東京又

は大阪衛生試験所に送付すべし。

衛生試所阿片の送付を受けたるときは其の莫比涅含量を試験し賠償金交付の手續を爲すべし但し五匁未満の納付品には試験を施すことを要せず。

第五條 政府に於て賣下け又は交付する醫藥用阿片は第一號(五グラム入)、第二號(二十五グラム入)、及第三號(四百五十グラム入)の容器に納め毎容器に定價を附し東京衛生試験所の證紙を以て封緘す。

第六條 醫藥用阿片販賣人は其の營業所に醫用阿片販賣所たる旨を標示すべし。

第七條 醫藥用阿片販賣人は政府の會計年度に依り毎半年に賣下を受くへき醫藥用阿片の數量を豫定し容器の種類及其の箇數を記し二月前に地方長官に賣下を請求すへし但し必要あるときは其の事由を具し臨時請求することを得。

第八條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又は製藥者に於て醫藥用阿片を要するときは其の數量、使用の目的並業務所、職業、氏名及年月日を記し捺印したる賣渡請求書に付數量五十グラム以下なるときは所轄警察署、五十グラムを超ゆるときは地方長官の證明を受け其の道府縣内の醫藥用阿片販賣人に提出し賣渡を受くべし。

調劑用として第一號(五グラム入)一箇を要する場合は前項の證明を受くことを要せず但し一年を通じ五箇を超ゆることを得ず。

第九條 公立の病院若しくは學校又は法人に於て調劑用として醫藥用阿片を要するときは前條第一項の規定を準用す學術研究を爲す者に於て醫藥用阿片を要するとき亦同じ。

第十條 醫藥用阿片販賣人は醫藥用阿片を其の道府縣以外に於て使用する者に販賣し又は之を其の道府縣以外に搬出することを得ず。

第十一條 醫藥用阿片販賣人は外國に在る帝國臣民たる醫師、齒科醫師、獸醫又は藥劑師に於て調劑用に供する場合に限り内務大臣の許可を受け醫藥用阿片を輸出することを得。

前項の許可を受けむとするときは醫藥用阿片の數量、使用の目的、輸出先使用者の業務所、職業及氏名を具し使用者業務所地の帝國官憲の證明ある注文書を添へ地方長官を經由し内務大臣に申請すべし。

第十二條 醫藥用阿片販賣人阿片法第六條第二項の許可を受けむとするときは醫藥用阿片の數量及使用の目的を具し地方長官に申請すべし。

第十三條 阿片製造人其の住所若は氏名を變更し又は死亡したるときは本人戸主若は相続人に於て十日内に地方長官に届出べし醫藥用阿片販賣人其の營業所若は氏名を變更し又は死亡したるとき亦同じ。

第十四條 醫藥用阿片販賣人醫藥用阿片販賣業を廢止せむとするときは地方長官に其の指定の取消を申請すべし。

第十五條 阿片製造人廢業し若は死亡したるとき又は醫藥用阿片販賣人其の指定の取消を受けたるときは本人、戸主若は相続人に於て三十日以内に既製の阿片、又は販賣殘餘の醫藥用阿片の買上を地方長官に請求すべし但し相続人阿片製造の許可を受けたるときは此の限に在らず。

第十六條 醫藥用阿片販賣人死亡したるときは戸主若は相続人より三十日以内に販賣殘餘の醫藥用阿片の買上を地方長官に請求し其の道府縣内の醫藥用阿片販賣人に讓渡することを得。

醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又は製藥者廢業し若は死亡したるときは本人、戸主若は相続人より三十日以内に使用殘餘の醫藥用阿片の買上を地方長官に請求し又は醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又は製藥者に讓渡することを得。

前二項の規定に依り讓渡したる場合に於ては十日内に其の數量を具し地方長官に届出つべし。

第九條に掲ぐる者に於て醫藥用阿片を要する事業を廢止したるとき使用殘餘の醫藥用阿片に付亦前二項に準ず。

第十七條 前二項の規定に依る手續は戸主若は相続人不在又は未定なるときは其の財産を管理する者に於て之を爲すべし。

第十八條 地方長官醫藥用阿片販賣人を指定し若は其の指定を取消したるときは之を告示すべし。

醫藥用阿片販賣人の營業所若は氏名の變更又は死亡の届出を受けたるとき亦同じ。

第十九條 官廳、官立の病院若は學校に於て醫藥用阿片を要するときは東京衛生試験所に其の交付を請求すべし。

第二十條 醫藥用阿片販賣人は第八條の賣渡請求書を、醫師、齒科醫師、獸醫又は藥劑師は阿片法第七條の處方箋を其の日附より十年間保存すべし。

第二十一條 藥劑師及製藥者は帳簿を備へ製劑用に供したる醫藥用阿片の數量、製劑の品名及年月日を記入し其の日附より十年間之を保存すべし醫師、齒科醫師、獸醫又は第九條に掲ぐる者醫藥用阿片を製劑用に供したるとき亦同じ。

第二十二條 醫藥用阿片販賣人は帳簿を備へ醫藥用阿片の受拂高、受拂年月日及賣渡請求人の職業、氏名を記入し其の日附より十年間之を保存すべし

第二十三條 醫藥用阿片販賣人は政府の會計年度に依り毎年度の醫藥用阿片受拂高を年度經過後三十日以内に地方長官に届出つべし。

第二十四條 地方長官は衛生官吏又は警察官吏をして阿片製造の場所を巡視せしめ又は第二十條乃至第二十二條の書類帳簿を検査せしむることを得。

第二十五條 阿片法及本令中地方長官の職務は東京府に在りては警視總監之を行ふ。

第二十六條 第二條、第六條、第十三條、第十五條、第十六條第三項、第二十三條又は附則第三項の規定に違背したる者は科料に處す。

第二十七條 第十條、第二十條乃至第二十二條の規定に違背したる者又は第二十四條の規定に依る巡視若は検査を拒みたる者は百圓以下の罰金に處す。

附 則

本令は大正八年法律第四十三號施行の日より之を施行す。

阿片法附則第三項の規定に依る醫藥用阿片の買上價格は大正八年三月内務省告示第十八號に掲げたる定價に依る。

阿片法附則第三項の規定に依り醫藥用阿片を譲渡したる場合に於ては十日以内に其の數量を具し地方長官に届出つべし。

賣 藥 法 (大正三年三月三十一日法律第十四號)

沿革 大正五年六月法律第四十一號改正

第一條 本法に於て賣藥營業者と稱するは賣藥を調製又は輸入若は移入して販賣する者を謂ふ。

料品に加工せずして賣藥と爲すものは本法の適用に付ては之を賣藥の調製原と看做す。

第二條 賣藥營業者醫藥を發賣せむとするときは方名、原料品名及其の分量調製の方法、用法、用量並效能を記載し主たる營業所所在地の地方長官の免許を受くべし之を變更せむとするとき亦同じ。

前項に於て日本藥局方に記載せざる原料品を使用せむとする者は其の見本品を提出すべし。

第三條 賣藥營業者二個所以上の營業所を設けたるときは營業所毎に所在地の地方長官に届出つべし。

第四條 賣藥には毒藥、劇藥及其の性状又は配合の結果に由り危害を生ずる虞ある藥品を使用することを得ず、但し毒藥劇藥は其の用法用量に依り行政官廳に於て危害を生ずる虞なしと認めたるものは此限に在らず。

第五條 賣藥の原料品は日本藥局方に記載するものは其の所定の性状、品質之に記載せざるものは第二條第二項の見本と同様の性状品質を具備するを要す。

第六條 藥劑師、藥劑師を使用する者又は醫師に非ざれば賣藥を調製して販賣することを得ず、但し獸醫にして家畜用の賣藥を調製販賣するは此限に在らず。

第七條 賣藥免許は前條に掲ぐる者に限り之を讓受け又は相續することを得。

第八條 賣藥の效能に關しては文書、言語其の他何等の方法を以てするを問はず免許を得たる事項を證明するの外之を誇張して公示することを得ず。

第九條 賣藥に關する廣告、賣藥の容器若は被包又は賣藥に添付し若は添付せずして頒布する文書には左記の事項を記載することを得ず。

- 一、猥褻に涉る記事又は圖畫
- 二、避妊又は墮胎を暗示する記事
- 三、虚偽誇大の證明若は醫師其の他の者が效能を保證したるものと世人をして誤解せしむるの虞ある記事
- 四、醫治の無效を暗示し或は暗に醫師を誹謗するが如き記事

第十條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは賣藥營業者に對し其の免許を得たる事項の變更を命ずることを得。

第十一條 賣藥營業者にして本法に基きて發する命令に違反し又は本法若は本法に基きて發する處分に違反したる者に付地方長官は其の免許を取消することを得。

第十二條 行政官廳は當該官吏をして賣藥を調製し若くは販賣する場所に臨檢せしめ又は賣藥の検査を爲さしむることを得。

第十三條 行政官廳は試験の用に供する爲必要なる分量に限り當該官吏をして賣藥又は其の原料品を無償にて收去せしむることを得。

第十四條 第二條第一項若は第五條の規定又は第十條の處分に違反する賣藥は地方長官其の所有者をして之を廢棄せしめ又は直接に廢棄し其の他必要なる處分を爲すことを得、但し所有者又は所持者に於て衛生上危害を生ずる虞なき方法に依り處置せむことを請ふときは之を許可することを得。

第十五條 第二條第一項、第五條若は第六條の規定又は第十條の處分に違反したる者は五百圓以下の罰金に處す。

第十六條 第八條若は第九條の規定に違反したる者又は當該官吏の臨檢若は

検査を拒みたる者は二百圓以下の罰金に處す。

第十七條 第一條又は第三十條第二項の規定に違反したる者は料料に處す。

第十八條 賣藥營業者又は賣藥請賣營業者未成年者又は禁治産者なるときは本法又は本法に基きて發する命令に依り之を適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す、但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限は在らず。

賣藥營業者又は賣藥請賣營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其の他の從業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免かることを得ず。

第十九條 明治三十三年法律第五十二號は本法又は本法に基きて發する命令に依る犯罪に之を準用す。

第二十條 輸出又は移出する賣藥に付ては第二條乃至第十一條、第十四條及第十五條の規定を適用せず其の取締上必要な規定は勅令を以て之を定む。

前項の賣藥を調製せむとする者は營業所毎に之を地方長官に届出つべし。

附 則

第二十一條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む（大正三年八月勅令第六十號を以て同年十月一日より施行）

第二十二條 賣藥規則は之を廢止す。

他の法令中賣藥規則とあるは本法を指したるものと看做す。

第二十三條 従前の規定に依り受けたる賣藥免許は之を本法に依り受けたる賣藥免許と看做す。

第二十四條 本法公布の際現に賣藥營業者たる者は第六條又は第七條の規定に拘らず賣藥を調製して販賣し又は賣藥免許を讓受け又は相續することを得、但し賣藥を輸入若は移入して販賣する者又は法人は此の限に在らず。

第二十五條 本法公布前免許を受けたる賣藥にして毒藥、劇藥又は藥品營業

並藥品取扱規則の指定藥品を含有せざるものに付ては第六條及第七條の規定を適用せず。

第二十六條 第三條及第二十條の届出は賣藥税法の適用に付ては之を免許と看做す。

賣藥法施行規則 大正三年八月十三日内務省令第十六號

第一條 賣藥發賣免許の申請書には賣藥法第二條第一項に掲げたる事項の外氏名、生年月日又は法人の名稱、住所及營業所（調製又は販賣の場所を謂ふ）を記載し賣藥法第六條又は第二十四條規定の資格を證する書面を添附すべし。

第二條 地方長官賣藥法第二條の規定に依り賣藥發賣免許を與ふるときは別記簿形の賣藥免許證を下附す。

第三條 免許事項變更の申請書には變更せんとする事項、方名、氏名又は法人の名稱及住所を記すべし但し方名を變更せむとする場合に於ては免許證を添附すべし。

方名變更の免許を與ふるときは免許證を書換下附す。

第四條 前條第二項規定の場合を除くの外賣藥免許證の記載事項に變更を生したるときは其の事由を記し免許證を添へ三十日以内に主たる營業所所在地の地方長官に其の書換を申請すべし但し賣藥法第二十五條規定の賣藥を除くの外賣藥免許を讓受又は相續したる場合に於ては賣藥法第六條又は第二十四條規定の資格を證する書面を添付すべし。

第五條 賣藥に關し左の手數料を徴收す

一、發賣免許手數料	一方に付	金 一 圓
二、變更免許手數料	一方に付	金七十錢
三、免許證再下付又は書換手數料	一方に付	金五拾錢

第三條第二項規定の書換に付ては前項第二號規定の手數料を徴收し前項第三號規定の書換手數料は之を徴收せず。

第六條 地方長官は賣藥法第二條第二項の規定に依り賣藥營業者の提出したる見本品の性状品質を明記し保存すべし。

第七條 賣藥法第三條規定の届出は其の事由の發生したる日より十日以内に之を爲すべし。

賣藥發賣免許申請書に記載せる營業所にして主たる營業所所在地の道府縣と同一区域内に在るものに付ては其申請書に於ける營業所の記載を以て賣藥法第三條規定の届出と看做す。

賣藥營業者其の營業所を變更し又は廢止したるときは十日以内に營業所所在地の地方長官に届出つべし。

第八條 賣藥營業者二個所以上の調製所を設けたるときは藥劑師若くは醫師たる營業者又は賣藥法第二十四條規定の營業者が自ら管理する一個所を除くの外調製所毎に藥劑師を置き管理を爲さしむべし、但し調製所所在地地方長官の許可を受けたるとき又は賣藥法二十五條規定の賣藥に付ては此の限に在らず。

賣藥營業者前項規定の藥劑師を置きたるときは其の氏名を營業所所在地の地方長官に届出つべし。

第九條 賣藥營業者は賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師に異動を生じたるときは二十日以内に營業所所在地の地方長官に届出つべし。

第十條 賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師は之を使用する賣藥營業者の營業所以外に於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事せざる者たることを要す、但し地方長官の許可を得たるときは此の限に在らず。

第十一條 賣藥免許證を毀損し又は亡失したるときは其の事由を記し三十日以内に主たる營業所所在地の地方長官に再下付を申請すべし、但し毀損の場合は毀損したる免許證を添附すべし。

亡失したる免許證を發見したるときは直に之を主たる營業所所在地の地方

長官に提出すべし。

第十二條 賣藥營業者廢業したるときは三十日以内に免許證を主たる營業所所在地の地方長官に返納すべし。

賣藥營業者死亡し又は失踪の宣告を受けたる場合に於て其の營業を承繼する者なきときは戶籍法に依る死亡又は失踪の届出義務者より前項の規定に準し其の手續を爲すべし。

第十三條 賣藥を請賣せむとする者は營業所毎に地方行政廳に者出つべし。

第十四條 賣藥請賣營業者廢業し又は氏名若は法人の名稱又は住所を變更したるときは地方行政廳に届出つべし。

第十五條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ら行商し又は賣子をして行商せしめむとするときは地方行政廳に届出つべし、其の之を廢止したるとき亦同じ。

第十六條 賣藥營業者免許を取消されたるときは請賣營業者亦其の賣藥を販賣することを得ず。

第十七條 賣藥の發賣を免許したるときは又賣藥法第三條の規定に依る届出ありたるときは免許若は届出事由發生の年月日、方名、氏名、生年月日又は法人の名稱、住所及營業所を賣藥請賣若は賣藥行商の届出ありたるときは届出事由發生の年月日、氏名又は法人の名稱、住所及營業所を當該地方行政廳より所轄稅務署に通知すべし其の異動ありたるとき亦同じ。

第十八條 行政官廳賣藥法第十二條の規定に依り當該官吏をして臨檢又は検査を爲さしむるときは制服を着する者の外別記雛形の證票を携帯せしむべし。

第十九條 賣藥法第十三條の規定に依り物品を收去するときは當該官吏は營業者に證書を交付すべし若し營業者の求あるときは事實の許さざる場合を除くの外其の物品の一部に封緘を施し之を交付すべし。

第二十條 賣藥法第十二條の規定に依る臨檢又は検査は日の出前日没後に於て之を爲すことを得ず但し營業時間中は此の限に在らず。

第二十一條 第八條第一項、第十條、第十六條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す。

第二十二條 第四條、第七條第三項、第八條第二項、第九條、第十一條乃至第十五條の規定に違反したる者は科料に處す。

附 則

第二十三條 本令は賣藥法施行の日より之を施行す（大正三年十月一日より施行）

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法 大正十一年四月十一日 法律第三十一號

第一條 壓縮瓦斯又は液化瓦斯の製造、貯藏又は販賣の業を爲さむとする者は命令の定むる所に依り行政官廳の許可を受くべし。

相續又は法人の合併に因り前項の業を繼承する場合は前項の許可を受けたるものと看做す。

第三條 行政官廳は何時にても當該官吏をして壓縮瓦斯液化瓦斯若は其の容器の製造所貯藏所其他之を收藏するの疑ある場所に臨檢し又は壓縮瓦斯液化瓦斯及其の容器並之を收藏するの疑ある物件若は事業上の帳簿其他の書類を検査せしむることを得。

行政官廳は試験の用に供する爲め必要な數量に限り當該官吏をして壓縮瓦斯液化瓦斯又は其の容器を無償にて收去せしむることを得。

行政官廳は危害豫防又は衛生の爲壓縮瓦斯液化瓦斯の製造所、貯藏所の改築若は修繕を命じ又は壓縮瓦斯液化瓦斯若は其の容器に關し若は其の貯藏運搬其他の取扱に關し取締上必要な處分を爲すことを得。

註 本法は相當箇條なるが吾人の營業上に必要な條項のみを摘録して置く。

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

大正十二年四月十二日内務省令第十二號

第一條 一日付三立方メートル以上^{溫度攝氏零度、氣壓七百六十ミリメートルの狀態に換算して算出す以下瓦斯容積の計算値之}の瓦斯を壓縮又は液化する業を爲さむとする者は左の事項を具し製造所所轄廳府縣長官^{東京府に在りては警視總監以下}に申請すべし。

一、住所、氏名、年齢、職業^{法人に在りては其の名稱・事務所の所在地・代表者の住所・氏名以下}、
二、製造の目的製造の種類及名稱作業の工程一日以内に製造すべき數量の最大限。

三、製造所の位置設備及其の附近の狀況。

四、壓縮機の種類、型式能力及筒數。

五、計壓器の型式、目盛及筒數。

六、瓦斯メートルの型式及筒數。

七、耐壓試験装置の能力及筒數。

八、製品の貯藏方。

九、容器の調達及貯藏方法。

十、原料の種類貯藏方法及貯藏數量の最大限。

十一、作業主任者の氏名履歷。

十二、職工其の他の勞務者の最大員數及其の取締に關する規定。

第二條 壓縮瓦斯又は液化瓦斯の販賣の業を爲さむとする者は左の事項を具し販賣所所轄廳府縣長官に申請すべし。

一、住所、氏名、年齢、職業。

二、販賣すべき瓦斯の種類及名稱。

三、販賣所及貯藏所の位置、設備及其の附近の狀況。

四、貯藏所に貯藏すべき瓦斯の種類及名稱其の數量の最大限及貯藏方法。

第三條 百立方メートル以上壓縮瓦斯又は千キログラム以上の液化瓦斯の貯藏所を設置して貯藏の業を爲さむとするものは左の事項を具し貯藏所所轄廳府縣長官に申請すべし。

一、住所、氏名、年齢、職業。

二、貯藏所の位置、設備及其の附近の狀況。

三、貯藏すべき瓦斯の種類及名稱、其の數量の最大限及貯藏の方法。

第四條 前三號の許可申請に具したる事項を變更せむとするときは許可を爲したる廳府縣長官の許可を受くべし但し住所、氏名、職業に付ては其の變更の日より七日以内に届出つべし。

第十一條 壓縮瓦斯又は液化瓦斯の製造業者販賣業者又は貯藏業者瓦斯の授受を爲したるときは左の事項を其の都度帳簿に記載すべし。

- 一、瓦斯の種類及名稱、數量。
- 二、容器番號及容器製造所の名稱又は其の符號。
- 三、授受先及授受の年月日。

第二十條 壓縮瓦斯又は液化瓦斯の容器製造業者は其の製造したる各箇の容器に付左の事項を帳簿に記載すべし。

- 一、容器の種類、番號、内容積及製造年月日。
- 二、壓潰、延伸及耐壓試験年月日並其の成績。

前項の製造業者容器を譲渡したるときは譲渡年月日及譲渡先を帳簿に記載し且壓潰試験及延伸試験の合格證明書を譲受人に交付すべし。

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑の醫

藥と賣藥との區別標準 (明治四十四年十月三日衛生局長より各地方長官へ通牒)

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑取締に關する改正省令發布相成候處其の醫藥と賣藥との區別に付ては大體左記標準に依り御取扱相成度尤も賣^レは公衆をして醫師の指揮に依らず疾病治療の爲めに使用せしむるを主たる目的として販賣するものを云ふものに有之其販賣の方法手段如何は單に其の目的を認定するの材料たるに過ぎざるに依り假令販賣方法左記標準に直接該當せざるものと雖も公衆をして醫師の指揮に依らず疾病治療の爲め使用せしむるを主たる目的として販賣するものと認定すべきものは仍之を賣藥として御取扱相成度依命此段及内課候也。

(追書略之)

醫藥と賣藥との區別標準

第一條 左記各號の一に該當せざる藥品は容器若は被包に成分、分量(成分及分量の不明なるものは其の本質及調製法の要旨)を記して醫師又は醫師の指揮を受けたる者を主たる目的として發賣するものは假令効能用法及用量を記載するも其の記述方法専門的なるときは賣藥とせず

- イ、内外藥局方の製品
- ロ、學問上又は古來の傳説若は其の他の事由に依り醫師製藥者に周知せられたる藥品

前項本文の藥品を以て調製したる製劑は前項本文に準し取扱ふものとす

第二條 左記各號の一に該當せざる製劑は容器若は被包に成分、分量(成分及分量の不明なるものは其の本質及調製法の要旨)を記して醫師又は醫師の指揮を受けたる者を主たる目的とし効能を記載せずして發賣するものは假令用法及用量を記載するも其の記述方法専門的なるときは賣藥とせず

- イ、内外藥局方の製劑
- ロ、學問上又は古來の傳説若は其の他の事由に依り製藥者に周知せられたる製劑
- ハ、第一條第一項(イ)又は(ロ)の藥品若は本條の(イ)又は(ロ)の製劑を用ひて處方箋に依り調合するか如き普通の方法其の他容易に調製せらるるか如き方法に依り調製したる製劑

第三條 第一條第一項本文及第二項又は第二條本文に該當せざる藥品及製劑は効能、用法及用量を記載するものは勿論單に用法又は用量若は効能のみを記載するものと難も賣藥とす

第四條 麻醉劑、鎮痛劑、利尿劑、收斂劑と云ふ類にして單に藥品の種類、性状を専門的に示すに止まるものは効能の記載と認めず

第五條 藥品と共に購入者に交付する別紙若は別冊説明書に記載したるもの又は一般公衆を目的とする新聞雜誌の廣告に記載したるもの若は其の他の方法に依り一般公衆に廣告したるものは容器又は被包に記載したるものと

同一に取扱ふものとす

第六條 従來賣藥として許可を得たるもの又は之と同一の名稱を附するものは用法又は用量若は効能を記載せざるも賣藥とす

賣藥部外品取締規則 (昭和七年七月二十二日) 内務省令第二十五號

第一條 本令に於て賣藥部外品と稱するは左の各號の一に該當する効能ありとする藥物及内務大臣の指定する物を調ふ

- 一、疾病の豫防又は皮膚障害の豫防若は除去
- 二、滋養、強壯、心身爽快又は身體諸機能の増進若は抑止
- 三、皮膚組織の變更又は體臭の防止
- 四、脫毛の防止、毛生、除毛又は染毛
- 五、飲酒、喫煙其の他の習癖の矯正

第二條 賣藥部外品を發賣せんとする者は品名、原料品名及其の分量、用法、用量並効能を記載し見本品を添へ主たる營業所所在地地方長官（東京府に在りては警視總監以下之に倣ふ）の免許を受くへし

第三條 前條の免許を受けたる後賣藥部外品の品名、原料品若は其の分量、用法、用量又は効能を變更せんとするときは前條の規定に準し更に免許を受くへし、但し原料品又は其の分量を變更せんとする場合を除くの外見本品を添ふることを要せず

第四條 賣藥部外品の發賣者の主たる營業所を變更したるときは十日以内に後の主たる營業所所在地地方長官に届出つへし

前項の届出を受けたる地方長官は前の主たる營業所所在地地方長官と異なる場合に於ては前の主たる營業所所在地地方長官に其の旨を通知すへし

第五條 賣藥部外品免許は之を讓受け又は相續することを得

賣藥部外品免許を讓受け又は相續したる者は讓受け又は相續したるときより十日以内に主たる營業所所在地地方長官に届出つへし

前條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第六條 賣藥部外品は其の容器又は被包に賣藥部外品なる文字、品名及發賣者の氏名（法人に在りては名稱、又は商號並主たる營業所所在地を明記したるものに非されは之を販賣することを得ず但し輸出又は移出する賣藥部外品に付ては此の限に在らず

第七條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは發賣者に対し賣藥部外品の原料若は其の分量、用法、用量又は効能の變更を命ずることを得

第八條 地方長官は第二條若は第三條の規定又は前條の處分に違反して販賣する賣藥部外品に關し明治三十三年法律第十五條第一條の規定に依り處分することを得

本令又は本令に基きて爲したる處分に違反したる營業者に關し亦同し

第九條 地方長官は本令の執行に關し明治三十三年法律第十五號第二條の職權を行ふことを得

第十條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

- 一、第二條若は第三條の規定に依り免許を受けざる賣藥部外品又は第二條若は第三條の規定に依り提出する見本品に適合せざる賣藥部外品を發賣したる者
- 二、第四條第一項、第五條第二項又は第六條の規定に違反したる者
- 三、第七條の規定に依る處分に違反したる者

第十一條 營業者か未成年者、禁治産者又は法人なるときは本令の罰則は其の法定代理人又は代表者に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出てざるの故を以て處罰を免るることを得ず

第十二條 賣藥法又は藥品營業並藥品取扱規則の適用ある藥物に付ては第一

條各號の一に該當する効能ありとするものと雖本令を適用せず

附 則

本令は昭和七年九月一日より之を施行す

本令施行前廳府縣令に依り免許を受けたる賣藥部外品は本令に依り免許を受けたるものと看做す

本令施行の際現に發賣する賣藥部外品にして前項に該當せざるものは其の發賣者に於て本令施行後三月以内に第二條の規定に依る手續を爲すへし

本令施行の際現に存する賣藥部外品に付ては第六條の規定は昭和八年八月三十日迄之を適用せず

傳染病豫防法施行規則

(傳染病豫防法大正十一年法律第三十二號中の第五章消毒方法を抜き參考として記載す)

第 五 章

第二十一條 消毒方法は左の四種とす

一、燒却 二、蒸氣消毒 三、煮沸消毒 四、藥物消毒

第二十二條 蒸氣消毒には流通蒸氣を用ひ成るべく消毒器内の空氣を排除し一時間以上攝氏百度以上の溫熱に觸れしむべし

蒸氣消毒を施行せむとするときは左の事項に注意せられたし

一、消毒に因り褪色の虞あるものは蒸氣消毒を避け他物に染色の虞あるものは他物と混じ蒸氣消毒を行はざること

二、衣類は豫め袖又は衣囊を検索し爆發又は發火し易き物件あるときは之を取出すこと

第二十三條 煮沸消毒は消毒すべき物件を全部水に浸漬し沸騰後三十分以上煮沸すべし

煮沸消毒の施行に關しては前條第二項第一號を準用す

第二十四條 藥物消毒に用ふべき藥品並其の製法及用法左の如し

一、石炭酸水(防疫用石炭酸三分、水九十七分)

石炭酸水を製するには定量の防疫用石炭酸に少量の湯又は水を加へ攪拌又は振盪しつゝ徐々に水を注ぎ定量に至らしむべし

石炭酸水は使用の都度之を振盪すべし

二、クレゾール水(クレゾール石鹼液三分、水九十七分)

クレゾール水を製するには定量のクレゾール石鹼液に定量の水を加ふべし

クレゾール水は使用の都度之を振盪すべし

三、昇汞水（昇汞一分，普通食鹽一分，水千分）

昇汞水を製するには定量の昇汞及普通食鹽を定量の水に溶解し又は昇汞錠（一錠中昇汞〇・五グラムを含む）を一錠に付水約五百グラムの割合に溶解すべし

昇汞水は金屬製に非ざる容器に之を貯藏し其の昇汞錠を用ゐざるものは「スカレット」「フクシンS」其の他適當の色素を加へ著色し識別し易からしむることを要す

四、煨製石灰（少量の水を注げば熱を發し崩壊するもの）

煨製石灰末（煨製石灰に少量の水を加へ粉末と爲したるもの）

煨製石灰末を製するには用に臨み煨製石灰に少量の水を加へ粉末と爲すべし

石灰乳（煨製石灰二分，水八分）

石灰乳を製するには定量の煨製石灰に徐々に定量の水を加へ充分攪拌すべし

石灰乳は用に臨み之を製し且使用の都度之を攪拌すべし

煨製石灰を得ること能はざる場合に限り倍量の普通石灰を以て之に代ふることを得

五、クロル石灰水（クロル石灰五分，水九十五分）

クロル石灰水の製法及用法は石灰乳の例に依る

六、フォルマリン水（フォルマリン一分，水三十四分）

フォルマリン水を製するには用に臨み定量の「フォルマリン」に定量の水を加ふべし

七、フォルモアルデヒド

「フォルムアルデヒド」は「フォルマリン」を噴霧發生せしめ又は適當の装置に依り之を發生せしむべし「フォルムアルデヒド」の使用に關しては左の事項に注意すべし

一、消毒函内又は室内の容積百立方尺に付「フォルマリン」四十グラム以上を噴霧せしめ又は「フォルムアルデヒド」瓦斯十五グラム以上を發生せしめ同時に約百グラム以上の水を蒸發せしむるの比例を以て處置したる後七時間以上密閉し置くべし

二、物件の内部に至る迄消毒するの必要にあるものには真空装置に依るに非されば之を使用すへからず

真空装置に依る消毒時間は其の装置に依り之を定むべし

三、氣密に閉鎖し得べき消毒函内又は土藏造，洋風建物，船舶汽車等にして戸扉，窓孔等を密閉し得べき室内に非されば之を使用すへからず内務大臣の指定したる藥品にして傳染病研究所の檢定に合格したるもの又は之を原料として傳染病研究所の指示する製法に従ひ調製したる本品は傳染病研究所の指示する所に従ひ之を前項各號の藥品に代用することを得

第二十五條 「コレラ」，赤痢，腸「チフス」及「パラチフス」に付消毒方法の施行を必要とするもの概ね左の如し

一、尿毒，吐瀉物及其の處置に用ゐたる器具，布片，紙片等

二、死體

三、患者及死體の用に供したる衣類，寢具運搬器具等

四、看護人其の他病毒に接觸したる者及其の使用したる衣類，寢具等

五、患者の飲食器具，患者の飲食物殘渣等

六、病室の疊，敷物等

七、便所，便器，手洗鉢等

八、臺所，臺所器具，井戸，水槽等

九、芥溜，下水溜等

痘瘡及猩紅熱に付消毒方法の施行を必要とするもの概ね左の如し

一、鼻汁，唾痰，膿汁，痂皮，落屑及其の處置に用ひたる器具，布片，紙片等

二、死體

- 三、患者及死體の用に供したる衣類、寢具運搬器具等
- 四、看護人其の他病者に接觸したる者及其の使用したる衣類、寢具等
- 五、患者の用に供したる飲食器具其の他の器具、書籍等
- 六、病室の疊、敷物、建具、側壁等

發疹「チフス」に付消毒方法の施行を必要とするもの概ね左の如し

- 一、鼻汁、唾痰[°]及其の處置に用ゐたる器具、布片、紙片等
- 二、死體
- 三、患者及死體の用に供したる衣類、寢具運搬器具等
- 四、看護人其の他病者に接觸したる者及其の使用したる衣類、寢具等
- 五、病室の疊、敷物等

「チフテリア」及流行性脊髄膜炎に付消毒方法の施行を必要とするもの概ね左の如し

- 一、鼻汁、唾痰及其の處置に用ゐたる器具、布片、紙片等
- 二、患者の用に供したる衣類、寢具等
- 三、看護人及其の使用したる衣類、寢具等
- 四、患者の用に供したる飲食器具其の他の器具、書籍、玩具等
- 五、病室の疊、敷物、建具、側壁等

「ベスト」に付消毒方法の施行を必要とするもの概ね左の如し

- 一、血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其の處置に用ゐたる器具、布片、紙片等
- 二、死體
- 三、患者及死體の用に供したる衣類、寢具運搬器具等
- 四、看護人其の他病者に接觸したる者及其の使用したる衣類、寢具類
- 五、患者の用に供したる飲食器具其の他の器具、書籍等
- 六、病室の疊、敷物、建具、側壁等
- 七、鼠の棲息、交通する場所

第二十六條 消毒方法の應用概ね左の如し

- 一、患者

患者は治癒したるとき入浴せしめ衣類を更めしむべし但し温濕布を以て拭淨し入浴に代ふることを妨げず

入浴に使用したる水の消毒は第十二號に依る

二、死體

死體を棺に收むるには其の衣類に石炭酸水「クレゾール」水若は昇汞水を充分撒布し又は石炭酸水「クレゾール」水若は昇汞水に浸漬したる布片を以て死者を包み又は棺内に普通石灰を填つべし

三、尿尿、吐瀉物其の他の排泄物

尿尿、吐瀉物其の他の排泄物には同容量の石炭酸水若は「クレゾール」水、其の容量の三十分の一以上の煨製石灰又は其の容量の五十分の一以上の石灰乳若は「クロル」石灰水を加へ充分攪拌したる後二時間以上放置し又は之を煮沸し若は燒却すべし。

昇汞水及「フォルマリン」水は本號の消毒に適せず

四、病者に接觸したる者

看護人、患家の家人、消毒方法の施行又は患者、死體、排泄物等の運搬に従事したる者其の他病者に接觸したる者は時々又は其の都度手足を消毒し入浴すべし

手足の消毒には石炭酸水、「クレゾール」水又は昇汞水を使用すべし

五、衣類、寢具、敷物、布片等

蒸氣消毒を行ひ又は石炭酸水、「クレゾール」水若は「フォルマリン」水に二時間以上浸漬し又は「フォルムアルデヒド」を使用すべし

絹布、毛織物、綿、綿入蒲團、羽蒲團等は成るべく蒸氣消毒を行ひ又は「フォルムアルデヒド」を使用すべし

六、患者、死體、病毒汚染物件の運搬器具

患者、死體又は病毒に汚染し若は汚染の疑ある物件を運搬したる駕籠、釣臺、車等は使用の都度石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若は「フォルマリン」水を以て拭淨し又は之を撒布すべし

七、圖書、書類等

「フォルムアルデヒド」を使用すべし

八、硝子器、陶器、磁器、鍍製品、竹木製品等

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水。石灰乳若は「フォルマリン」水に浸漬し又は石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若は「フォルマリン」水を以て拭淨し又は之を撒布し氣熱に堪ふるものに付ては蒸氣消毒を行ふべし

飲食器具、玩具、金屬製品等の消毒には昇汞水を使用すべからず

九、革類、革製品、漆器其の他の塗物類、護謨製品、セルロイド製品、護謨附品、糊附品、膠附品、紙製品、毛皮、象牙、鼈甲、角等

石炭酸水、「クレゾール」水若は「フォルマリン」水を以て拭淨し若は之を撒布し又は「フォルムアルデヒド」を使用すべし

蒸氣消毒及煮沸消毒は本條の消毒に適せず

十、室内各部

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若は「フォルマリン」水を以て拭淨し又は之を撒布すべし但し密閉し得べき場合に於ては「フォルムアルデヒド」を使用することを得

十一、便所、芥溜、溝渠等

便所は石炭酸水、「クレゾール」水若は「フォルムアルマリン」水を以て拭淨し又は之を撒布し便池、肥料溜等には煨製石灰水、石灰乳又は「クロル」石灰水を注ぎ充分攪拌すべし但し尿尿は消毒後一週間を経過するに非ざれば肥料に供することを得ず

芥溜及土地には石灰乳又は「クロル」石灰水を溝渠には煨製石灰末、石灰乳又は「クロル」石灰水を注ぎ塵芥は之を焼却すべし

煨製石灰末は乾燥せる場所の消毒に適せず

十二、井戸、水槽、汚水等

井戸、水槽、汚水等には水量の五十分の一の煨製石灰を乳狀と爲したる

もの若は水量の五百分の一「クロル」石灰水を投入し充分攪拌したる後十二時間以上放置し又は適當の裝置に依り熱蒸氣を通じ三十分間以上沸騰せしむべし

昇汞水は飲料水に滲透するの虞ある場所の消毒に之を使用すべからず

十三、船室、汽車、電車等

船室又車室内部の消毒は第十號に準ずべし

船底水には其容量の二百分の一の煨製石灰末又は其の容量の二千分の一「クロル」石灰水を加へ二十四時間を経過したる後之を汲出すべし

十四、動物の死體、消毒後再び用に供する目的なき物件又は消毒費用に比し廉價なる物件は之を焼却すべし

第二十七條 衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其の他の物件にして第二十一條各號の消毒方法を施行し難きものに付ては日光に曝し又は大氣中に乾燥せしむべし

以上は藥品に依る消毒にして吾人藥品取扱業者の最も知らねばならぬ事なるに依り之を抜き吾人の參考となす次第なり。

届出書式類

藥劑師を雇入れて藥種商免許を受くるには下記の願書を提出すること。

藥種商免許願

本籍
住所
營業所

氏
名

生年月日

右

住所
藥劑師

氏
名

府縣知事(又ハ警視總監)殿

年 月 日

右今般藥劑師何某ヲ使用シテ藥種商營業致シ度候ニ付免許鑑札御下附相成度別紙藥劑師免狀寫相添ヘ以連署此段願出候也

法人の場合は下記の通りなり外に會社の定款添附のこと。

藥種商免許願

住所
營業所

何々株式(合名・合資)會社

代表者 氏 名

右何々株式會社

代表者 氏 名

住所
藥劑師

氏 名

警視總監(又ハ府縣知事)殿

年 月 日

右今般藥劑師何某ヲ使用シテ藥種商營業致シ度候ニ付免許鑑札御下附相成度別紙藥劑師免狀寫相添ヘ以連署此段願出候也

藥劑師使用届

私儀今般左ノ藥劑師使用致候間別紙免狀寫相添へ以連署此段及御届候也

<p>本籍 現住所 族籍</p> <p>藥劑師 氏</p> <p>生年月日</p> <p>名 ⑩</p>	<p>本籍 現住所 營業所</p> <p>藥種商 氏</p> <p>生年月日</p> <p>名 ⑩</p>	<p>本籍 現住所 營業所</p> <p>藥劑師 氏</p> <p>生年月日</p> <p>名 ⑩</p>
--	---	---

警視總監(又ハ府縣知事)殿

毒物劇物營業願

右ハ肩書營業所ニ於テ毒物劇物營業致度候ニ付免許相成度履歷書試驗合格證相添へ此段及御願候也

<p>本籍 現住所 營業所 族籍</p> <p>氏</p> <p>生年月日</p> <p>名 ⑩</p>	<p>右</p> <p>氏</p> <p>名 ⑩</p>	<p>本籍 現住所 營業所 族籍</p> <p>氏</p> <p>生年月日</p> <p>名 ⑩</p>
--	------------------------------	--

警視總監(府縣知事)殿

警視總監(又ハ府縣知事)殿

右ハ肩書營業所ニ於テ毒物劇物營業教候間此段及御届候也
年 月 日

毒物劇物營業届

本籍

現住所

營業所

族籍

藥劑師 氏

生年月日 名

右 氏

名 ⑩

藥種商・製藥者免許の下附を願ふ者は下の書式に依り履歴書と試験合格證書の寫を添へて願出づること、外に藥劑師の管理の下に營業せんと欲する者は藥劑師免狀の寫を添へて願出づるものである。

藥種商(製藥者)免許鑑札下附願

本籍
住所

營業所

製藥所(之レハ製藥者ノミニ必要)

氏 名

生年月日

右今般藥種商營業致度候ニ付免許鑑札御下附相成度別紙履歴書相添へ此段願出候也

年 月 日

右

氏

名 ⑩

警視總監、又ハ府縣知事)殿

履 歴 書

本 籍 所 住 所 營 業 所 族 籍

氏 名

生 年 月 日

學 歴

一、何年何月何々學校入學

一、何年何月何々學校卒業

一、何年何月何々學校又ハ講習會或ハ藥劑師何某ニ就キ何年何月迄何々修業

職 業

一、何年何月ヨリ何年何月迄何縣何郡何町藥種商何某方ニ於テ藥業見習ス

右之通相違無之候也

年 月 日 右 氏 名 印

藥劑師を雇入れ其の管理の下に營業せんとする者は下の書式に依り願出づるものとす。(用紙美濃紙)

藥種商(製藥者)免許鑑札下附願

本 籍 所 住 所 營 業 所 製 藥 所 (之レハ製藥者ノミニ必要)

氏 名

生 年 月 日

右今般藥劑師何某ヲ使用シテ藥種商營業致シ度候ニ付免許鑑札御下附相成リ度別紙藥劑師免狀寫相添ヘ以連署此段届出候也

住 所 右 氏 名 印

藥劑師 氏 名 印

警視總監(府縣知事) 殿

藥種商支店管理藥劑師變更屆

住 所
營業所

營業主 氏

舊管理藥劑師 氏

住 所 何市何區何町何番地

新管理藥劑師 氏

生 年 月 日

名 名

右之通り管理藥劑師ヲ變更致候間此段及御届候也

年 月 日

右 氏

新管理藥劑師 氏

名 名
⑩ ⑩

府縣知事(警視總監)

殿

藥種商支店(出張所)設置願

住 所

營業所

藥種商 氏

名

右今般藥劑師何某ヲ管理人ト定メ何市何區何番地へ支店(出張所)ヲ設置致候間御許可相成度別紙免狀寫相添へ此段及御願候也

右

年 月 日

住 所

藥劑師 氏

名 名
⑩ ⑩

警視總監(又ハ府事知縣) 殿

届出人法人なるときは下の如く記す。

藥種商管理藥劑師變更届

住所 何々株式会社(合資・合名)會社
 營業所 右代表者氏
 住所 舊管理藥劑師氏
 住所 新管理藥劑師氏

生年月日 名

右之通り管理藥劑師變更致候間別紙免狀寫相添へ以連署此段及御届候也

年月日 何市何區何町何番地
 何々株式会社
 右代表者氏
 新管理藥劑師氏

警視總監 又ハ府縣知事) 殿
 新管理藥劑師 氏

藥種商免許鑑札再下附願

住所 何
 營業所 某
 藥種商 何

右藥種商免許鑑札左ノ事由ニ依リ毀損(又ハ亡失)致候間再下附相成度此段願出候也

一、藏置中蟲害ノ爲メ毀損
 (又ハ何年何月何日盜難ノ爲メ死亡或ハ何年何月何日火災ノ爲メ燒失ト精シク記入スルコト)

昭和 年 月 日

府縣知事(警視總監) 殿
 右 何 某

藥種商免許鑑札書換願

住 所

(舊住所)

營業所

(舊營業所)

藥種商 何

(舊氏名何 某)

右昭和 年 月 日營業所住所(又ハ氏名)變更仕候間免許鑑札御書換相

成度此段願出候也

昭和 年 月 日

右

何

某 ㊦

警視總監(府縣知事)殿

藥種商住所(營業所)移轉届

住 所

(舊住所)

營業所

(舊營業所)

藥種商 何

某

右何年何月何日住所(營業所)移轉候間免許鑑札相添(此段及御届候也

昭和 年 月 日

右

何

某 ㊦

警視總監(府縣知事)殿

藥種商廢業(死亡・失踪)届

本籍
住所
營業所
族籍

藥種商 氏

名

生年月日

右ハ何年何月何日廢業(死亡・失踪ノ宣告ヲ受ケ)候間別紙免許鑑札相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

右 氏

名 ㊦

(死亡・失踪ノ場合ハ届出義務者、戸主・妻・相續人・後見人・親權者等ノ氏名)

府縣知事(警視總監) 殿

藥種商移轉届

住所

營業所

藥種商 氏

名

右何年何月何日ヨリ何市何區何町何番地ヘ移轉シ候間免許鑑札相添ヘ此段及御届候也

昭和 年 月 日

右

氏

名 ㊦

府縣知事(警視總監) 殿

昭和十年五月十五日印刷
昭和十年五月二十二日發行

〔定價 一圓七十錢〕

編者

東京市本郷區眞砂町一八番地
東京製藥學院

發行者

高 瀨 忍

印刷者

東京市芝區田村町四丁目十六番地
大西印刷所

發行所

東京製藥學院

藥局開設屆

本籍

現住所

營業所

藥劑師

氏

生年月日

名

一、藥局名稱 何

一、開設場所 肩書營業所

右ハ肩書營業所へ藥局開設致候間別紙藥劑師免狀寫相添へ此段及御屆候也

昭和 年 月 日

右 氏

名 印

警視總監 殿

366
111

終